

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 3 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	令和 2 年 10 月 12 日 (月) 午前 10 時から正午まで
開 催 場 所	3 0 1 会議室
出 席 者 (送 付 先)	出席者：和気座長、大谷委員、英保委員、清野委員、吉富委員、伊豫部委員、遠藤委員、大久保委員、藤倉委員、星委員、石井委員、藤崎委員、木下委員、鈴木委員、植村委員 欠席者：山田委員 事務局：福祉総務課長、福祉総務課係長（福祉総務係）、コンサルタント（1名）
議 題	報告事項 (1) 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について (2) 第 2 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について 議題 (1) 地域福祉計画の素案基本理念等の検討について (2) 地域福祉計画の素案（第 4 章）の検討について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 基本理念については「つながり」「支え合い」「QOL」に関する語彙を入れ込むなど、委員の意見を踏まえた案を事務局で検討し再度提示する。 (2) 素案に関する指摘事項については内容等を確認して、事務局で検討を行う。 (3) 次回懇談会の日程については、11月9日午後2時からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局)	2 報告事項 (1)第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会の会議録（要旨）について（参考「資料 1 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録（要旨）」） 【説明要旨】 ● 資料 1 の通りだが修正がある。前回、山田委員が欠席だったが、欠席者のところに石井委員の名前が入っており誤っているため、次回、修正して改めて報告させていただきたい。 その他の内容については 10 月 19 日頃を目処に、何か修正点があれば事務局までご連絡いただきたい。その修正を以て会議録を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議、および会議録の公開に関する指針、第 11 条および第 12 条の規定に基づき市政情報コーナー、および市のホームページ上で公開させていただくのでご了承願いたい。 ○ 修正点があれば 1 週間ほどで事務局にご連絡いただきたい。以上で会議録はご承認をいただきたいと思う。 (一同異議なし) (2) 第 2 回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について（参考「追加資料 1 第 2 回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会における指摘・修正点」「追加資料 2 武蔵村山市第五次地域福祉計画（素案）」） 【説明要旨】 ● 追加資料 1 ・追加資料 2 に基づき事務局説明 【主な意見等】 ○ 追加資料 1 の表の中段、生活支援コーディネーターの関係だが、素

案への反映等についてということで、追加資料の素案の 24 ページの「ボランティア活動に関する主な取組」の中に、地域福祉コーディネーターが記載されている。基本的には地域包括支援システム等の計画を位置付ける中で、重要な役割に地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターが置かれているという現状なので、ボランティアの活動に関する主な取組だけでなく、地域福祉コーディネーターの取り扱いをしていただけるとよろしいのではないかと思います。

- 入れるところについては検討させていただきたい。
- 修正点の一番上、追加資料 2 の 12 ページだが、地域福祉の提供団体の多様化で、3 行目、「公益性の認定を受けた一般法人」と書いてあるが、これは後ろに一般財団法人があるので、前は社団法人と記載した方がよい。
- 最後の段階で全部通してお気づきの点があればご指摘をいただくということにしたい。では差し当たり素案の 3 章までは良いということにさせていただく。
(一同異議なし)

(3) その他

- 先ほどの追加資料 1 の 2 ページ目、第 3 回策定委員会における指摘事項については、4 章に位置付けるものなので、後ほど説明させていただく。

議題

- (1) 地域福祉計画の素案基本理念等の検討について（参考「資料 2 基本理念・基本視点（案）」）

【説明要旨】

- 資料 2 に基づき事務局説明

【主な意見等】

- 2 ページの最後、個別イメージの中で「誰もが」「多様性」「すべての人」「お互いを尊重」「認め合う」を、いわゆるソーシャルインクルージョンとしていて、下の基本視点の表の、②の視点 3 の中で「福祉の課題を抱えるひとを誰も取りこぼさない社会的包摂の視点」とある。社会的包摂の視点でいくのか、ソーシャルインクルージョンという言葉を使うのか。
- 案は載せさせていただいているので、委員の中でご検討いただければと思う。下のところは基本視点なので、基本理念に向かっていくべき視点というかたちである。基本視点のほうについては、今回ご議論いただく第 4 章の取組の構成に合わせて視点を 3 つ用意しているため、まだ議論の前の段階になるが、まずは基本理念のほうを決めていただき、そこに合わせて視点の設定をさせていただければと思う。
- 基本理念の末尾がすべて「福祉のまち」となっていることについては疑問がある。自助・共助・公助という言葉がある中で、「福祉のまち」というと公助が前に出てくると思うが、この市全体の中の雰囲気としては、自助・共助をバックアップしているかたちで、公助がほとんど表立って出てこない。公助の土台があってその上に共助があって自助があるならわかるが、公助はすごく後ろに隠れている感じがする。どこが「福祉のまち」になるのかなと思った。使わないほうが良いとまでは言わないが、実態が伴ってほしい。
- 私としては「福祉のまち」ということばに賛成派だ。やはり市の計

画として出すには少し宣伝効果も必要なので、ある程度理想を挙げておくことも必要ではないかなと思う。

- 私は国勢調査に携わらせていただき、個別訪問をしたりした。そのときに、本当に、人との繋がりが全くないと感じた。戸建ての場合は、多少、近所付き合いがあるのではないかと思ったが、マンションというのは全くもう関係ない、隣が住んでいるのか住んでいないかもわからないような現状を見て、将来、この国はどうなってしまうのだろうと感じた。その辺から考えていかないと、いくら「福祉のまち」とスローガンを掲げても、なかなか難しいのではないかな。
- 今のご意見に関連して、年寄りには年寄りで結構繋がるところがあるが、若い人たちは、一生懸命働いてらっしゃるから家にはいない。お年寄りは家にいるからどこかに出かけたい。でも、若い人が近所付き合いの場にはいないと、自助にも共助にもなくなってしまう。その辺がとても大事なことじゃないかなと思う。
- 近所のつながりもエリアによって特徴がある。昔からの地区は繋がっているが、新興住宅地はバラバラだ。
- 主語は「だれもが」より「みんなが」のほうが素直でいいかと思った。ニュアンスだけの話だが、「だれもが」は、排除しないよといっている故の排除という感じが少しだけある。「みんなが」のほうは、日本人は好きだし、当事者意識も出て素直に読めると思った。
- 「①だれもが身近な地域で家庭で安心して暮らせる福祉のまち」というのは受動的、抽象的で、そうあったらいいなという消極的な感じがある。
- 段々論点が絞られてきた。「暮らせる」という受動的な感じではなく、そのようなまちをつくるのだというのが出てくるという言葉のほうがよいだろうと。みんなでつくるという話だ。これは私が見る限り、今の国の流れにも一応沿っている感じだ。平成 18 年の①は、その当時は「安心」とか「安全」とか「いきいき暮らせる」とかいうのが多かったような気がするが、今出てきている国の流れというのは、やはり、そういうものを市民が中心になってつくっていく、地域力を強化していくという話なので、①はそういう点では弱い感じだ。②から⑥までで、そういう支え合うとか、何かそういうのをに入れていったほうがいいのではないかな、そういう話だ。

また、国勢調査の話もあったが、ポイントの 1 つは繋がりが非常に薄く、弱くなっているのだから、地域福祉を通じてその繋がりをつくっていくということ。それから、ただ繋がって皆で集まるだけというよりは、やはり困っている人がいれば支え合い、いろいろとサポートをする。

あとはクオリティー・オブ・ライフというが、その人らしくこの地域で暮らしていけるということがやはり必要だということの 3 点ぐらい入れておけばいいのではないかな。それに沿ったようなかたちで、18 年のものをそのまま踏襲してくというよりは、ここで少し変えてみるかというご意見をいただいた。

「福祉のまち」はちょっと賛否両論がありそうで、福祉の捉え方もいろいろとあると思う。その辺のところも事務局でご検討いただきたい。これは代替案も全部「福祉のまち」になっているので、この辺をご再考いただくという辺りでいかがか。基本的な視点は良いと思う。行政があって、市民がいて、そして事業所がある。その辺が皆で連携して、協働して、進めていくというのが良いだろう。

そのときに、今のご意見だと、市は後方支援みたいなかたちで後ろ

へ下がっていて全然出て来ず、自助とか共助ばかり前面に出てくるのはどうなのだという話があるので、バランスよく、行政もまた地域福祉を進めますということを入れてほしいということだ。

では、今日のご意見をいただいたということで、事務局は今の議論を踏まえて少しご議論いただき、もう少し絞り込んで、2つぐらい、出していただいて後で決めればいい。構成している要素はもう大体決まっているので、それをどう表現するかを検討いただきたい。

(2) 地域福祉計画の素案（第4章）の検討について（参考「資料3 第4章 基本計画」）

【説明要旨】

● 資料3に基づき事務局説明

【主な意見等】

- 再犯防止の推進について、21 ページ、一番下の■の最後に、「社会が受け入れる体制・意識づくりに努めます」と書いてあるが、ここはあくまでも現状と課題なので、努めるではなく、「体制・意識づくりが必要」とか「体制・意識づくりが求められている」とか、そういう部分になるのではないか。

また、取組名については国や東京都の再犯防止計画の柱になっているわけだが、このような内容の言葉が出てくる裏にある個々の背景に対し、市としてどのように取組んでいくのかということが大切なので、そういったことも考えて全体的にまとめていただければありがたいと思っている。先ほどお話があった通り、全国的に保護司のなり手がいない。だから、そういうものも支援するとか、あるいは更生保護活動を通じる上で相談室の提供をするとか、あるいはまた、社会を明るくする運動を通じて再犯防止啓発活動を推進するとか、ある程度の具体的な内容を記載してほしい。現状の内容のままだとわかりにくいと思うので、是非その辺をご検討いただき、然るべき計画にさせていただくとありがたい。

- 計画については、内部委員会では3計画を差し込んだかたちで提示させていただいた。その中で、内包というかたちをとるわけだが、計画の中に計画が出てきて非常にわかりづらいというご意見をいただいた。そのため、計画を、他の部分に溶け込ませたようなかたちで今回お示しさせていただいている。ただ、他の市町村でも内包でつくられている計画を参考にすると、やはり計画という位置付けはしっかりと残ったかたちで内包しているものが見受けられる。見せ方について、また施策をどの程度盛り込めるかについて、まだ検討の余地があるので、次回までにお示しさせていただければと考えている。
- 確かに、地域福祉計画というのは理念的な内容を含むため、何か具体的な数字を挙げて、これが出来たら、目標は達成できたというかたちのPDCAサイクルがなかなか回らない。ただ、問題解決するために、具体的に、方向性と量、ベクトルをちゃんと示さないと、計画としてはよくわからないものになってしまう。保護司のところだけでなく全編そうだが、きちっと具体的なものを示せるなら示していくというようなことをやってほしい。
- 再犯防止の件、認知症高齢者や知的障害の再犯者も多いと聞いた。成年後見ではないが医療との関係の取組も必要かと思う。
- 保護観察をしても、高齢者の万引きがなかなか直らない。1つの病気になってしまっているのかなと思う。それと、やはり再犯が多

いのは覚醒剤だ。精神的な医者に定期的にかかってきちっと治療するとか、あるいは民間団体に入って、自分の気持ちを直していくのだと、そういうふうな心構えでないと、難しい。

- おっしゃっていることは大体統計的にもはっきり出ている、精神保健福祉との関係は非常に強い。医療もそうだ。なので、その辺との連携をしっかりと取っていかなければならないと思うが、なかなか難しい。繰り返しになるが、ソーシャルインクルージョン、社会的包摂でそういう人たちを包み込んで地域社会の一員として一緒に生きていくのだと、言うのは簡単だが、実際に行うとなったら大変だ。そういう難しい問題に、地域福祉計画だけでできるかどうかはともかく、方策を考えていく必要がある。

- 10 ページ、「活動団体間のネットワークづくりの推進」の市内の事業者ができることの検討に、「社内ボランティアサークルは、ボランティア・市民活動センターに登録し、積極的に他のサークルとの交流・連携に努めるとある」が、事業者に求めるものがこれだけでよいのかということが疑問だ。市内の企業にどれだけボランティアサークルがあるか調べていないが、実際にボランティア・市民活動センターに登録してもらっている団体で社内のボランティアサークルというのはない。

また、私が以前在席していた同種の施設では、社内のボランティアサークルもあったし、ボランティアサークル同士の連携のグループもあった。ただ、多くの場合、すべきことが思い浮かばないといった状況であった。そうではなくて、その人たちの仕事のスキルを生かした、いわゆるプロボノみたいなかたちで社会貢献できないかというのを働きかけていたが、なかなかそこまで至るかなり前段階にあった。

現在、私たちは、例えばボランティアとか市民活動団体の活動をPRするお祭りを年に1回開いていて、その協賛金を出していただけないかということで各企業を回っていて、それに協力していただくというのが結構あった。汗をかくばかりではなく、そういう金銭的な援助みたいなのもネットワークづくりが必要だったりするのではないかと考えている。単純に社内のサークルだけが連携するという、なんかすごく小さなところではなく、広い視点で、計画で書いていただければなと思った次第だ。

- そちらについても、前第四次の計画等にも以前から変わらず記載されているような部分ではあった。今回ご指摘をいただくまで、私どもも市内のボランティアサークルについての認識が薄かったので、お話を伺って、ここはもう少し膨らませたい。社内のボランティアサークルだけでなく、何かもっと発展的な内容を取り込めたらと考えているので、またご意見を伺わせていただきたい。

- プラットフォームって言い方がある。いろいろな団体が出たり入ったりということをしながらか繋がっていく、日常的に繋がれるような空間、場をつくるということだ。しかし、年1回皆で集まって何とかしましょう、福祉まつりをやりましょうとか、そういうのではなかなか繋がらない。常に繋がれるような、そこへ行けば繋がれるかみたいな話の空間をつくっておくということ、もう少しここで書いてもらった方がよい。

- 地域福祉コーディネーターの件、11 ページ、第2節の、市と市民が一体となった地域づくりの1の地域福祉活動の基盤の強化、下の現状と課題のところの4つ目の■に、「令和元年度から社会福祉協議会が地域福祉コーディネーターを設置し、「子ども食堂の立ち上げとネ

ットワーク化の支援」や、「引きこもり当事者家族会の立ち上げの支援」等の活動を行った」という記載がある。これだけで拝見すると、この内容だと社会福祉協議会が単独で事業、活動を行っているような表現に止まってしまっているの、そこを変更いただきたい。

地域福祉コーディネーターについては、東京都の地域支援計画の中でも、市町村の積極的な配置を期待しているところなので、課題としても地域福祉コーディネーターを配置していくという方向性を盛り込んでいただきたい。また、地域福祉コーディネーターは制度の狭間の方とか、あるいは個別支援とかいったところをきちっとやっていく役割として認識されている。その辺のところを計画の中でも提言いただくと非常によろしいのかなと思っている。

最後に 48 ページ、重層的な支援体制整備事業のイメージ図があるが、国では、この中に、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターを両方とも明記するような方向性がもう決まっているということで、是非こちらのほうにもご記載いただきたい。あるいは、市が行う主な取組、12 ページのコーディネート機能の充実というところにも地域福祉コーディネーターの役割を明確に位置付けていただきたいと考えている。

- 市民意識調査（市民向け）の中でも、地域福祉コーディネーター以前に、社会福祉協議会の認知度がかなり低い結果が出ており、名前は知っているが何をしているのかわからないという市民の意見が圧倒的に多かったの、市のほうも広報と周知等に努めて参りたいと思う。また、社会福祉協議会の強化というのをどこかに記載させていただき、その中で地域福祉コーディネーターの配置についても、もう少し強調できるようなかたちが必要かと考えている。
- 地域福祉計画ができた後、社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定に向けて、どのように活動して、市内に地域福祉を浸透させていくかを検討することになっている。ご指摘いただいたように、社会福祉協議会の認知度が非常に低いため、間口を広げて、皆さんに浸透していくような活動ができるように努めたい。
- 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター、地域福祉ふれあい推進など、本当に地域に浸透するにはもう少し時間がかかると思う。たぶん市民の方々も、一体何が起きているかよくわからないのではないかと。いずれにしても、計画の中できっちり書いて、どういふものかをわかるようにしておいたほうがよい。
また、地域福祉コーディネーターの配置については、いきなり各圏域に一人ずつで、4人というのは難しいと思うが、行政がお金を出して、1年に1か所くらいずつ強化して、4～5年後には全地域に配置されるというようなことぐらいは、書いてもよいのではないかと。加えて、厳しい注文をつければ、誰でもよいからとりあえず配置するのではなく、地域福祉コーディネーターによって地域が上手く回っているのを証明してもらわないといけないから、人材の質はすごく大事だ。当たり前だがいい人を採用して、時間をかけて育成して、定着してもらって、そういう人を配置して、地域をうまく回していくことを、是非行ってもらえればと思う。
- 社会福祉協議会でも、新しい職員の採用ができておらず、非常に困っている。地域で活動する人材育成ができない。
- やはり福祉の有用性や必要性を感じるのは、お年寄りや、子どもを持っているお母さんが多く、仕事をしている若い人にはなじみがない。だからこそ、啓蒙するのが重要で、そこを行っていないと、福

	<p>社に目が向かない。</p> <p>○国は全世代型社会保障とか、若者の福祉だとか、働いている人たちをどうやって取り込むかといっているが、そういう視点を入れて、うまく巻き込んでいかないといけない。社会福祉協議会職員もどうやって採用していくか、それは職員の資質の問題と関連して、重要な視点かと思う。</p> <p>(3) その他 【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 追加資料3、次回懇談会日程について、11月9日月曜日、午後2時から、それから11月12日木曜日の2つを候補として挙げている。 ○いずれの日程も2名ご都合が悪いが、11月9日月曜日午後2時から確定としたい。ご欠席となる方は書面等でご意見をいただくとする。 ● 今後の予定について、懇談会は全5回を予定しておりあと2回で終了となる。間に合わなければまた年明けに6回目を追加1回と考えているが、ほぼ今年度中に案を固めて、パブリックコメントを行い、計画を進めていく予定である。 <p>4 閉会</p> <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 []	傍聴者： <u> 0 </u> 人
-------------	---	-------------------------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
庶務担当課	健康福祉部 福祉総務課（内線：152）

（日本工業規格A列4番）

武蔵村山市第五次地域福祉計画

(令和3年度～令和8年度)

(素案)

令和2年11月9日

武 蔵 村 山 市

はじめに

市長写真

あいさつ

令和2年3月

武蔵村山市長

市長署名

目 次

第1章 計画について

第1節 計画の策定と背景について	3
1 地域福祉計画策定の背景と趣旨	3
2 武蔵村山市の状況	3
3 都の状況	5
4 新たな福祉をめぐる動向	6
5 地域福祉活動を取り巻く動向	13
第2節 計画の性格と位置付け	15
1 計画の性格	15
2 計画の位置付け	16
第3節 計画の期間	17
第4節 策定の方法	18
1 会議体による計画内容の審議	18
2 市民意識調査による市民ニーズの把握	18
3 意見提出手続（パブリックコメント）の実施	18

第2章 地域福祉に関する武蔵村山市の現状

第1節 武蔵村山市の現状	21
1 人口・世帯	21
2 地域福祉の現状	22
3 高齢者福祉等の現状	31
4 障害者福祉の現状	33
5 子ども・子育て支援の現状	36
6 保健医療の現状	40
7 まちづくり施策の現状	44
第2節 市民意識調査からみる地域の現状	47
1 市民意識調査（市民向け）の結果	47
2 市民意識調査（団体向け）の結果	58
第3節 市民意識調査からみる地域福祉に係る課題	62
1 地域を支える人づくり	62
2 市と市民が一体となった地域づくり	62
3 包括的な支援の仕組みづくり	63

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 目指すべき姿（基本理念と基本視点）	67
1 基本理念	67
2 基本視点	67
第2節 計画の基本目標	68
1 計画の基本目標	68
2 施策の体系	69
第3節 エリア設定の考え方	70
1 地域福祉エリアの設定	70

第4章 基本計画

第1節 地域を支える人づくり	
1 福祉教育の推進と担い手の育成	
2 様々な地域福祉活動や交流の促進	
3 活動団体間のネットワークづくりの推進	
第2節 市と市民が一体となった地域づくり	
1 地域福祉活動の基盤の強化	
2 快適な生活環境の推進	
3 安全・安心のまちづくりの推進	
4 再犯防止の推進	
5 地域における孤立と自殺の防止	
第3節 包括的な支援のしくみづくり	
1 福祉サービス充実の基盤づくり	
2 相談体制・情報提供の充実	
3 権利擁護の推進	
4 保健・医療等の推進	
5 就労促進のための支援体制づくり	
6 生活困窮者への自立支援	
7 生活保護受給者への自立支援	
8 重層的な支援体制の整備に向けた検討	

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進の体制	
1 推進体制の考え方 — 適切な役割分担による計画の推進 —	
2 期待される役割 — 具体的な推進内容 —	

第2節 計画の進行管理

資料編

1 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

2 武蔵村山市地域福祉計画策定委員会

3 計画策定までの経過

4 連携・協働機関の概要

○ 本計画で「※」が付いている文言などは、頁下部に「用語の説明」を記載しています。

第1章 計画について



市の木「榎(えのき)」

第1節 計画策定と背景について

1 地域福祉計画策定の背景と趣旨

地域福祉とは、自助・互助・共助・公助をバランス良く、組み合わせながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるようにする仕組みのことです。

近年の傾向として、全国的に少子高齢化、単身世帯の増加、非正規労働者の増加等が進行しています。これらを背景として、日常生活・地域生活を営むことが困難な人が増加しており、暮らしの支援ニーズが増大し、また、複雑化・多様化しています。

他方で、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等も進んでおり、地域における互助力も弱まりつつあります。

このような社会情勢の中、従来の福祉を支えてきた社会保険、公的福祉等も影響を受けており、個別制度にとどまらない、制度全体の在り方が見直されはじめました。少子高齢化や経済成長の鈍化等、将来を見据え、いかに効果的で持続可能な社会保障制度を再構築するかが社会全体の課題です。

既に、制度改革の一環として福祉分野の改革も進められています。福祉分野の改革においては、従来、高齢者施策の一環として推進されてきた「地域包括ケアシステム」の高齢者以外への展開や、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組がはじまりました。

2 武蔵村山市の状況

◇ 計画策定の背景

本市では、平成8年に「武蔵村山市地域福祉計画（平成8年度～平成17年度）」を策定後、平成18年に「武蔵村山市第二次地域福祉計画（平成18年度～平成22年度）」、平成23年度に「武蔵村山市第三次地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）」、平成28年度に「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」を基本理念に掲げ、市民参加と協働のもと、市民・事業所・市が一体となって福祉政策の推進に努めてきました。

令和2年度は「武蔵村山市第四次地域福祉計画（平成28年度～平成32年度）」の最終年度に当たり、これまでの福祉サービスの達成状況や本市の地域福祉を取り巻く現状、社会情勢、国の策定ガイドラインに示された新たに盛り込むべき事項等を踏まえて、引き続き、市民・事業者・市が一体となり福祉施策を推進するための事項を一体的に定める「武蔵村山市第五次地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

◇ これまでの地域福祉計画策定の経緯

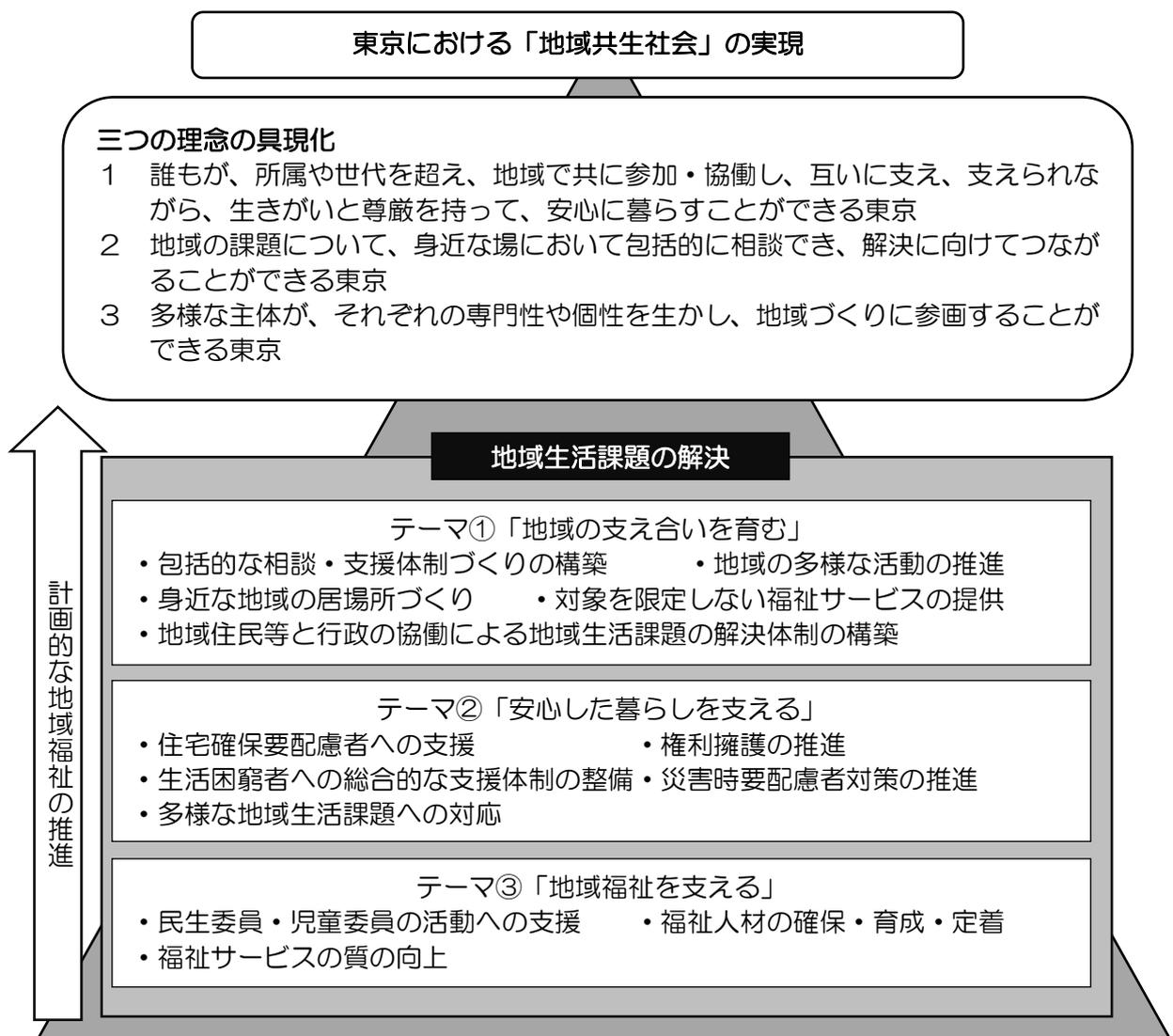
計画名	趣旨
<p>武蔵村山市地域福祉計画 (障害者・児童)</p> <p>平成8年度～平成17年度</p>	<p>すべての市民、特に社会的支援を必要とする障害者、児童及びひとり親家庭の人々が、住み慣れた地域社会の中で生涯にわたって速やかに、安心して自立した生活ができるよう、福祉をはじめ保健・医療、住宅など関連施策を住民の生活の視点から総合化し、ニーズに見合ったサービスを効果的、効率的に提供できる体制を構築し、計画的に推進することを目的として策定。</p>
<p>—地域でともに支えあう— 武蔵村山市地域福祉計画</p> <p>平成18年度～平成22年度</p>	<p>平成12年の社会福祉法の改正により地域福祉計画の策定が新たに規定されたことや平成14年に国から策定指針が示されたことを踏まえ、福祉の総合計画として、「武蔵村山市地域福祉計画（障害者・児童）」、「武蔵村山市老人保健福祉計画」及び「武蔵村山市介護保険事業計画」の3つの福祉計画を一体的に策定するとともに、身近な地域という共通の場において、行政、地域住民及び民間事業者等が補完し合い、協力し合うことにより推進することを旨とした計画として策定。</p>
<p>武蔵村山市第三次地域福祉計画</p> <p>平成23年度～27年度</p>	<p>地域福祉の意義と役割について改めて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備方策などを明らかにする、国の『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—』報告書（平成20年3月）等の地域福祉の新たな動向を踏まえ、各種福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画・障害福祉計画・次世代育成支援行動計画・食育推進計画・健康増進計画）と横断的に連携を図る役割を担う計画として策定。</p>
<p>武蔵村山市第四次地域福祉計画</p> <p>平成28年度～平成32年度</p>	<p>第三次計画の趣旨を引き継ぎ、各種保健福祉計画と横断的に連携を図る役割を担うとともに、平成27年4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行されたことに伴い、生活困窮者*の自立支援方策についてを盛り込む計画として策定。</p>

※【生活困窮者】：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

3 都の状況

◇ 東京都地域福祉支援計画

東京都は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 108 条第 1 項に規定する都道府県地域福祉支援計画として、区市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項等について定めた、東京都地域福祉支援計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を策定しました。この計画の中では、地域共生社会実現に向けた地域課題の解決のテーマとして、「地域の支え合いを育む」、「安心した暮らしを支える」、「地域福祉を支える」の3つの柱が据えられています。



出典：東京都地域福祉支援計画を基に作成

4 新たな福祉をめぐる動向

◇ 社会保障制度改革の全体の動向

平成 25 年 8 月に出された「社会保障制度改革国民会議報告書」では、すべての世代を支援の対象とし、また、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示しました。また、QOL（Quality of Life：生活の質）の向上の観点から、様々な生活上の困難があっても、地域でその人らしい生活が続けられるよう、地域特性に応じて医療・介護、福祉・子育て支援を含めた支え合いの仕組みづくりを、まちづくりとして推進する方向性を明示しました。以上を受け、すべての世代が安心感と納得感を得られる「全世代型」の社会保障制度への転換が進められています。

◇ 新たな福祉のあり方の方向性

平成 27 年に出された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」では、①様々なニーズに対応する新しい地域包括支援体制の構築、②サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上、③新しい福祉サービスの提供体制を担う人材の育成・確保という 3 つの取組の方向性を示しました。支援の包括化や地域連携・ネットワークづくりの更なる推進と、地域住民の参画・協働によって、多様なニーズをすくい取る全世代・全対象型地域包括支援体制の構築、誰もが支え合う地域共生社会の実現を進めていくこととしています。ここでは従来の分野別・対象別のサービスや支援を基盤として、その横断的、包括的取組の方向性が強化されています。

さらに、平成 28 年には、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会」が今後の福祉改革の柱として位置づけられました。従来、高齢者福祉・介護、障害者福祉、健康増進、福祉活動等の各施策分野において専門的サービス基盤整備や生活環境整備が行われてきましたが、これを基盤にしつつも、住民参加による総合的、包括的取組の方向性が明確に示されました。

平成 29 年には、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）の最終とりまとめにより、福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示されました。また、その視点として、①それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦、②すべての地域の構成員の参加・協働、③重層的セーフティネットの構築、④包括的な支援体制の整備、⑤福祉以外の分野との協働を通じた「支え手」「受け手」が固定されない参加の場、働く場の創造の 5 点が示されました。

従来、市町村には高齢者、障害者、子ども・子育てといった施策分野別に計画策定が求められており、各市町村では、対象者別にサービス基盤の整備や支援体制の整備を進めてきました。しかし今日では、社会経済の変化により、住民の支援ニーズは複雑化・多様化しており、従来の支援の枠組では対応が困難な複合課題や困難事例等が数多く顕在化しています。一連の制度改革は、従来の枠組での支援の限界を超えるための取り組みとなっています。

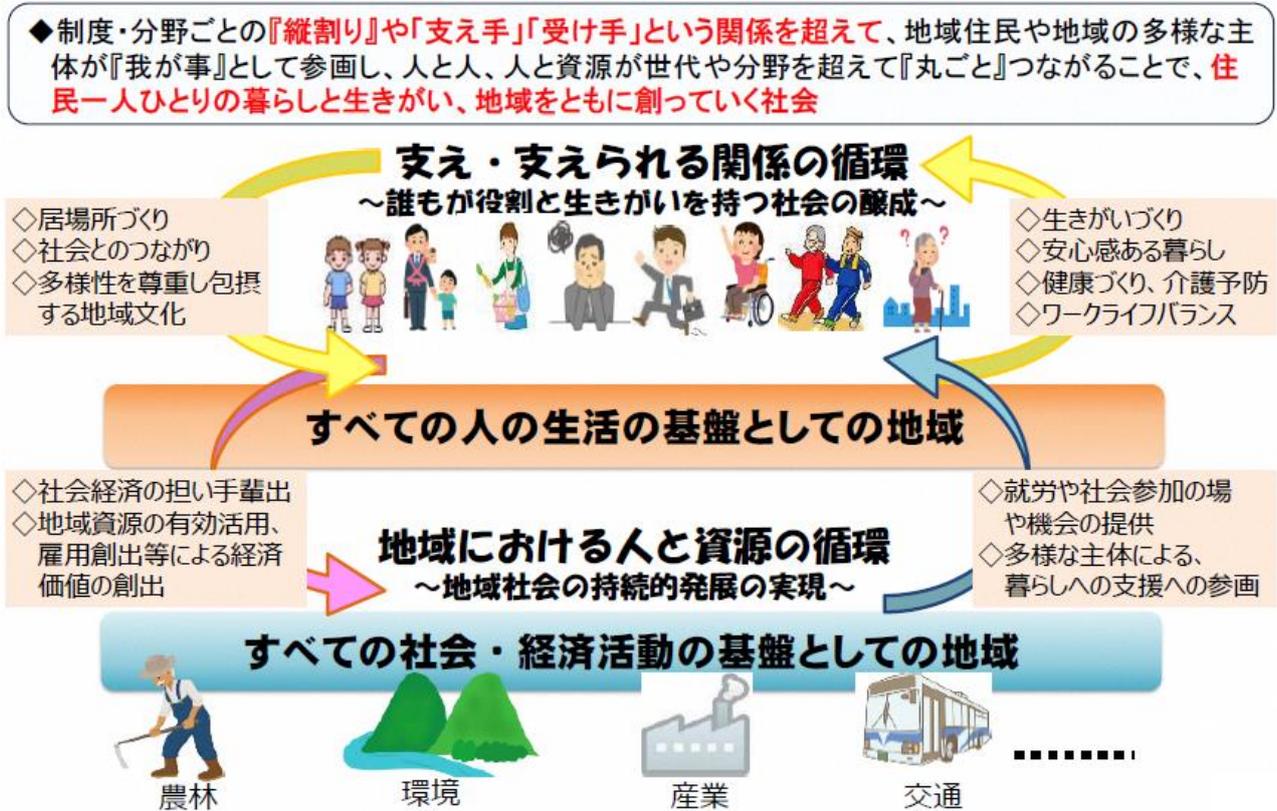
◇ 制度改正等の動向

年月	法令・方針等	要点
平成25年 8月	社会保障制度改革国民会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての世代が安心感と納得感の得られる『全世代型』の社会保障制度に転換を図ることとし、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の各分野にわたって改革の道筋を提示。 ・介護保険制度改革では地域包括ケアシステムの構築、予防給付の地域支援事業への移行について提示。また、在宅生活の継続のため住民による支援も含めたサービス提供体制について提示。
平成25年 12月	社会保障改革プログラム法の成立・施行	<ul style="list-style-type: none"> ・受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、子ども・子育て、医療・介護、公的年金制度の改革について改革プログラムを提示。
平成27年 9月	新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・改革の方向性として、ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み、生産性の向上、総合的な福祉人材の育成・確保を提示。
平成28年 3月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域における公益的な取組を実施する責務等の社会福祉法人改革 ・福祉人材の確保の促進等の措置 (平成29年4月施行。一部平成28年3月・4月施行)
平成28年 6月	社会福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域福祉計画策定の努力義務化、地域包括ケア体制の整備(平成30年4月施行)
平成28年 7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のすべての住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を福祉改革の基本コンセプトとして提示。
平成29年 5月	介護保険法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現、制度の持続可能性確保に向けた改正。
平成29年 9月	地域力強化検討会最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の領域を超えて地域全体で地域力強化を図る必要性を示し、地域力強化に向けて5つの視点を提示。
平成29年 12月	社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な支援体制の整備を推進に向けて、適切かつ有効な実施を図るための事業内容、留意点等を提示。
令和元年 12月	地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な観点を念頭におきつつ、当面の課題として、市町村における包括的な支援体制の整備推進の方策を提示。 ・整備の在り方として、3つの支援(断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を提示。

◇ 「地域共生社会」の考え方

「地域共生社会」は、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる社会です。このため、①「他人事」になりがちな地域づくりを住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みづくり、②制度の縦割りを超えて、ニーズに「丸ごと」対応できるような相談支援やサービス提供の体制づくりが必要となります。

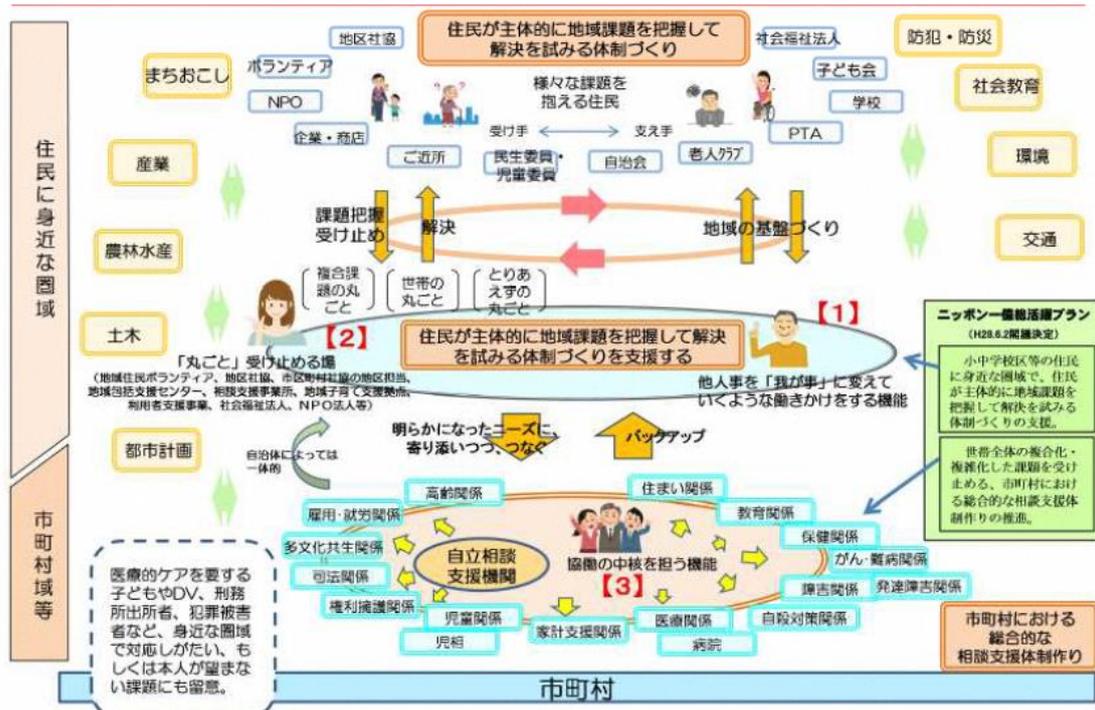
《「地域共生社会」とは》



出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は（略）、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と謳われており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

《地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ》



出典：厚生労働省

このような考え方の中では、従来の福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体をとらえていくことが必要となります。対人支援領域全体をとらえた新たな支援体制の整備に向けて、3つの支援（①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）を一体的に実施する事業の図式が提示されました。

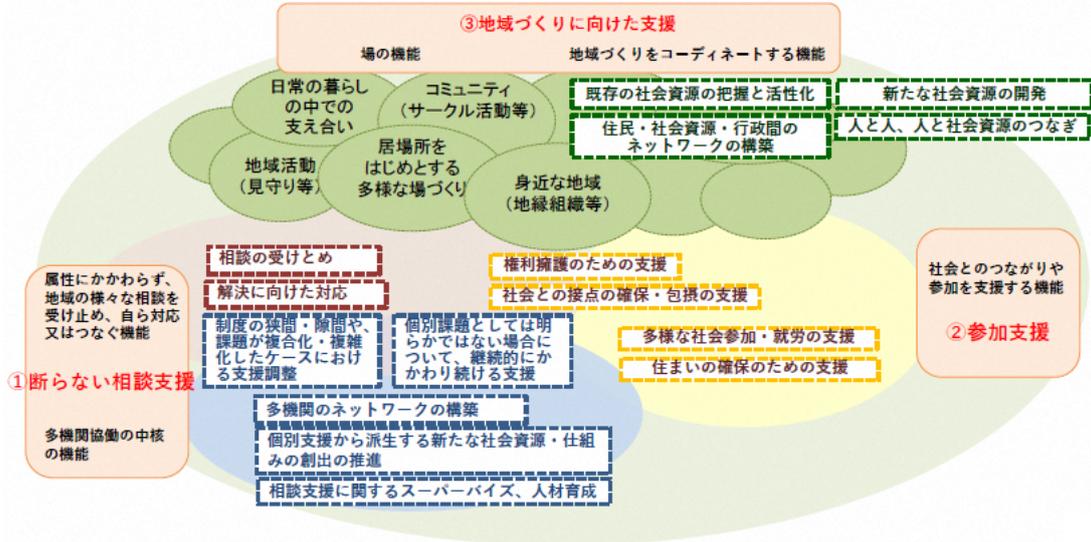
①断らない相談支援	本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援
②参加支援	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源をいかしながら、就労支援、居住支援等を提供することで社会とのつながりを回復する支援
③地域づくりに向けた支援	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

以上の考えは、地域共生社会の実現に向けた令和2の社会福祉法改正で条項に反映され、市町村には、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備やその他地域福祉推進の努力を求めるとともに、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生に関する施策等との連携に配慮するよう努めることも求めました（第6条第2項）。

また、包括的な支援体制の整備にあたって、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました（第106条の4）。

《新たな包括的な支援の機能等》

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



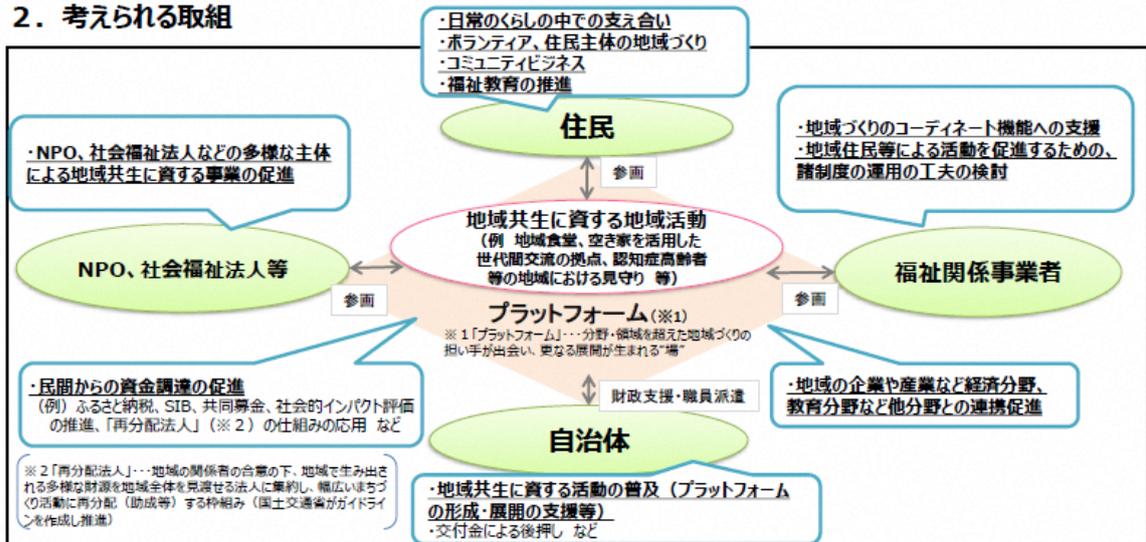
出典：厚生労働省

《多様な相い手の参画による地域共生に資する取組の促進》

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



出典：厚生労働省

◇ 再犯の防止等の推進に関する法律の成立

我が国では、平成 16 年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

本市においても、再犯の防止等の推進に関する法律の趣旨及び第 2 条の規定を鑑み、就労、住居、医療・保健、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進するため、本計画で再犯防止に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市再犯防止推進計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）として位置づけます。

◇ 自殺対策基本法の成立

我が国の自殺者数は、平成 10 年に年間 3 万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成 18 年に「自殺対策基本法」を施行し、国をあげて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成 28 年 4 月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成 29 年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、自殺対策基本法の趣旨及び第 13 条の規定を鑑み、これまで「武蔵村山市健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的に連携させながら、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進するため、本計画で自殺対策に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市自殺対策計画」（以下「自殺対策計画」という。）として位置づけます。

◇ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

成年後見制度*は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本市においても、成年後見制度の利用の促進に関する法律の趣旨及び第14条の規定を受けとめ、地域連携ネットワークの構築や中核期間を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図るため、本計画で成年後見制度の利用の促進に関する施策を取りまとめ、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「成年後見促進計画」という。）として位置づけます。

◇ 「2040年問題*」への対応

65歳以上の人口がピークに達すると見込まれる2040年（令和22年）に向けて、地方自治のあり方の検討が進められています。総務省が設置した「自治体戦略2040構想研究会」では、人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会を構築するため、平成30年に報告書を取りまとめ、人口減少下での住民の暮らしの維持を地域の公共私で支える考え方を示しています。その中で、医療・介護に関しては、元気な高齢の方が支援を必要とする高齢者の支え手にまわる仕組み、圏域内の自治体の連携による医療・介護サービス供給体制、AI等の技術革新の成果の導入等の対応を挙げており、また、子育てに関しては、共働き社会に対応した保育サービス、安定的な就労環境とワークライフバランス等を挙げています。

この対応の方向性において、地方公共団体には、地域における公共私相互の協力関係を構築するプラットフォーム・ビルダー*への転換が期待されています。また、社会のあり方として、ソーシャルワーカー*等による組織的な仲介機能、住民の暮らしを支えるために働ける新たな仕組み等が求められています。このほか、シェアリング・エコノミー*の環境等、従来の福祉の域にとどまらない要素も求めら

※【成年後見制度】：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権等が付与された成年後見人が支援する制度。本人が判断能力のあるうちにあらかじめ後見人を依頼しておく「任意後見制度」と家庭裁判所の審判に基づき後見人を選任する「法定後見制度」がある。「法定後見制度」は、本人の判断能力に応じて、「後見」、「補助」、「保佐」の3類型に分かれる。

※【2040年問題】：平成30年4月に自治体戦略2040構想研究会でとりまとめられた「自治体戦略2040構想研究会 第一次報告」には、高齢者人口がピークを迎える2040年頃に想定される課題として、子育て、教育、介護、インフラ、公共施設など、自治体行政の主要分野における危機について議論したとされている。

※【プラットフォーム・ビルダー】：基盤づくり（役）。

※【ソーシャルワーカー】：要介護高齢者や障害者、あるいはその家族等に対し、日常生活を送る上での不安や困り事等に対する支援業務を行う人。

※【シェアリング・エコノミー】：物やサービス等を、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組み。

れています。以上を踏まえ、平成 30 年からの「第 32 次地方制度調査会」では最適な公・共・私のベストミックス、その他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議が行われています。

5 地域福祉活動を取りまく動向

◇ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」による地域福祉の充実

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、平成 28 年に社会福祉法が改正されました。第 24 条第 2 項には「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」と明記され、社会福祉法人に「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。

これは、社会福祉法人本来の、非営利で公益的な役割をより明確にするために設けられた規定です。少子高齢化や人口減少等が進行していく中、社会福祉法人の創意工夫による多様な地域公益的な取組を通じて、地域の福祉ニーズに対応したサービスの充実が図られていくことが期待されています。

◇ 地域福祉の提供団体の多様化

従来の伝統的な地縁型の地域活動や社会福祉法人による社会福祉事業・地域公益事業に加えて、特定非営利活動促進法（NPO法）の度重なる改正や公益法人改革等を背景に、今日ではNPO法人や、公益性の認定を受けた一般法人・一般財団法人等、多様な団体が地域福祉の一翼を担っています。

また、地域社会への貢献も含むCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）活動も広く定着しており、企業・事業所も地域福祉の担い手、あるいは支援者として期待されます。

地域共生社会の実現を図るうえで、地域における多様な活動主体に目を向けることが一層重要となっています。

◇ 地域活動の資金調達方法の多様化

地域活動や社会貢献活動等のプロジェクト資金の調達では、クラウドファンディング（不特定多数の人からの資金調達。一般的にインターネットを介して行われている）が急速に広がっています。また、企業のCSR活動への働きかけを通じた支援の確保等の動きも広がっています。さらには、非営利活動が広がる中で、そのプロジェクト資金の調達の方法等も多様化しており、他方ではそれに呼応して、寄付や社会的投資、支援のスタイルも変化してきています。

欧米を中心として国際的には、社会的インパクト投資も注目されはじめています。社会的インパクト投資とは、経済的な還元だけではなく、社会的改善効果を生み出すことも目的とした投資です。日本でも、その基盤整備が進められており、平成 30 年には、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金活用法）が施行されました。この法律は、国や自治体による対応が困難な社会課題の解決を目的とする民間団体の公益活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を

営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野の活動で、その成果が国民一般の利益の増進につながるもの)の促進を目指すものです。

社会的インパクト投資の一種に、「ソーシャルインパクトボンド」があります。これは、行政、事業者、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取組であり、事業者が成果を達成した場合に行政から資金提供者に報酬を支払う仕組みです。

「終活」と地域活動等との関係性も見え始めています。個人の財産の有効活用の選択肢として、遺言により、自分を支えてくれた団体あるいは自分が応援する団体等に財産等を寄付する遺贈寄附が注目され始めています。

このように、近年、寄附や社会的投資等を含め、地域活動の資金調達方法が多様化してきていることから、地域における主体的な活動の促進に向けて、資金調達のノウハウや基盤整備の動向に注目していくことが重要となっています。

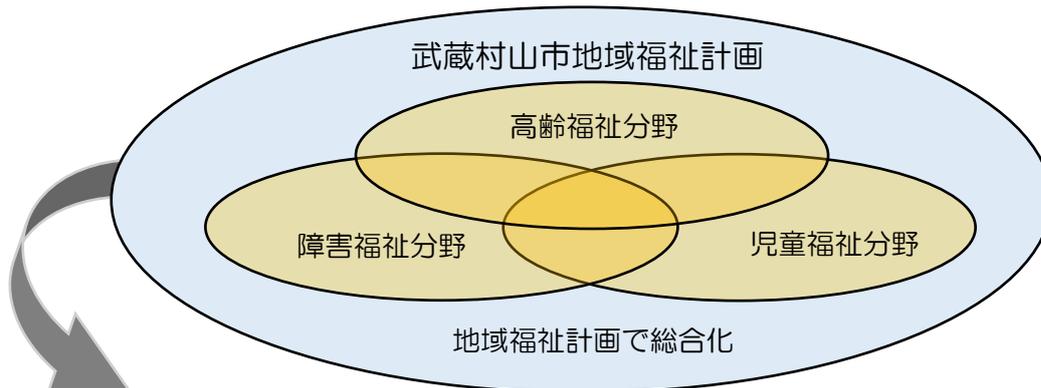
第2節 計画の性格と位置付け

1 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）に基づく法定計画です。また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく市町村成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画及び再犯の防止等の推進に関する法律第2条に基づく市町村再犯防止推進計画を内包しています。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》

社会福祉法第107条	
一	地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二	地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三	地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四	地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五	前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項



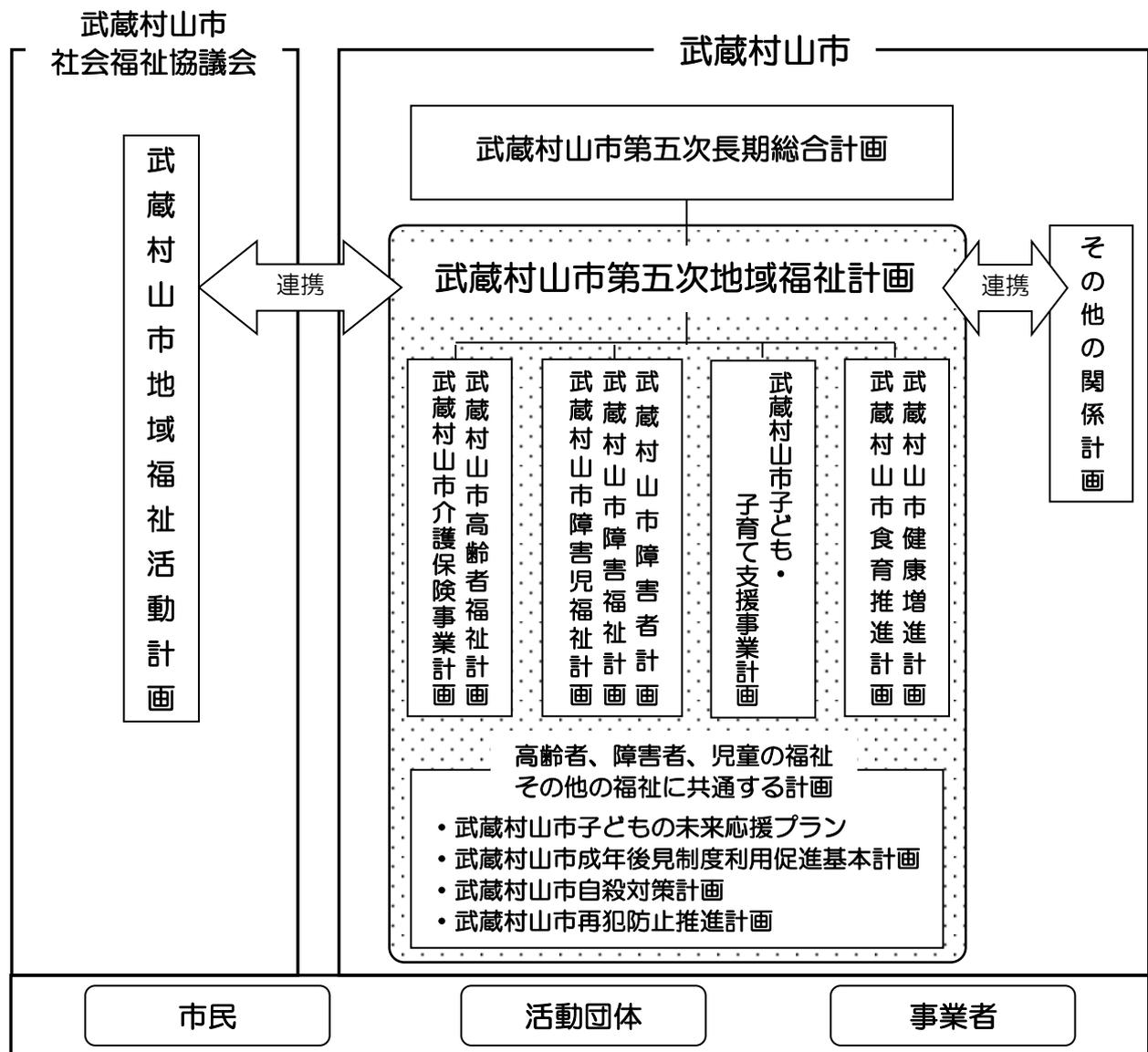
【分野を横断する取組み】

- ・ 地域包括ケアシステム（包括的で継続的な支援）
- ・ 住民参加型活動の推進（生活支援・援助サービス、生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター等）
- ・ 担い手（ボランティア・サポーター等）の育成・確保（武蔵村山市ボランティア・市民活動センター等）
- ・ 啓発・教育・情報提供（福祉への理解、副籍制度、市報「むさしむらやま」等）
- ・ 相談支援（市民なやみごと相談窓口、福祉総合相談窓口、各種相談窓口のネットワーク等）
- ・ 社会参加・交流・生きがい（お互いさまサロン、子どもカフェ、子ども食堂等）
- ・ 安全・安心（見守り・孤立防止・災害時避難行動支援、困窮者支援、権利擁護・成年後見制度利用促進、再犯防止の推進）
- ・ まちのバリアフリー・ユニバーサルデザイン 等

2 計画の位置付け

本計画は、武蔵村山市総合計画を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策に掲げる目標等を踏まえて、国及び東京都がそれぞれに策定する関連計画との整合・連携を図り、市が策定した既存の各種保健福祉計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、食育推進計画・健康増進計画）を包括した福祉の上位計画と位置付け、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を定める計画として策定します。

本計画を受けた具体的な福祉の活動計画として、武蔵村山市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を作成します。活動計画では地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体活動への参加や協力、連携等、多様な地域福祉の活動やサービスの推進を図っていく行動的な施策や事業を行っていきます。



第3節 計画の期間

計画の期間（本計画に内に記載される、成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画を含む）は、長期総合計画と整合を図るとともに、次期計画以降において、3年毎に改定される高齢者福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画との一体的な策定を行うことを前提に、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
武蔵村山市第四次地域福祉計画					武蔵村山市第五次地域福祉計画					

《武蔵村山市における関連計画の期間》

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第四次長期総合計画					第五次長期総合計画					
			第四次高齢者福祉計画 第七期介護保険事業計画		第五次高齢者福祉計画 第八期介護保険事業計画			第六次高齢者福祉計画 第九期介護保険事業計画		
			第四次障害者計画 第五期障害福祉計画 第一期障害児福祉計画		第五次障害者計画 第六期障害福祉計画 第二期障害児福祉計画			第六次障害者計画 第七期障害福祉計画 第三期障害児福祉計画		
第一期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画含む)					第二期子ども・子育て支援事業計画					
第二次食育推進計画					第三次食育推進計画					
第二次健康増進計画					第三次健康増進計画					

第4節 策定の方法

1 会議体による計画内容の審議

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会（以下「策定懇談会」という。）は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者等16人の委員で構成され、本計画の全般について審議を行いました。

(2) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

策定懇談会の作業を円滑にするため武蔵村山市地域福祉計画策定委員会を設置しました。同委員会は、市職員13人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

2 市民意識調査による市民ニーズの把握

(1) 地域福祉に関する市民意識調査（市民対象）

本計画に地域福祉に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるため、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に、令和2年1月8日（水）から令和2年1月26日（日）まで市民意識調査を実施したところ、1,018人から回答を得ました。

(2) 地域福祉に関する市民意識調査（福祉団体関係者）

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録している107団体を対象に、令和2年1月8日（水）から令和2年1月26日（日）まで市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。

3 意見提出手続（パブリックコメント）の実施

広く市民の意見や要望等を収集するため、○月○日（○）から○月○日（○）まで意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

○受付方法：

○周知方法：

○資料閲覧の方法：

○意見提出者：

○意見数：

第2章 地域福祉に関する 武蔵村山市の現状



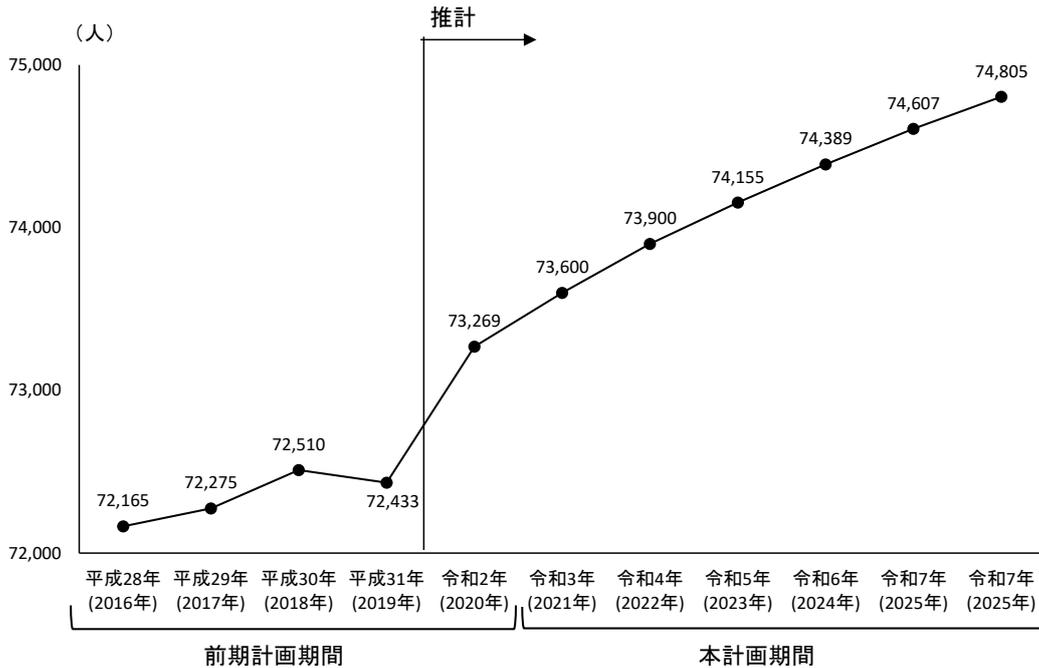
市の花「茶の花」

第1節 武蔵村山市の現状

1 人口・世帯

◇ 人口の推移と将来の人口

本市の人口は、令和元年度にやや減少しているものの、増加傾向にあり、本計画における将来推計人口は、「第五次長期総合計画」に掲げる将来推計人口を踏まえ、各年の10月1日を基準として、住民基本台帳で推計するものとし、令和8年の人口を74,805人とした計画を策定します。

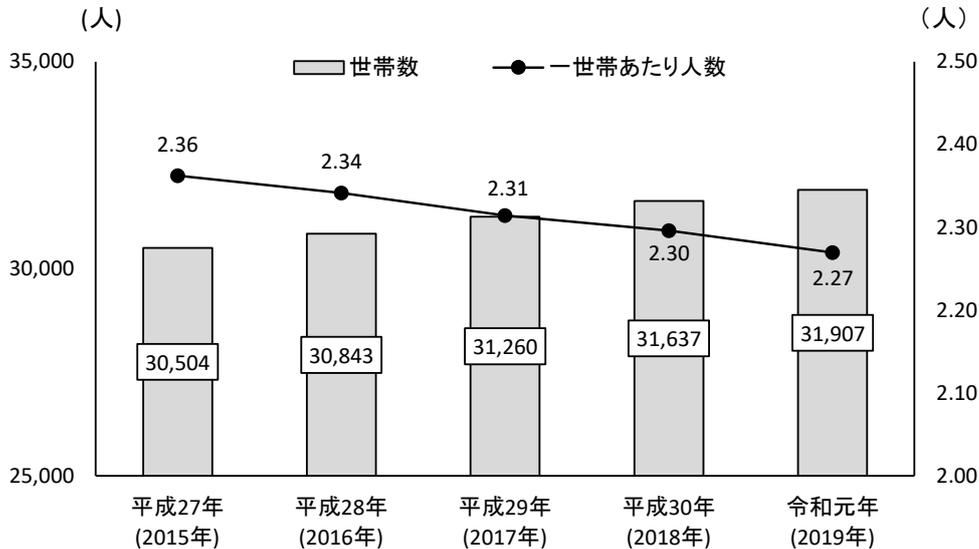


出典：武蔵村山市第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略（トレンド推計）

備考：令和元年度までは実績値

◇ 世帯数と一世帯当たりの人数の推移

世帯数は令和元年度10月1日現在、31,907世帯で、直近5カ年の間、増加傾向にあります。一世帯当たりの人数は、2.27人と、減少傾向にあります。



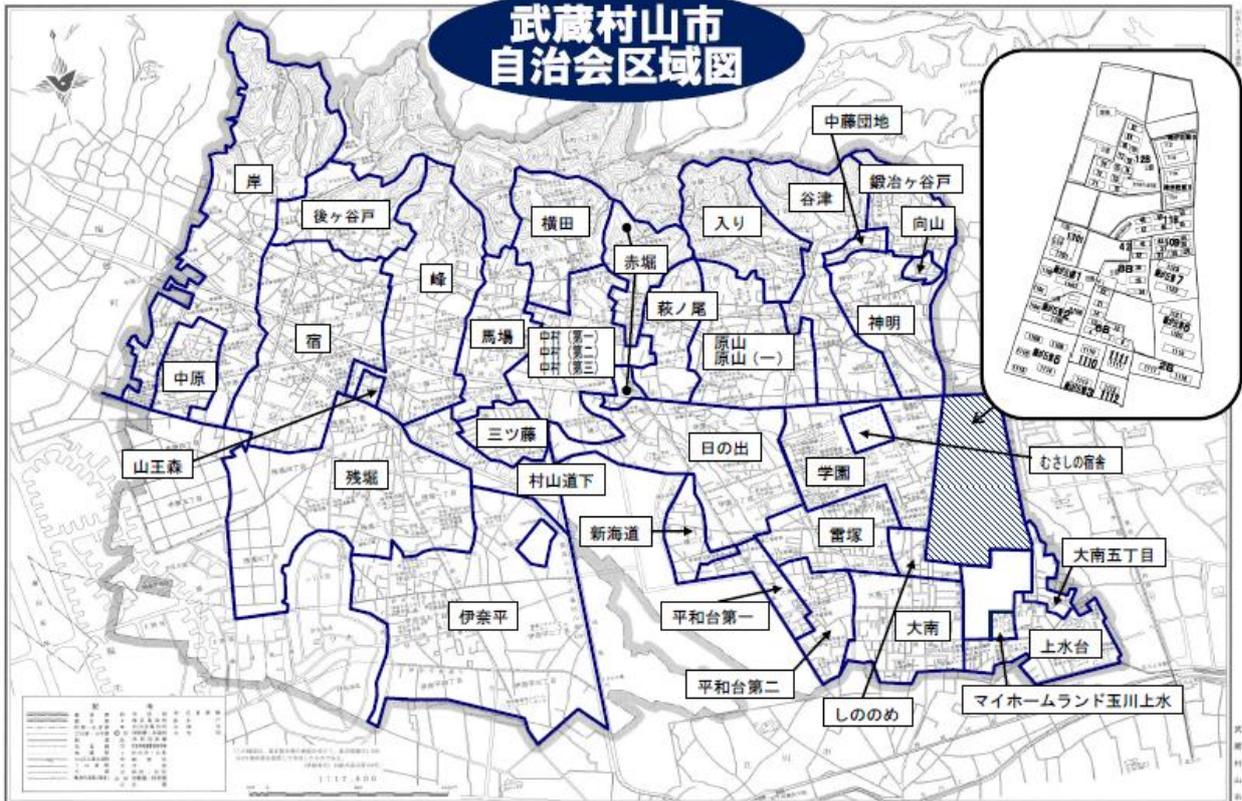
2 地域福祉の現状

(1) 武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会

① 地域資源の現状

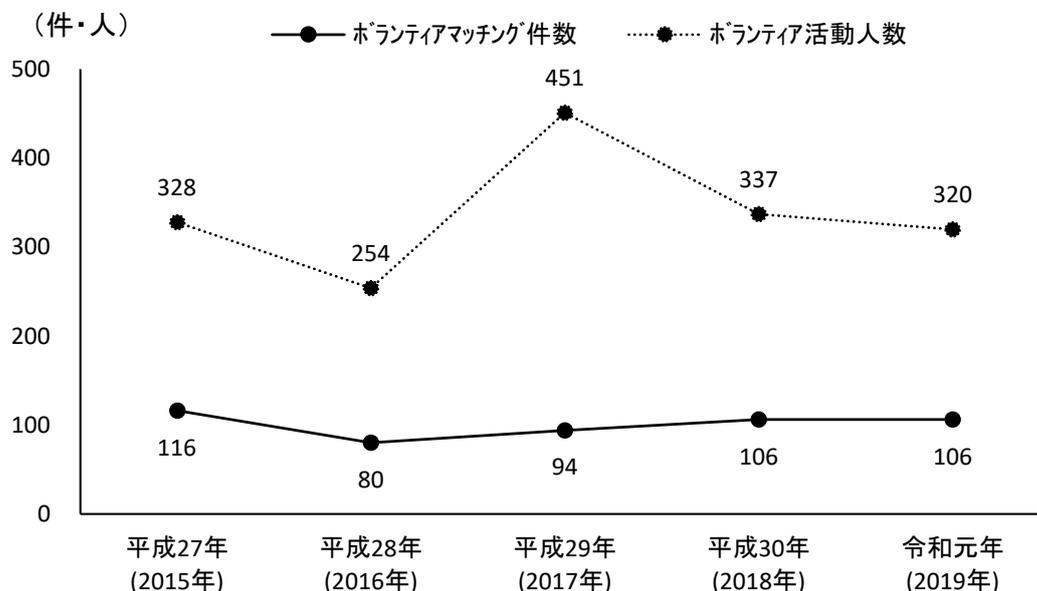
◇ 自治会の組織状況

令和2年5月現在、本市では、下記の区域ごとに56の自治会が組織されています。



◇ ボランティアマッチング件数とボランティア活動人数

武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに要請のあったボランティアニーズに対して、登録団体や個人登録者を通じて実際に行われたボランティア活動の件数（ボランティアマッチング件数）は、令和元年は320件であり、直近5カ年の間、300件前後を推移しています。また、実際に行われたボランティア活動に参加したボランティア活動人数は、令和元年は106人で、直近5カ年の間、100人前後を推移しています。



各年度末現在

② 地域資源に関する主な取組

◇ 自治会活動への支援

現在、本市には34の自治会が組織されており、地域活動の親睦・レクリエーション活動、安全対策活動（自主防犯・自主防災活動）、市などからの情報提供、地域課題の解決などを行っています。

そのため、市では、自治会の自主的な活動の更なる活性化を図るため、自治会活動への各種補助金の交付等を行っています。

◇ 市民活動への支援

近年、市民によるボランティア（自発的）な活動は、多様化した市民ニーズに応え、行政サービスを補完するものとして大いに期待されており、行政と市民との協働も様々な施策の実現に欠かせないものとなってきています。

このような背景から、市民総合センターに武蔵村山市ボランティア・市民活動センターを開設し、市民活動の推進と充実に向けた支援の場、市民活動の総合拠点として運営しています。武蔵村山市ボランティア・市民活動センターでは、住民一人一人にボランティア活動や市民活動を身近に体感してもらう

第2章 地域福祉に関する武蔵村山市の現状

ため、平成 28 年度から市民活動の見本市として「元気フェスタ」を開催しており、令和元年度現在の参加者は 4087 人でした。また、広報誌「コラボ・バ」や、情報誌「市民活動ナビ」の発行を通じて、市内の市民活動団体や活動状況の PR にも努めています。

ボランティア活動や市民活動は、市民による課題解決に向けた多様な活動の展開により、市民一人一人の自己実現や、より良い「まちづくり」を目指して行われるものです。近年は、市民活動への関心が高まっていることから、NPO法人設立の支援や助言、人材養成への支援等も行っています。また、活動の場を拡充するため、公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を実施する等の支援をしています。

(2) 社会福祉協議会について

武蔵村山市社会福祉協議会では、地域福祉を推進するための具体的な活動計画として、「誰もが安心して暮らしていくことができる「ささえあうまちづくり」」を理念に掲げた地域福祉活動計画「いっぽ計画」を策定し、様々な福祉事業を展開しています。

また、近年、地域福祉の推進に向けて、地域のニーズの情報等を整理統括し、地域の資源（情報・人・場所など）をつないでいく機能を担う役割が重要視されていることから、令和元年度より、南部地域をモデル地区として「地域福祉コーディネーター」を設置し、制度の狭間にある問題や複雑な課題を持った個人に対し、「子ども食堂の立ち上げとネットワーク化の支援」や「引きこもり当事者家族会の立ち上げ支援」など、地域のネットワークを活かした支援を行うとともに、住民の活動支援や必要な仕組みの構築を提案しています。

《社会福祉協議会の主な事業》

独自事業	
○社会福祉バザー	○いっぽ募金
○使用済み切手の回収	○不要となった入れ歯の回収
○小地域福祉組織化事業	○福祉まつりいの開催
○シルバーテレホン事業	○車いす貸出事業
○緊急援護資金貸付事業	○赤い羽根共同募金運動
○歳末たすけあい運動事業	○機関誌の発行
○福祉関係団体への助成	○福祉学習会への経費助成
○イベント機器の貸出	○フードバンク事業
○相談支援事業	
受託事業	
○生活福祉資金貸付事務事業	○福祉サービス利用援助事業
○福祉サービス総合支援事業	○成年後見活用あんしん生活創造事業
○受験生チャレンジ支援貸付事務事業	
指定管理者制度による施設運営	
○南部地域包括支援センター	○身体障害者福祉センター
○のぞみ福祉園	○障害者地域自立生活支援センター

(3) 民生委員・児童委員の活動について

武蔵村山市民生・児童委員協議会は、市内を東部地区と西部地区の2地区に分けており、武蔵村山市では東西地区合計で民生・児童委員が54人、主任児童委員が4人の合計58人(令和2年4月現在)が委嘱され、様々な活動を行っています。

民生・児童委員の活動としては、それぞれの地域で生活に困っている人や障害のある人、一人暮らしの高齢者等が安心して生活を送れるよう相談に応じ、市や関係機関による適切な福祉サービスへつなぐサポートや見守り活動をしています。また、主任児童委員は、各地域の児童委員(民生委員が兼ねている)に助言や協力をし、学校やスクールソーシャルワーカー[※]、子ども家庭支援センター等と連携をしながら、青少年の健全育成を推進するための活動を行っています。

近年、本市では地震や大雨による災害対応や避難行動要支援者[※]への対応等、民生・児童委員に求められる役割が大きくなる一方で、困難性や活動量の増加により民生・児童委員が抱える負担感が増大しており、担い手不足が課題となっています。

民生・児童委員が活動する主な事業等
<ul style="list-style-type: none"> ○見守り活動 ○定例協議会を実施(8月を除く毎月1回) ○民生委員・児童委員の日(5月12日)の活動週間におけるパネル展示を実施 ○二市連絡協議会を実施(東大和市民生委員・児童委員協議会との交流) ○社会福祉関連施設への視察研修を実施 ○地区連絡協議会を実施(地域の児童問題についての情報交換等) ○村山デエダラまつりで相談コーナーを実施 ○社会福祉協議会との懇談会を実施 ○民生・児童委員向けの講演会を実施 ○災害時の避難行動要支援者等への対応 ○各事業への協力(敬老金の配布等)
事項別部会の活動
<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援部会【乳幼児を持つ親の子育て支援の実践に関する事項】 ○児童福祉部会【学齢児童の福祉に関する事項】 ○障害福祉部会【障害者(児)の福祉に関する事項】 ○生活福祉部会【低所得者の福祉に関する事項】 ○高齢福祉部会【高齢者の福祉に関する事項】 ○主任児童委員部会【専門的な児童福祉に関する事項】

※【スクールソーシャルワーカー】: 問題を抱える児童・生徒の状況を的確に把握し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関との連携によって問題の改善及び軽減を図る者。

※【避難行動要支援者】: 高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

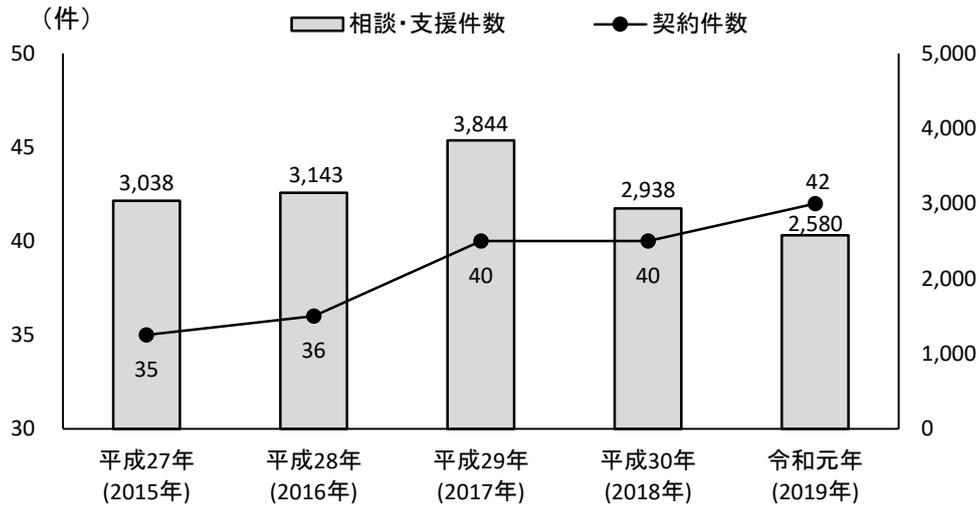
(4) 権利擁護事業について

① 権利擁護事業の現状

◇ 地域福祉権利擁護事業の利用件数の推移

地域福祉権利擁護事業の相談件数は、令和元年度において2,580件であり、平成29年度以降、減少傾向にあります。

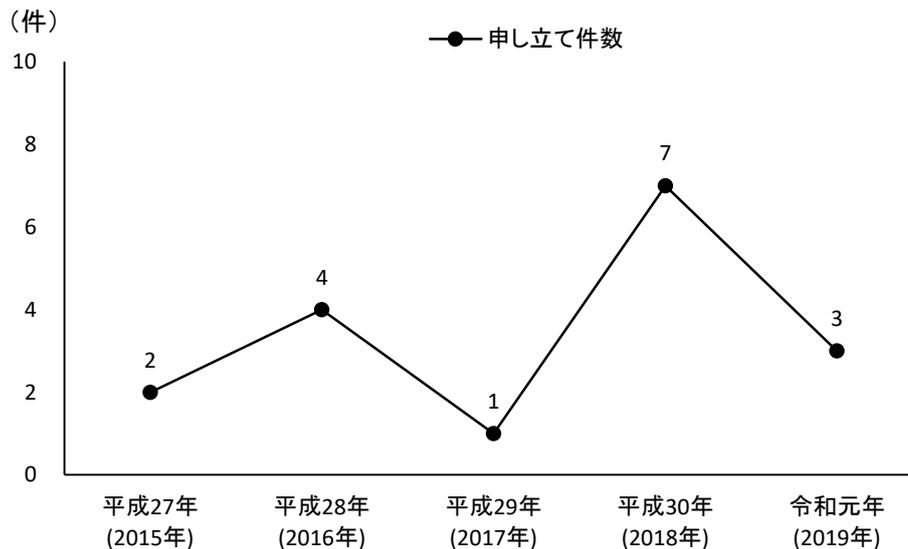
一方、契約件数は、令和元年度において42件であり、直近5カ年の間、微増傾向にあります。



各年年度末現在

◇ 成年後見制度の市長申立て件数の推移

成年後見制度の市長申立て件数は年によりばらつきがあるものの、わずかに増加傾向で推移しています。



各年年度末現在

① 権利擁護事業の主な取組

◇ 権利擁護の推進

高齢者、障害のある人、子どもや子育て家庭に関する様々な相談に対して、福祉サービスを分かりやすく、そして利用しやすくなるように案内するため、福祉サービスの利用方法に関する相談や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口として、「福祉サービス総合支援事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力の不十分な人が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続支援や日常的な金銭管理サービス等を行う「地域福祉権利擁護事業」を社会福祉協議会が「福祉サービス総合支援事業」の中で実施しています。

判断能力の不十分な人の権利を法律的に保護し、財産管理や身上監護等の支援をする「成年後見制度」については、積極的な活用を支援する取組として制度の周知に加えて、利用手続に関する相談、成年後見審判申立てに必要な書類作成の説明や支援を行う「成年後見活用あんしん生活創造事業」を社会福祉協議会に委託して実施しています。

子どもの虐待防止に向けては、子ども家庭支援センターを市の直営事業とすることで、子どもをもつ家庭の支援の拡充や関係機関との連携を強化するとともに、東大和警察と協定の締結し、虐待予防のためのネットワークの構築を図っています。また、近年問題とされる面前DV[※]の被害防止に向けて、市民に周知し、福祉総務課相談員との連携を図っています。

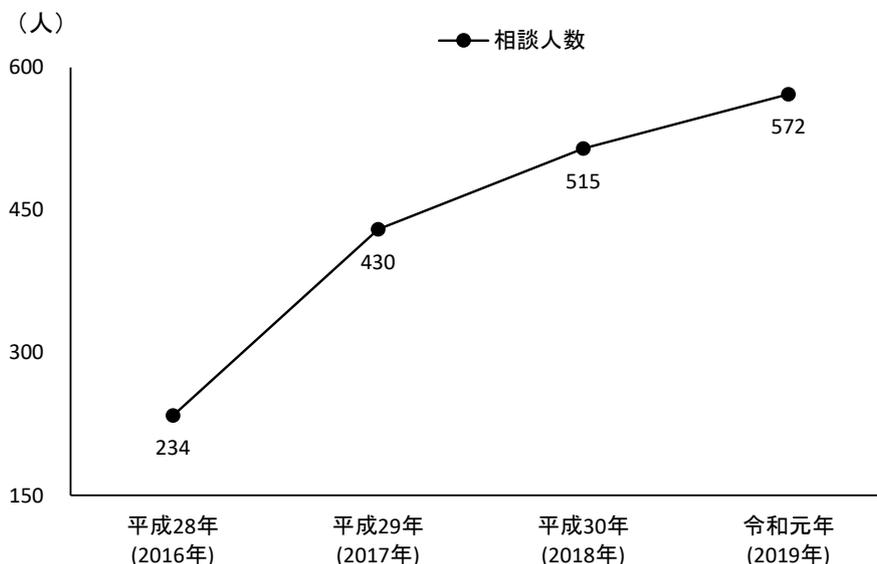
※【面前DV】：子どもに対する心理的虐待の一つで、どちらかの親が子どもの前で、配偶者に暴力をふるったり、暴言を吐いたりする行為。

(5) 権利擁護事業について

① 自立支援等に関する現状

◇ 市民なやみごと相談窓口の相談人数の推移

市民なやみごと相談窓口における相談件数は、平成 28 年に事業を開始して以降、増加傾向にあります。



各年度末現在

◇ 市民なやみごと相談窓口における就労支援等の推移

市民なやみごと相談窓口に寄せられた相談内容のうち、就労支援対象となった人数は、令和元年で 53 人となっており、そのうち 60.4% (32 人) が実際の就労に繋がっています。

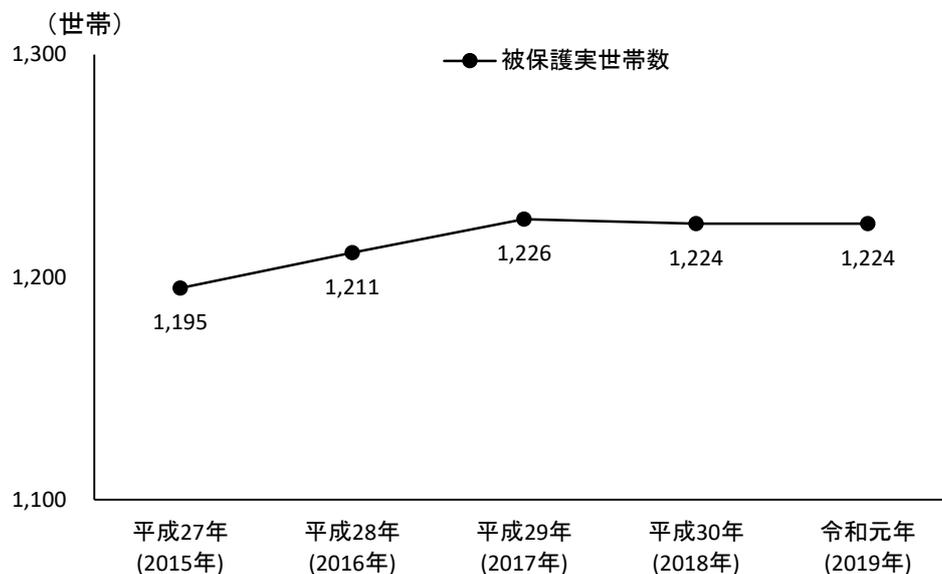
また、生活保護相談窓口への紹介の対象となった件数は、令和元年で 42 人となっており、そのうち 42.9% (19 件) が実際の制度利用に繋がっています。

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
就労支援対象者数	48	71	73	53
うち、就労決定者数	30	17	27	32
就労へ繋がった割合	62.5%	23.9%	37.0%	60.4%
生活保護相談窓口への紹介件数	19	41	45	42
うち、生活保護開始件数	12	29	22	18
生活保護へ繋がった割合	63.2%	70.7%	48.9%	42.9%

各年度末現在

◇ 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は、令和元年度において 1,224 世帯であり、平成 29 年度以降は横ばいの傾向にあります。



各年度末現在

② 自立支援等に関する主な取組

◇ 自立した地域生活に向けた相談体制等の充実

多様な市民の相談に積極的かつ総合的に対応できる体制として、市民の利便性を確保する観点から、各種相談にワンストップで対応する窓口として市民なやみごと相談窓口を設置しています。

また、平成 27 年 4 月から生活困窮者自立支援制度がはじまり、生活保護世帯への支援だけでなく生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るため、包括的な支援等を行うことが必要となります。これを受け、社会福祉協議会では、「緊急援護資金の貸付」や「生活福祉資金の貸付」、「緊急小口・総合支援資金貸付」、「フードバンク事業」等、多様な支援を展開しています。

そのため、就労支援員やハローワーク等と連携し、自立支援に向けたきめ細やかな就労支援を行う等、なやみごとを抱えた人や生活困窮者に対する支援を、包括的に、早期に、創造的に進めていくため、庁内体制の整備や関係機関との連携を図っています。

(6) 福祉に関する情報提供・広報について

市民に必要な相談や情報等については、利用者のニーズに配慮した相談窓口を充実させるとともに、高齢者や障害のある人等の全ての利用者が使いやすくわかりやすい市のホームページを目指した情報発信に努めています。

また、市報「むさしむらやま」では、福祉情報の掲載を行うとともに、関係各課において、パンフレット等を作成することにより福祉情報の提供に努めています。

その他、公式ツイッター、公式フェイスブックページ及び情報配信メール等による情報提供を行っています。

(7) 福祉教育の推進について

将来、地域を担う子ども達の人材育成において、福祉の教育や学習は大変重要な課題といえます。本市では、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動等を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

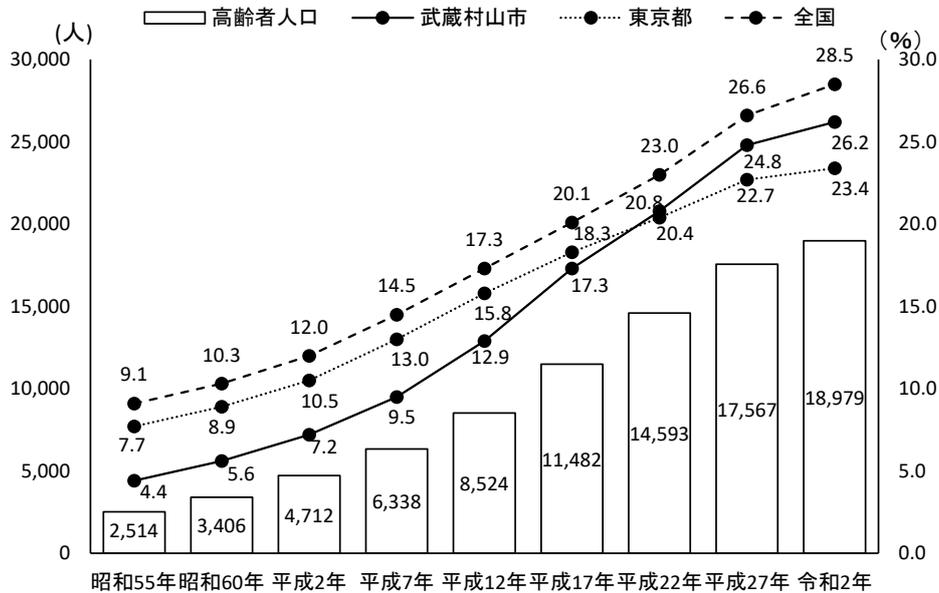
また、特別支援学校に籍を置く児童・生徒と、地域の小・中学生の相互理解を促進させるため、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る副籍制度を実施しており、武蔵村山市教育委員会ホームページ等でも、副籍制度の周知に努めています。

3 高齢者福祉の現状

(1) 高齢者の現状

◇ 高齢者数の推移

本市の高齢者人口は、昭和55年以降増加傾向にあります。令和2年1月1日現在18,979人、高齢化率は26.2%と、市民の4人に1人以上が高齢者です。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、平成22年度以降は東京都平均を上回っています。

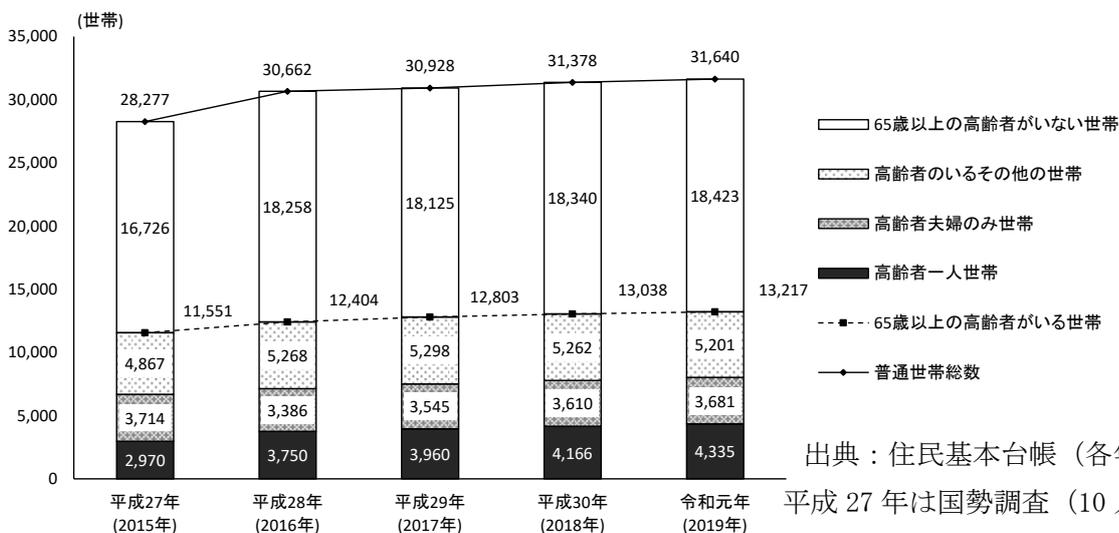


出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査人口

令和2年の数値は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳

◇ 高齢者世帯数の推移

本市の世帯数全体は、直近5カ年の間、増加傾向にあり、それに伴って高齢者世帯数も増加しています。特に高齢者一人世帯では、平成27年に2,570世帯でしたが、令和元年度には4,335世帯となり、約1.7倍に増えています。

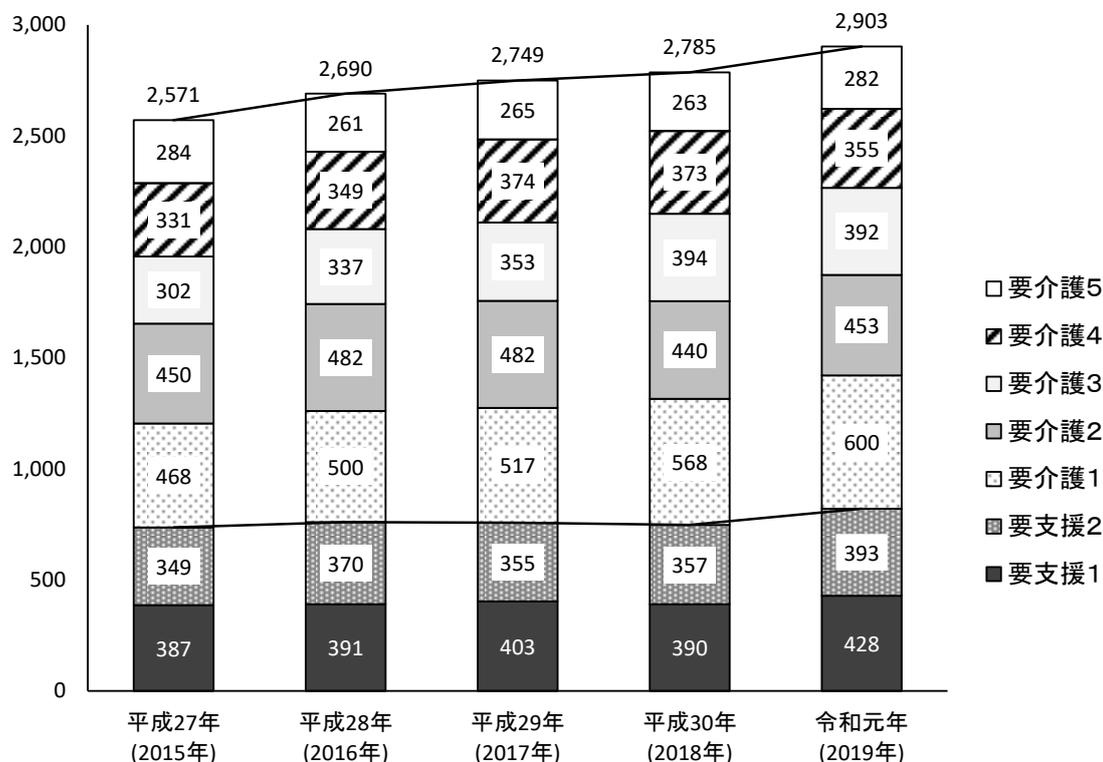


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

平成27年は国勢調査（10月1日現在）

◇ 認定者数の推移

本市における認定者数は、高齢者人口の増加とともに要支援・要介護認定を受けている人は、令和元年度で合計 2,903 人であり、直近 5 カ年の間、増加傾向にあります。
(人)



出典：介護保険事業状況報告
第2号被保険者を含む、各年10月31日現在

(2) 高齢者福祉等に関する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

高齢者福祉に関する施設は、おおむね順調に整備が進んでいます。介護保険施設では特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。平成28年度には、『在宅医療介護連携推進事業』として在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携を強化しています。加えて、近年では、介護人材の不足が社会問題となっていることから、本市では平成28年度から独自の認定ヘルパーを養成しており、その修了者に対して市内の介護サービス事業所とのマッチングを実施しています。

◇ 生活支援や介護予防の推進

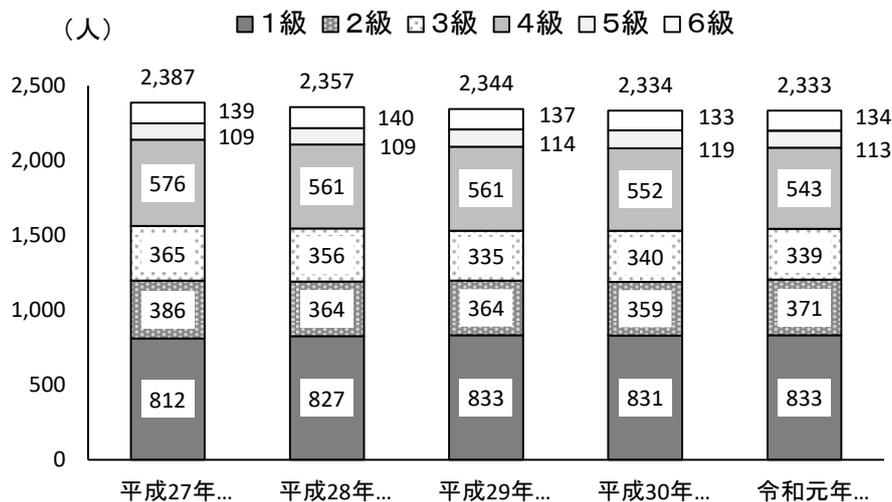
高齢者の社会参加や、介護予防を目的とする通いの場である「お互いさまサロン」は、平成28年度から整備を開始し、令和元年度末には市内50か所が活動を行っています。
高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備に向けては、市内の地域福祉エリアに配置された生活支援コーディネーターが、地域におけるニーズを把握し、関係機関と連携を解決するよう努めています。

4 障害者福祉の現状

(1) 障害者（児）の現状

◇ 身体障害者手帳の所持者

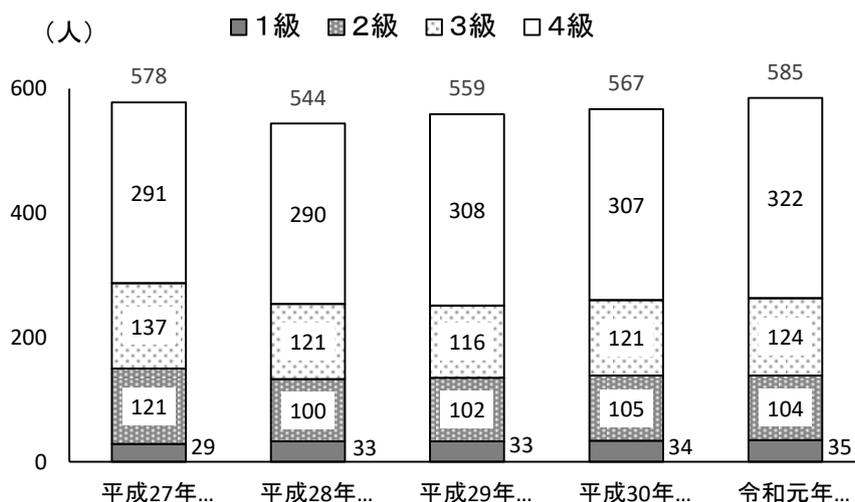
身体に障害のある人の数（身体障害者手帳所持者数）は、令和元年において2,333人であり、直近5カ年の間、微減傾向にあります。



各年 10月1日現在

◇ 愛の手帳の所持者数

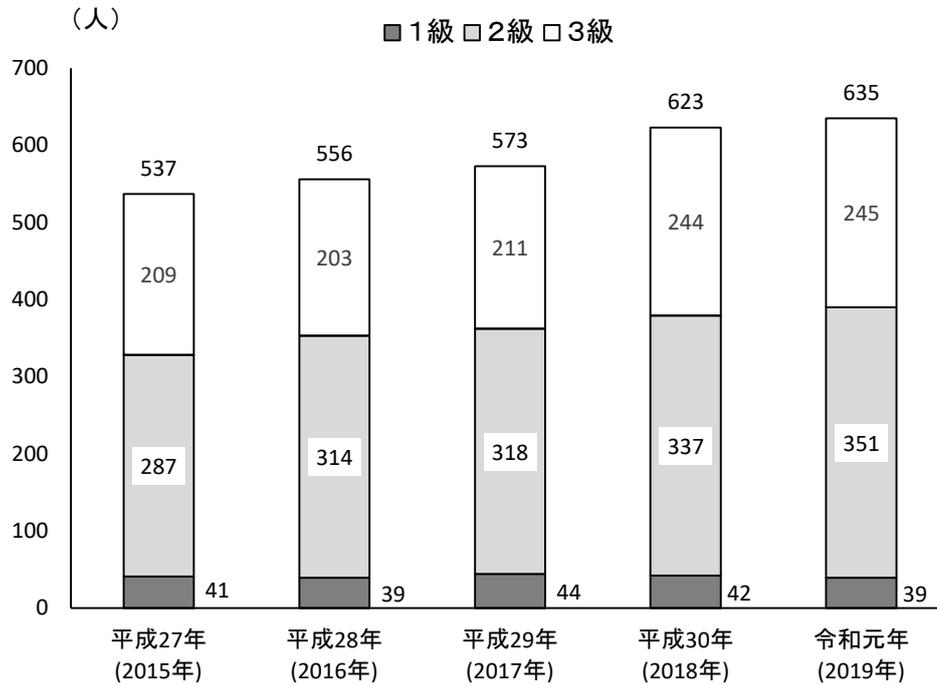
知的障害のある人の数（愛の手帳の所持者数）は、令和元年において585人であり、平成28年以降、微増傾向にあります。



各年 10月1日現在

◇ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

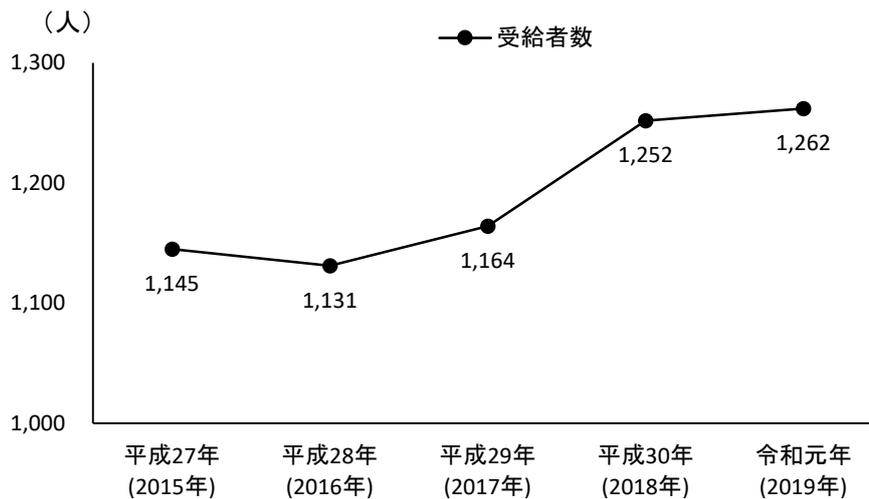
精神障害のある人の数（精神障害者保健福祉手帳の所持者数）は、令和元年において 635 人であり、直近 5 カ年の間、増加傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

◇ 自立支援医療者数

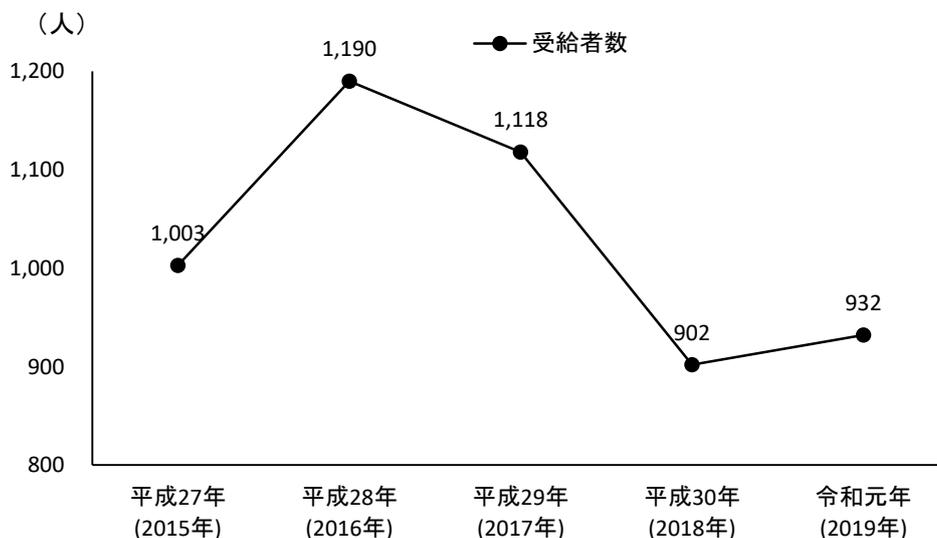
心身の障害を除去・軽減するための医療について、公費負担で医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度の医療者数は、令和元年において 1,262 人であり、平成 28 年以降、増加傾向にあります。



各年 10 月 1 日現在

◇ 難病医療費等助成受給者数

難病医療費等助成受給者数は、令和元年において 932 人であり、直近 5 カ年では、900 人～1,200 人の間を推移しています。



各年 10 月 1 日現在

(2) 障害者福祉に関連する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

障害のある人のためのサービスを提供する市内施設については、児童発達支援、グループホーム等が増設されています。また、災害対策の推進も進められています。

◇ 緊急時への対策

避難行動要支援者対策の推進として、令和 2 年度においては、要支援者に対し、災害時に支援が必要であることを伝えられるようにする「ヘルプバンドナ」を配布するとともに、市民へ理解を深められるよう、市内各所において実物を掲示する等の周知を図る取り組みを進めています。

◇ 新たな課題への対応

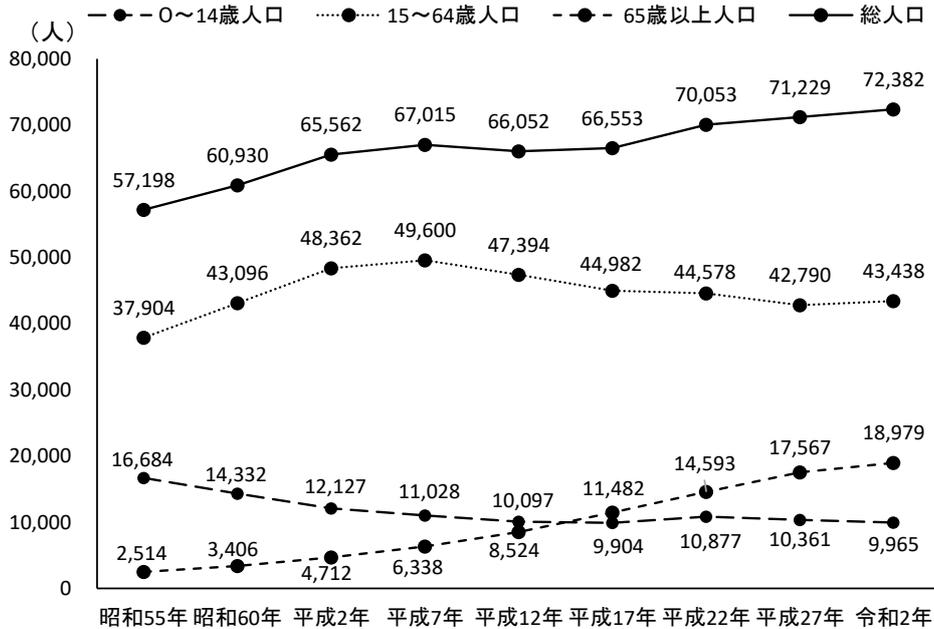
親亡き後の支援体制、児童発達支援、医療的ケア児等新たな課題に対応できるよう、自立支援協議会における各部会の再編成を進め、関係機関従事者、医療機関関係者、当事者やその家族等との活発な議論を進めてまいります。

5 子ども・子育て支援の現状

(1) 子どもと子育て家庭の現状

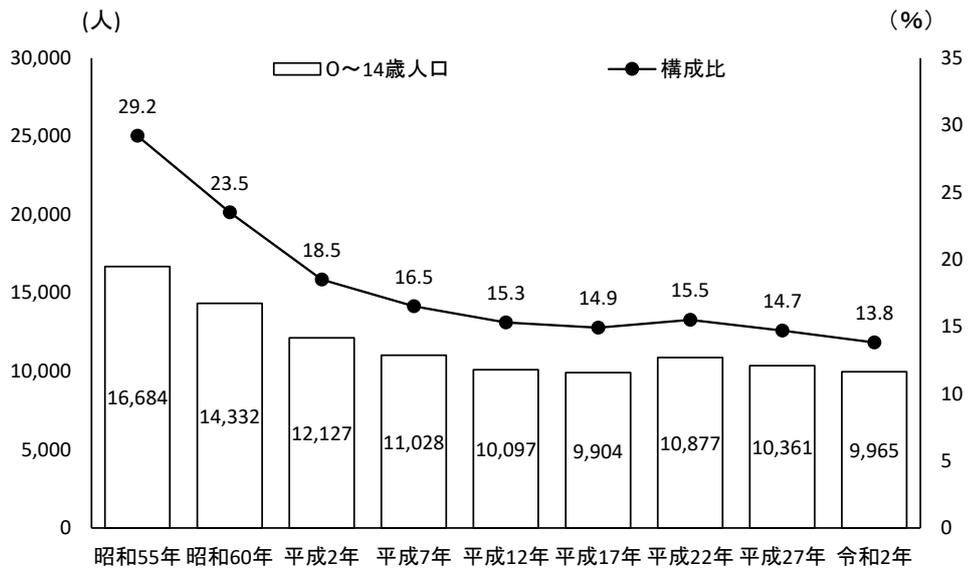
◇ 年少人口の推移

令和2年において、本市の0～14歳の子どもの数は、9,965人と総人口（72,382人）の13.8%を占めており、昭和55年から比較するとその割合は15.4ポイントの減少となっています。人口は、平成17年以降増加傾向にあります。65歳以上の高齢者人口が増加しているのに対し、15歳から64歳までの生産年齢人口は横ばいとなっています。



出典：昭和55年から平成27年までは国勢調査人口

令和2年の数値は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳

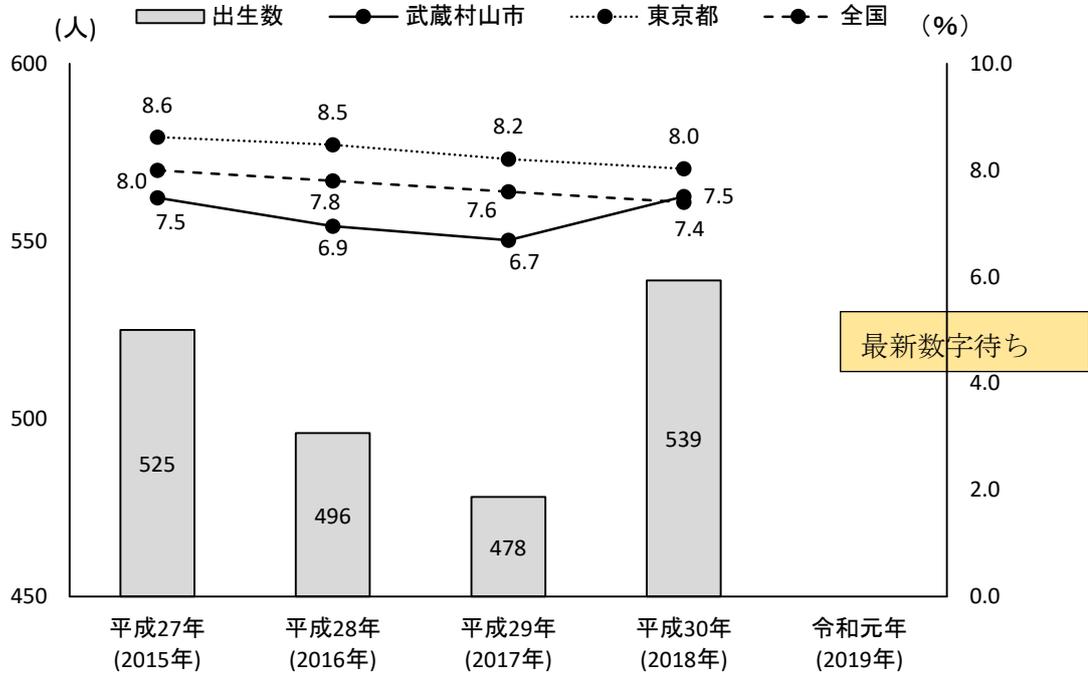


出典：同上

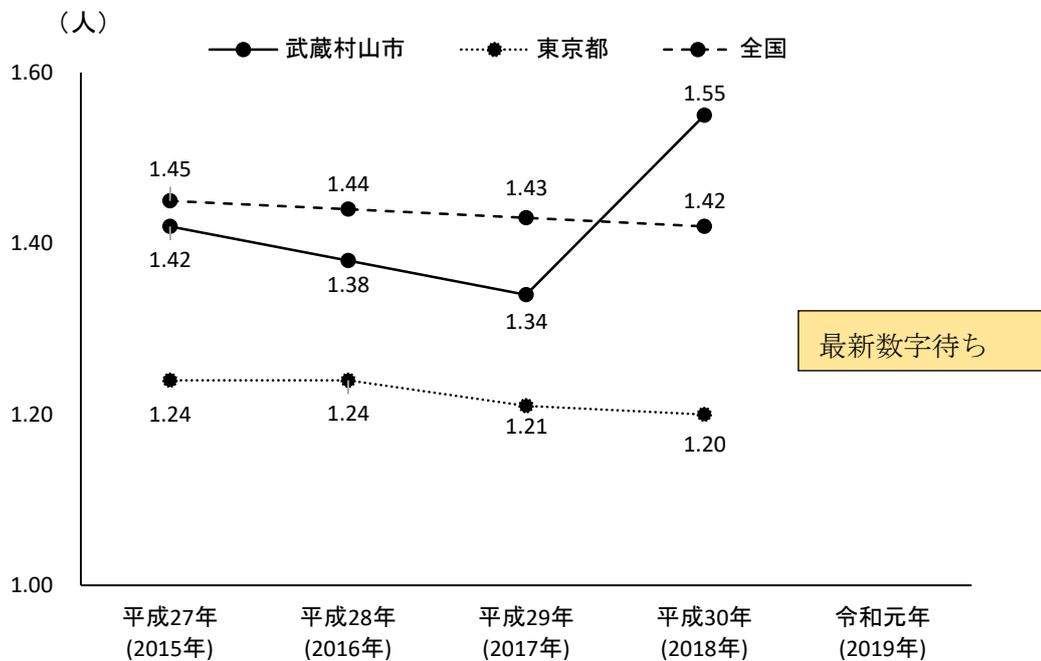
◇ 出生数と合計特殊出生率の推移

本市の出生数は近年、減少傾向にあり、令和2年は〇〇人となっています。出生率（人口千人対）は、平成30年度以降全国と東京都を上回っています。

また、令和2年において、武蔵村山市の合計特殊出生率は、〇〇人であり、平成30年度以降全国と東京都を上回っています。



出典：厚生労働省・東京都「人口動態調査」



出典：同上

第2章 地域福祉に関する武蔵村山市の現状

◇ 幼稚園入園児童数の推移（3～5歳）

市内における4幼稚園の入園児童数は、この5年間は減少傾向となっており、令和元年度は定員1,280人に対し、865人と、約67.6%の入園率となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設数（カ所）	4	4	4	4	4
定員合計（人）	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
入園児童数（人）	938	876	884	862	865
入園率	73.3%	68.4%	69.1%	67.3%	67.6%
うち、管外受託児童数	308	301	288	288	270

各年5月1日現在

◇ 幼稚園入園児童数の推移

市内保育所の入所児童数は、直近5カ年の間、1900人台で横ばい状態となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置数（カ所）	13	13	13	13	13
定員合計（人）	1,972	1,972	1,979	1,979	1,979
入所児童数（人）	1,931	1,895	1,920	1,921	1,916
うち、管外受託児童数	56	57	58	64	44

各年4月1日現在

◇ 保育所入所児童数の推移

市内保育所の入所待機児童数は、平成29年度以降、大幅に増加し、令和元年度では45人となっています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
保育所待機児童数 （旧定義）	22	11	27	56	45

入所待機児童数（旧定義）とは、定員不足等により、希望の保育所に入所できない児童の人数

各年4月1日現在

(2) 子ども・子育て支援に関連する主な取組

◇ サービス提供体制の充実

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人一人の子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近で必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を整備しています。前計画期間中では、子育て世代包括支援センターとして「ハグはぐ・むらやま」を設置し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。また、病児保育を利用できる対象児童を拡大し、子どもを持つ親が働きやすい環境を提供に努めています。

◇ 子ども行政の拡充

SNS[※]、市報、ホームページ等でも、子ども家庭支援センターの役割や地域の子育て事業の周知に努めると共に、予防接種ナビを「子ども・子育て応援ナビ」にリニューアルし、利便性を高めることで、子育て支援に関連する情報の周知を実施しています。

また、市では、子ども子育てに関連する施策拡充のため、平成 27 年度から健康福祉部内の位置付けられていた子ども育成課と子育て支援課および健康福祉課内の母子保健に関する部門を、新たに子ども家庭部として組織し、子ども青少年課と子ども子育て支援課の 2 課を編成しています。

※【SNS】: Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略であり、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイト。各社がサービスを行っており、代表的なものとして、Facebook (フェイスブック)、LINE (ライン)、Instagram (インスタグラム)、Mixi (ミクシイ) などがある。市では、平成 24 年 10 月から公式 Facebook ページの運用を開始している。

6 保健医療の現状

(1) 保健医療の現状

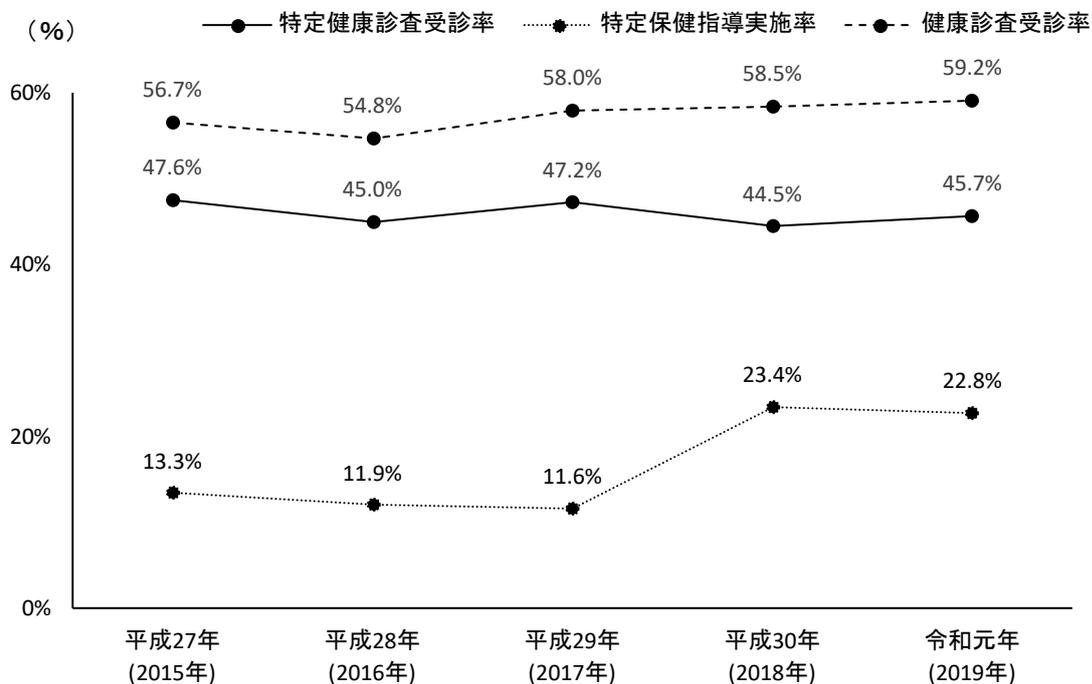
◇ 特定健康診査・特定保健指導・健康診査の対象者数・実施者数・受診率の推移

国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査の受診率は令和元年において45.7%と、45.0%前後での横ばい傾向となっています。また、特定保健指導の修了者数の割合は、令和元年において22.8%で、平成30年度に大きく上昇しています。

後期高齢被保険者を対象とした健康診査の受診率は令和元年において59.2%と、平成28年度以降、微増傾向となっています。

		区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国民健康保 険被保険者	特定健康 診査	対象者数	15,496	14,690	13,730	13,067	12,436
		受診者数	7,382	6,616	6,484	5,818	5,679
	特定保健 指導	対象者数	826	739	816	701	681
		終了者数	110	88	95	164	155
後期高 齢被保 険者	健康診査	対象者数	6,716	7,272	7,748	8,190	8,713
		受診者数	3,806	3,985	4,494	4,792	5,155

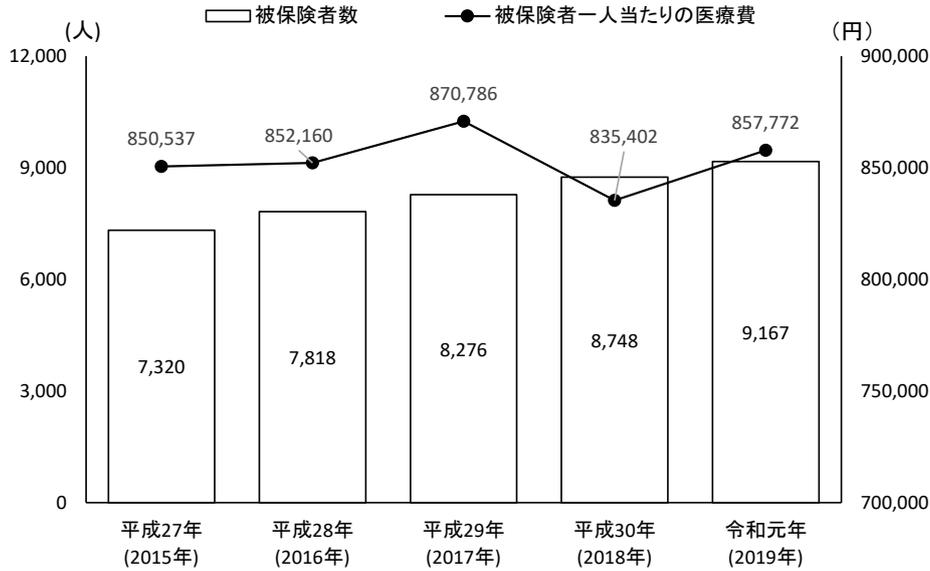
各年度末現在



各年度末現在

◇ 後期高齢者医療制度の被保険者数と被保険者1人当たりの給付費の推移

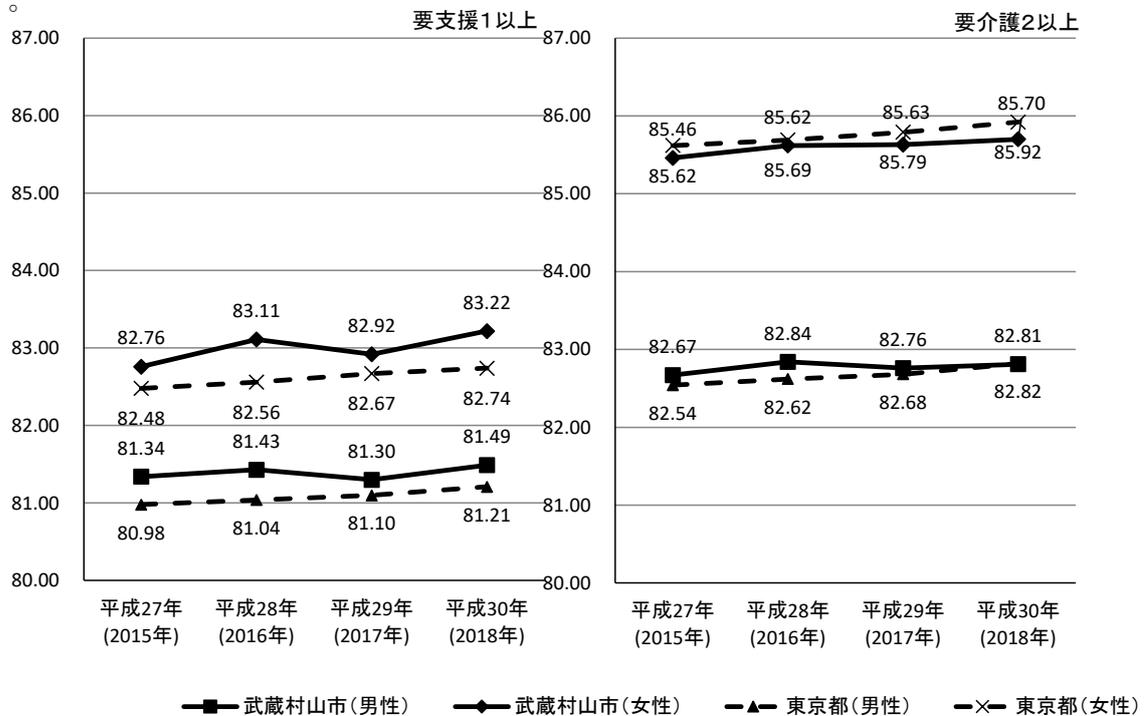
後期高齢者医療制度の被保険者数は令和元年で9,167人と、直近5カ年の間増加しています。一方、被保険者1人当たりの給付費は、令和元年で857,772円と、850,000円前後で推移しています。



出典：事業概要（東京都後期高齢者医療広域連合）

◇ 健康寿命の推移

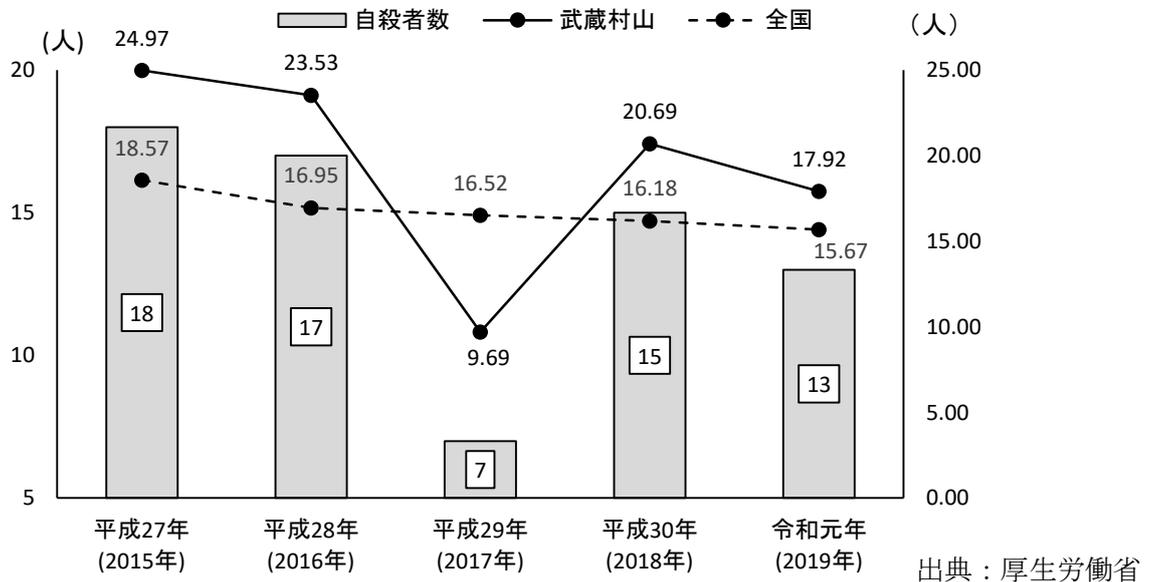
本市の健康寿命について、介護保険の要支援・要介護の認定を受けるまでの年齢をみると、要支援1は男性・女性ともに東京都の平均を上回っていますが、要介護2以上になると、東京都の平均を下回っています。



出典：東京都福祉保健局

◇ 自殺者数の推移

本市では、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされています。また、自殺死亡率（人口10万対）は令和元年度において、17.92人であり、直近5年の間、減少傾向にあります。しかし、平成29年度を除き、全国の自殺自死亡率を上回っています。



(2) 保健医療に関連する主な取組

◇ 地域医療の充実

武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実等の施策を推進しています。

また、武蔵村山病院では、認知症疾患医療センターを院内に設置し、認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等を実施しています。

◇ 保健事業の推進

本市の保健関連施設は、保健相談センターと子ども・子育て支援センターを拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

成人対象の保健事業としては、武蔵村山市国民健康保険加入者(40歳以上)や後期高齢者等を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査等を実施しています。健診結果からは、生活習慣改善の必要レベルを3段階に分けて判定し、特定保健指導へつなげることで市民の健康増進に努めています。

特定健康診査受診時に大腸がん検診を同時に実施する等、受診しやすい環境づくりに努め、受診率の向上を図っています。

また、各種がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、眼科検診を行っています。

母子対象の保健事業としては、子どもと子育てをする親を対象としとして、乳幼児等の健康診査や子どもの栄養と歯科相談、離乳食教室等を行っています。

また、生後4か月までの乳児のいる家庭を助産師や保健師等が訪問して専門的な支援を行う「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。この事業では、関係部署による連携を強化し、電話による訪問勧奨等訪問実施率を上げる取組を進めており、平成27年度で86.3%に達しています。

妊婦及びその家族を支援する教室としては、「パパとママのためのマタニティクラス」を実施しており、妊娠・出産・育児を学び、妊婦同士の友達づくりにも役立っています。

◇ 健康づくりの促進

市民の健康の維持向上を図るため、食に関する知識の普及や、市における食文化のPR等を通じて、食生活への意識の啓発に向けた取組を進めています。

生活習慣の改善に向けては、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に向けた施策を展開しており、健康教室において、従来から実施しているヘルシースリム教室等に加えて、ヨガ体操教室を導入する等、市民のニーズに合わせて取組を進めています。今後も、高齢者のフレイル予防に向けた積極的な分野間の連携が重要となります。

こころの健康をささえるためには、身近な相談窓口や専門機関の情報提供や、子どもの不登校やいじめ等の問題の防止に向けたスクールカウンセラーの活用、子育て世代包括支援センター「ハグはぐ・むらやま」における妊婦・乳幼児・保護者への相談支援、ひとり家庭に対する母子・父子自立支援相談員の相談対応等、専門機関等との連携による早期対応の推進にも努めています。

◇ 自殺防止対策の推進

多摩立川保健所の統計資料によれば本市では、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされており、年代も幅広く、男女に偏りが無い状況です。このため市では「誰もが生き心地のよい社会」を目指して、市民向けの講演会や市職員向けのゲートキーパー研修を行う等、命の大切さを訴える活動を実施しています。また、市民なやみごと相談や子ども家庭支援センターを通じて、市民に寄り添う支援を行うことにより、自殺対策を総合的に取り組んでいます。

7 まちづくり施策の現状

(1) バリアフリー※化の推進について

平成25年10月に策定した「武蔵村山市まちづくり基本方針（改定）」（都市計画マスタープラン）の中では、市民・事業者・市が協働して高齢者、障害のある人だけでなく全ての人にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の一つとしています。

既存の道路では、主要幹線道路における歩行空間の確保や主要生活道路の道路拡幅を行い、全ての市民が安全で快適に通行できる道路整備を進めています。

また、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン※については、歩道の段差改良や整備に際して視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めています。公園の整備に際しても、車椅子に配慮した出入口の改修や和式便器から腰掛け式便器への改修等のバリアフリー化を図り、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」では、バリアフリー化された車椅子利用者世帯向けの住宅の整備と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーピア運営事業」を実施しており、将来の地域を担う子育て支援施設の整備も進め、超高齢社会に対応した環境整備を促進しています。

(2) 利用しやすい公共交通の整備について

軌道交通のない本市では、バス交通が主要な公共交通となっており、各バス会社が運営する路線バスとともに、市内循環バス（MMシャトル）を市民ニーズに対応した利便性の高い交通手段とするべく、常に現状の検証や課題解決のための検討を重ねながら、各種取組を進めています。全ての市民が快適に利用できるよう、市内循環バスの全車をノンステップバスに導入し、バリアフリー化を実施しました。

さらに、市内循環バスによる移動が困難な市南西地域に在住の市民の交通手段とするため、事前登録・予約制の乗合タクシー「むらタク」の運行を行っています。

多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸については、平成28年4月に国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会から「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申において、多摩地域の主要地区間のアクセス利便性の向上に資するとし、課題はなく、事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべきとされています。その後、東京都の令和2年度予算に、モノレール延伸に向けた現況調査や基本設計等の費用が計上されており、これまでに着実に延伸に向けた歩みが進んでいます。

※【バリアフリー】：社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア=Barrier）となるものを除去（フリー=Free）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

※【ユニバーサルデザイン】：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

(3) 災害対策について

災害時における地域住民や地域社会の安全を守るためには、地域ぐるみの対応が必要です。このため、資器材を助成する等により自主防災組織※の結成を促進して育成するとともに、総合防災訓練等を通じて地域住民と相互に協力して連携活動できる体制を整備しています。

これまで災害が発生した場合等において、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、平成13年度からは希望する人を対象に災害時要援護者名簿を作成し、警察署、消防署及び民生・児童委員に配布して、緊急時の連携体制の整備に努めました。その後、平成25年6月には災害対策基本法が改正され、これら支援を必要とする人の呼称を避難行動要支援者とし、その名簿の作成が市町村の義務とされました。これに基づき、本市では避難行動要支援者名簿※を整備するとともに、平成27年3月に作成した避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）をもとに、災害時等の避難支援活動を実効性のあるものにするため、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者の具体的な避難方法等に関する個別計画を策定しています。

また、災害時、速やかに「災害ボランティアセンター」を設置できるよう協働推進課・社会福祉協議会・武蔵村山市ボランティア・市民活動センターの三者での取組を進めています。

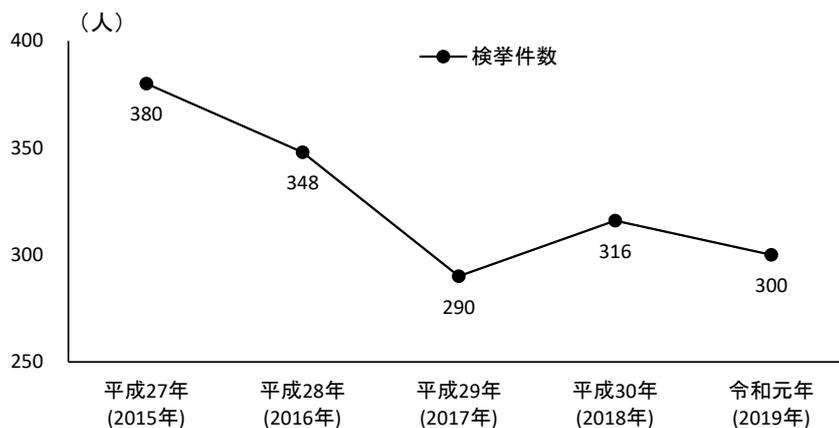
一方、いざ災害が発生した場合、避難所への避難に当たり、新型コロナウイルス等の感染拡大防止対策を徹底することが課題となっています。

(4) 防犯活動等について

① 犯罪に関する現状

◇ 刑法犯の検挙数の推移

東大和警察署管内における過去5年間の刑法犯の検挙件数は平成27年から平成29年にかけて減少し、その後、年間300件前後で推移しています。



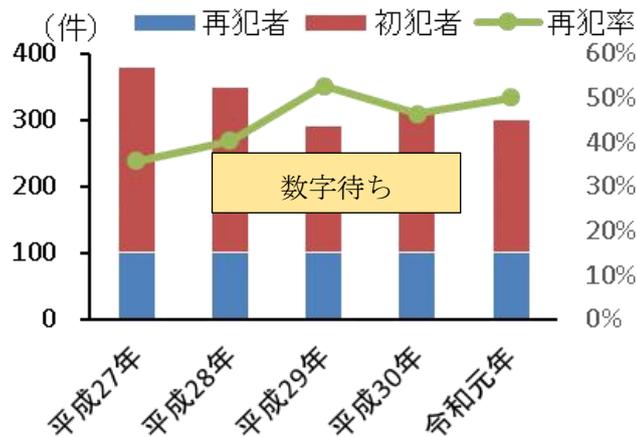
出典：警視庁統計より

※【自主防災組織】：主に自治会を母体として、地域住民が自主的に協力・連帯して防災活動を行う組織（ボランティア団体）。平常時には、防災訓練の実施、防災施設の点検、防災資器材等の整備など災害予防活動を行い、地震や台風などの災害発生時には、地域住民と一致団結して消火活動、避難誘導、救助・救護活動などの災害対応活動に当たり被害を最小限に抑えるなど、地域全体の安全のための活動を行う。

※【避難行動要支援者名簿】：避難行動要支援者（前項）を支援するために、自治体が作成する名簿。市では、避難行動要支援者のうち、関係者への情報提供に同意した人達の名簿を警察署、消防署、民生・児童委員等に配布し、いざというときの安否確認や救援活動に役立てている。

◇ 成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の推移

本市の成人刑法犯検挙総数に占める再犯者数の割合（再犯率）は約 %であり、検挙者のうち約 人 に 人が再犯者となっています。



② 防犯活動等に関する主な取組

◇ 防犯活動の推進

住民の主体的な安全・安心のまちづくりを推進するために、自治会等を母体とした自主防犯組織※に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行っています。

また、消費生活における安全性の確保に向けては、平成 29 年に緑が丘出張所での相談環境を整備し、消費者安全法に基づく消費生活センターを設置しました。

◇ 再犯防止の促進

再犯防止の取組については、「社会を明るくする運動」による広報活動に加え、更生保護活動を行う関係団体への支援を行っています。

※【自主防犯組織】：「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、地域で防犯活動を自主的に取り組んでいる組織（ボランティア団体）。自治会などの地域住民による団体や、子どもの保護者の団体などによって組織され、自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などを行う。

第2節 市民意識調査からみる地域の現状

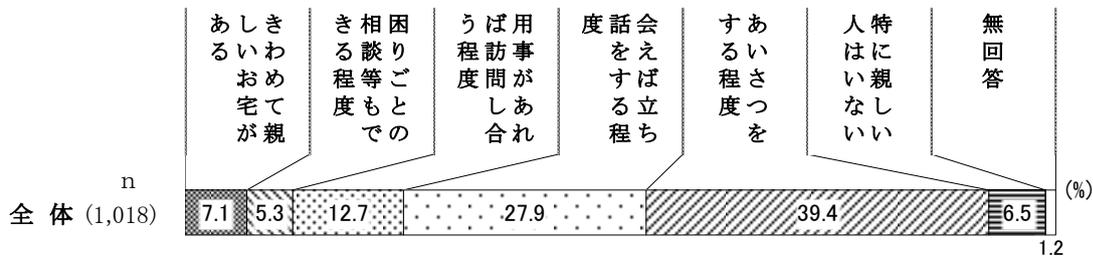
1 市民意識調査（市民向け）の結果

本計画に関する市民の意見や考え方を把握し、反映させるために、市内居住の18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に市民意識調査を実施したところ、1,018人（回答率33.9%）から回答を得ました。この市民意識調査で地域福祉に関する市民の意識を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

(1) 地域を支える人づくり

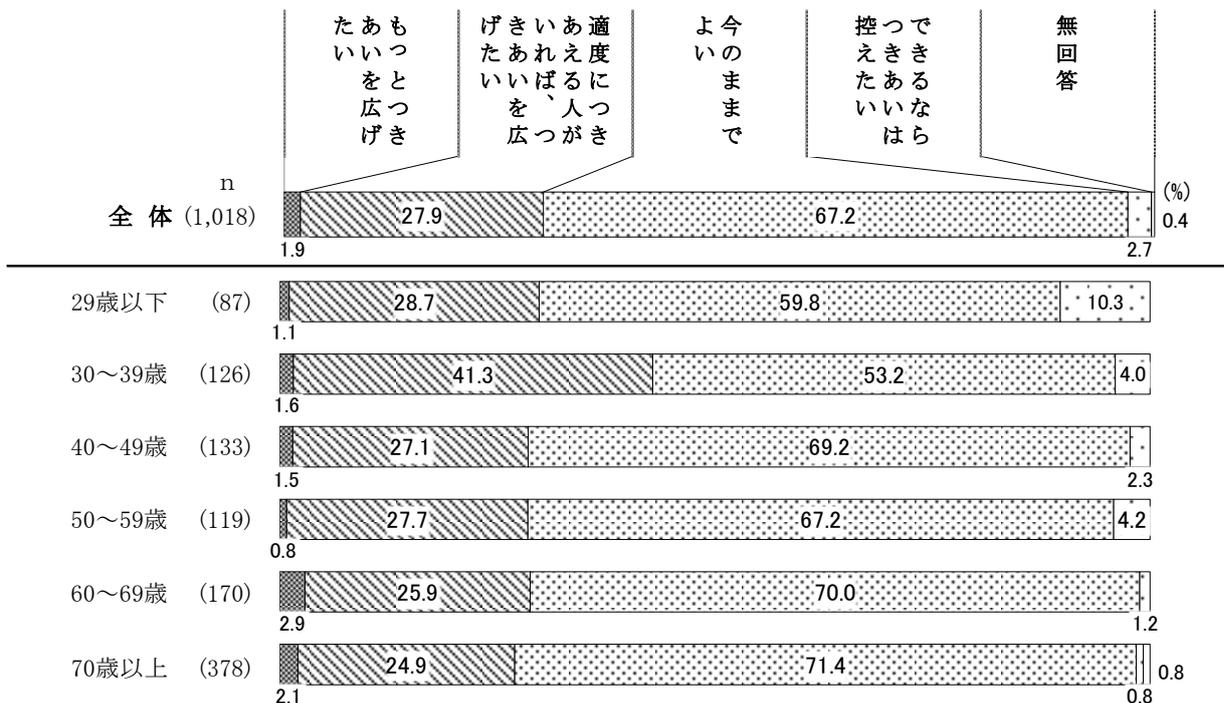
◇ 隣近所との付き合いの程度

となり近所との付き合いの程度については、「あいさつをする程度の人がいる」が約4割、「立ち話をする程度の人ならいる」が3割近くでそれぞれ高く、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多いことがうかがえます。



◇ 隣近所との今後のつきあいの程度

隣近所との今後のつきあいの程度については、「適度につきあえる人がいれば、つきあいを広げたい」が全体では3割近くでした。しかし、年代別にみると、30～39歳が4割以上で特に高くなっており、定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める年代であることがうかがえます。



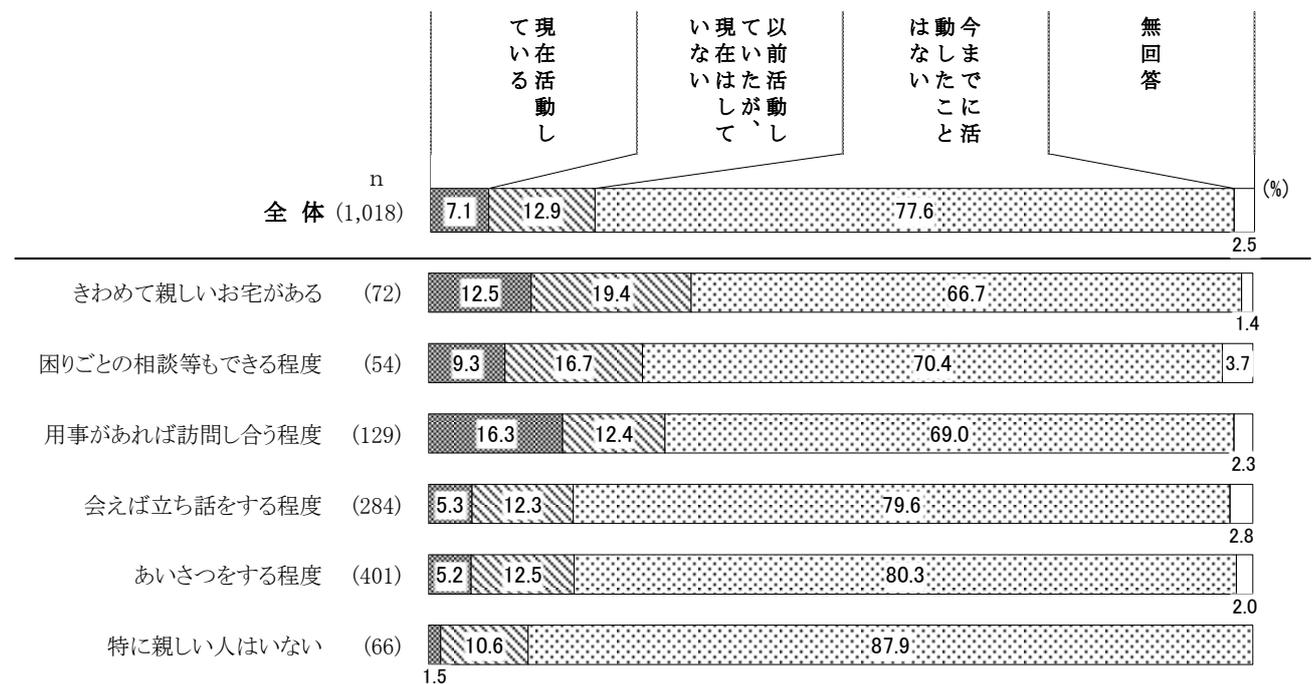
◇ 「近所付き合いとしてしてもらいたいこと」と「近所付き合いとしてできると思うこと」

近所付き合いとしてしてもらいたいことについてところ、「災害時の手助け」と「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。反対に、近所付き合いとしてできると思うことについて聞いたところ、こちらから「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」が特に高くなっています。このことから、助け合いのできることと、してほしいことの要望は同じであることがうかがえます。

上位3位の比較	第1位	第2位	第3位
近所付き合いとしてしてもらいたいこと	災害時の手助け (45.5%)	安否確認の声かけ (30.7%)	話し相手 (9.9%)
近所付き合いとしてできると思うこと	災害時の手助け (55.4%)	安否確認の声かけ (52.2%)	話し相手 (33.0%)

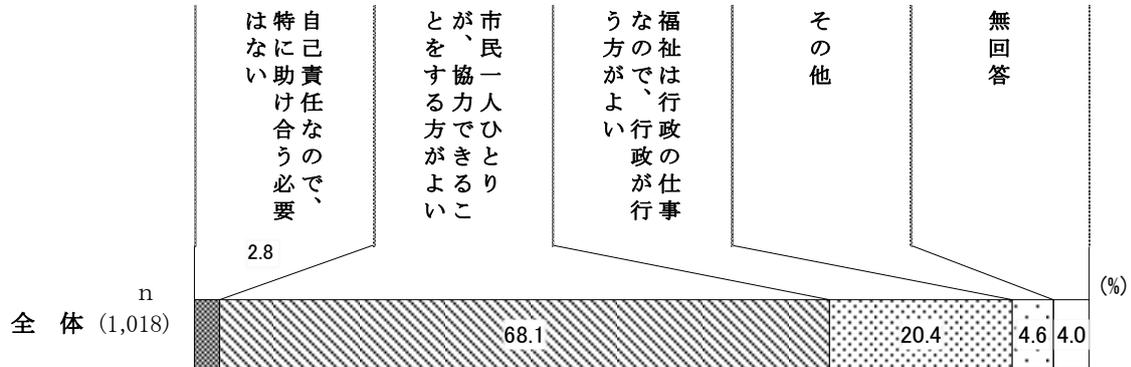
◇ ボランティア・NPO活動の経験

ボランティア、NPO活動の経験について聞いたところ、「現在活動している」と回答した人は1割未満、「以前活動していたが、現在は活動していない」を合わせた活動経験のある人についても2割にとどまっています。一方、近所つきあいの程度別でみると、付き合いが密なほど活動経験がある人の割合は高くなります。



◇ 地域における助け合い（今後）

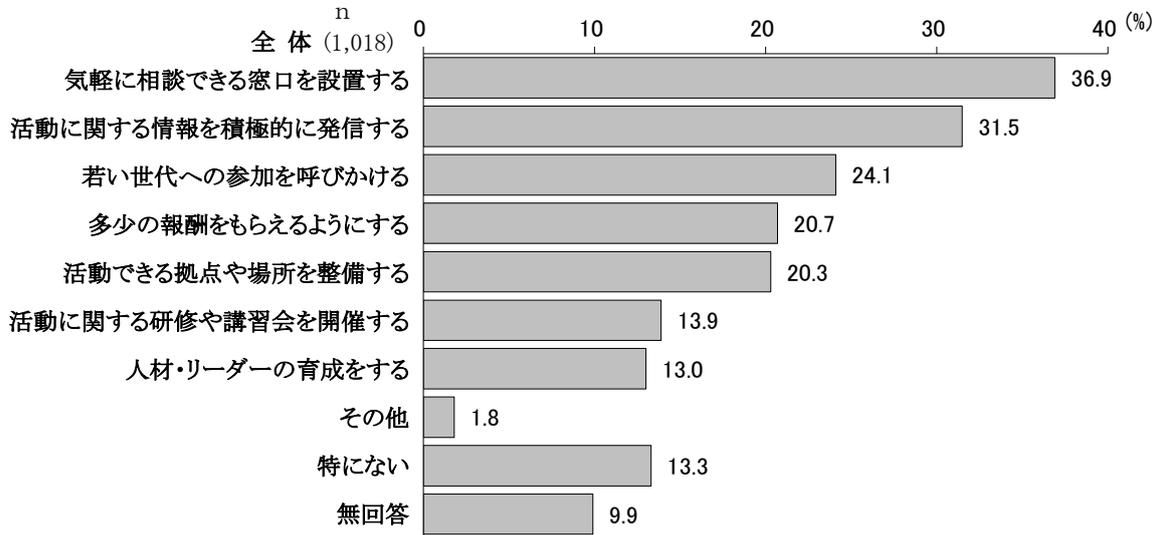
地域における助け合いにおける今後の方向性については、「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」が7割近くと多数を占めており、「福祉は行政の仕事なので、行政が行う方がよい」は約2割となっています。公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることがわかります。



(2) 市と市民が一体となった地域づくり

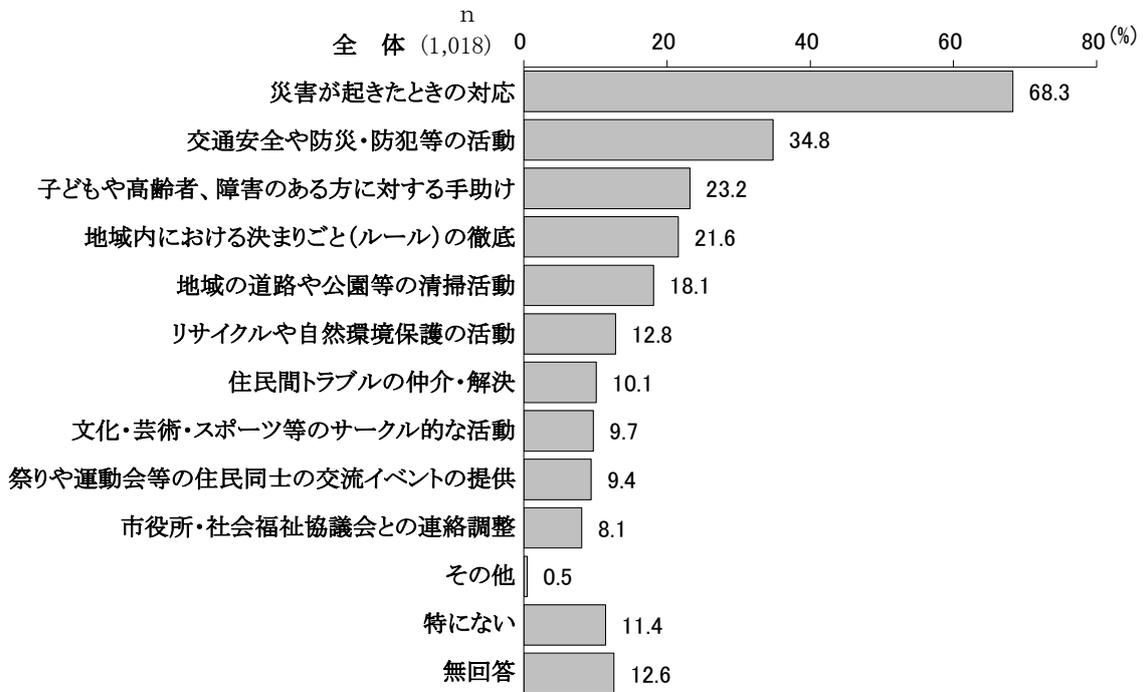
◇ ボランティア・NPO活動の輪を広げていくために必要なこと

ボランティア、NPO活動の輪を広げていくために必要なことについて聞いたところ、「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」が高くなっており、地域福祉活動の基盤強化に向けては、相談体制や情報の発信体制が望まれていることがうかがえます。



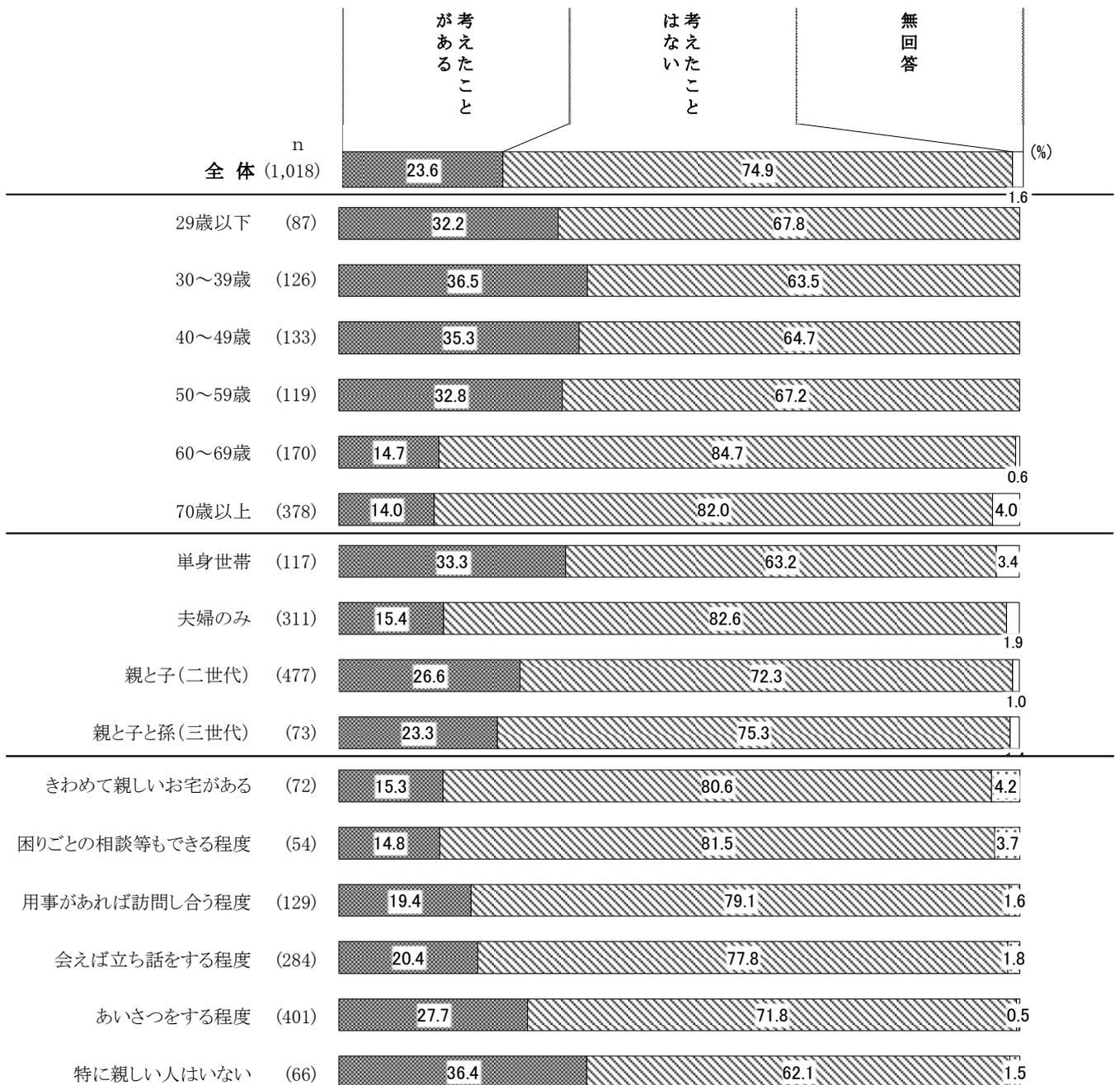
◇ 安心して暮らしていくために、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいこと

安心して暮らしていくために、活動してもらいたいことについて聞いたところ、自治会やボランティア団体に活動してもらいたいことについては、「災害が起きたときの対応」が突出して高く、非常時の際に助け合うことのできる地域の力が望まれています。



◇ 自殺を考えたことの割合

自殺を考えたことの割合については、「考えたことがある」と回答した人は全体で2割以上となっています。年代別にみると、59歳以下の若手から中年世代で3割以上と特に高くなっています。また、人とのつながりという点でみると、世帯構成が単身世帯、近所つきあいにおいて特に親しい人はいない人の割合が3割を超えて、特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。



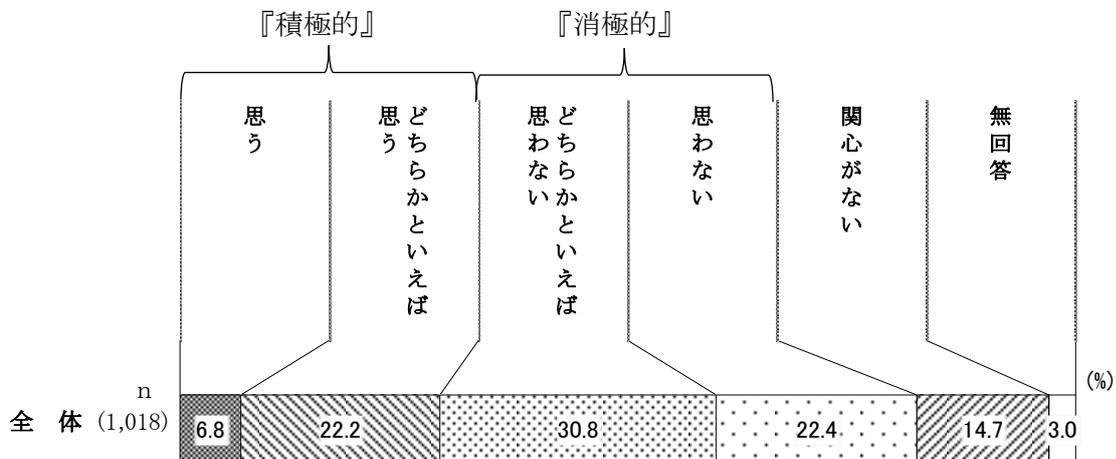
◇ 災害時要支援者名簿登録の認知度

災害時要支援者名簿登録の認知度については、「名称も内容も知っている」としている回答した人は1割程度であった。非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。



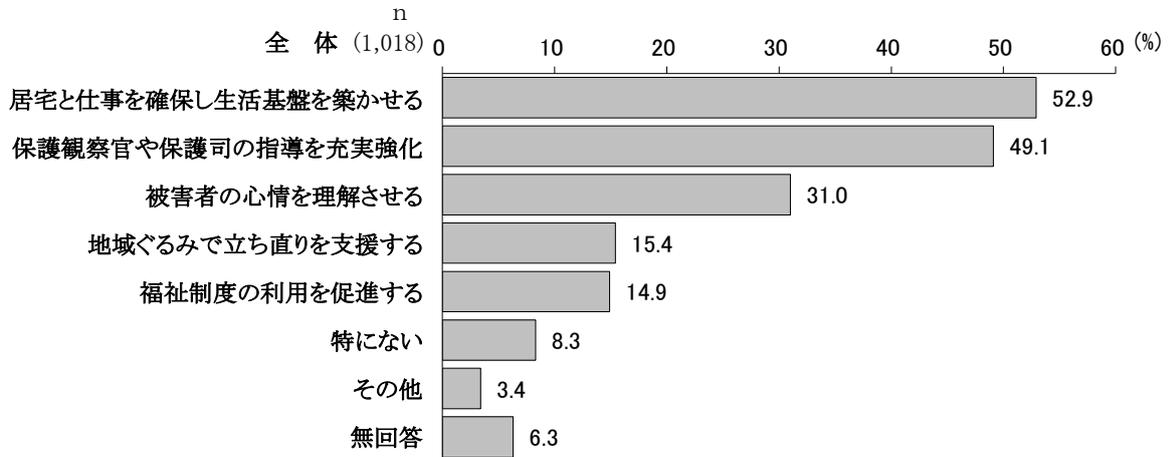
◇ 犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向

犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について聞いたところ、「どちらかといえば思わない」と「思わない」と合わせた『消極的』な回答が過半数を占めている一方で、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた『積極的』な回答は約3割となっています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。



◇ 再犯防止のために必要なこと

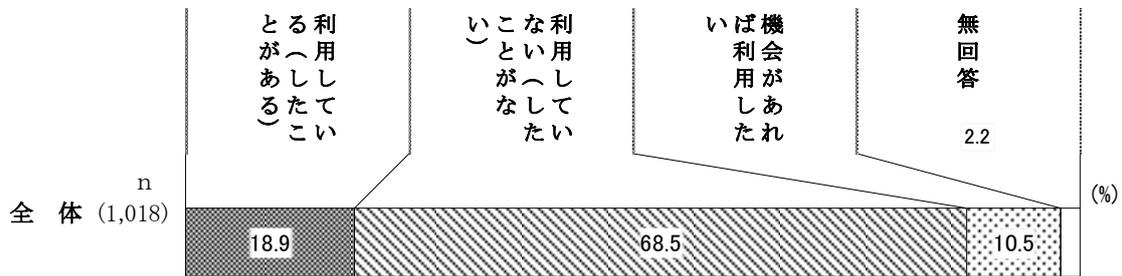
再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取り組みの2軸が特に高くなっています。



(3) 包括的な支援の仕組みづくり

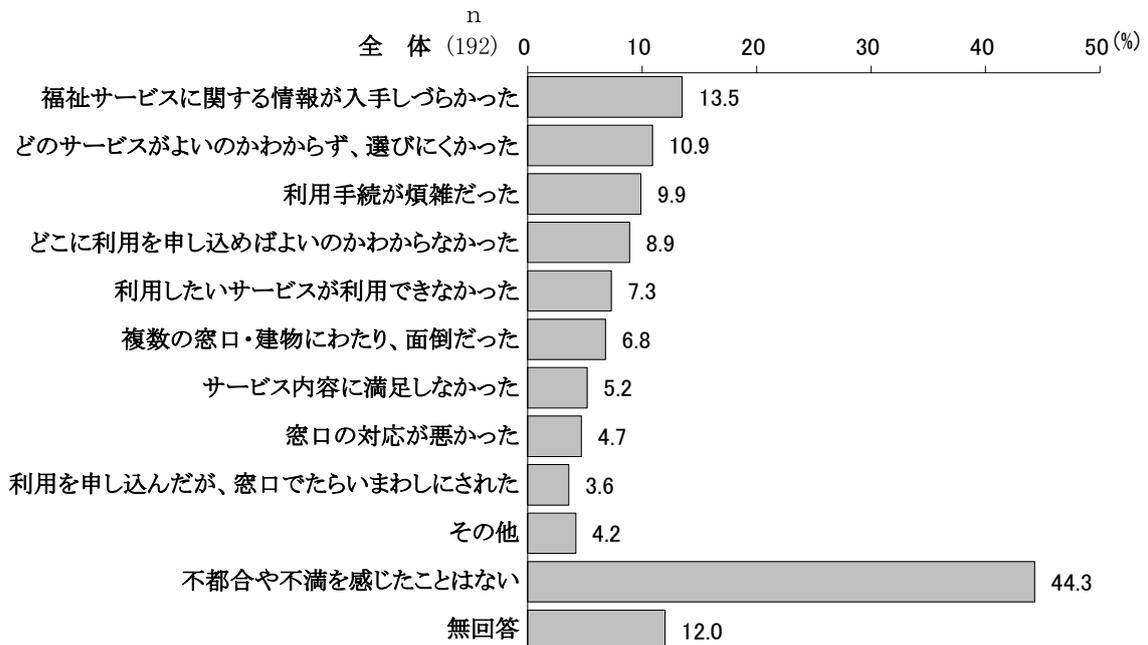
◇ 福祉サービスの利用について

福祉サービスの利用状況を見ると、「利用している（したことがある）」が2割近くとなっていました。



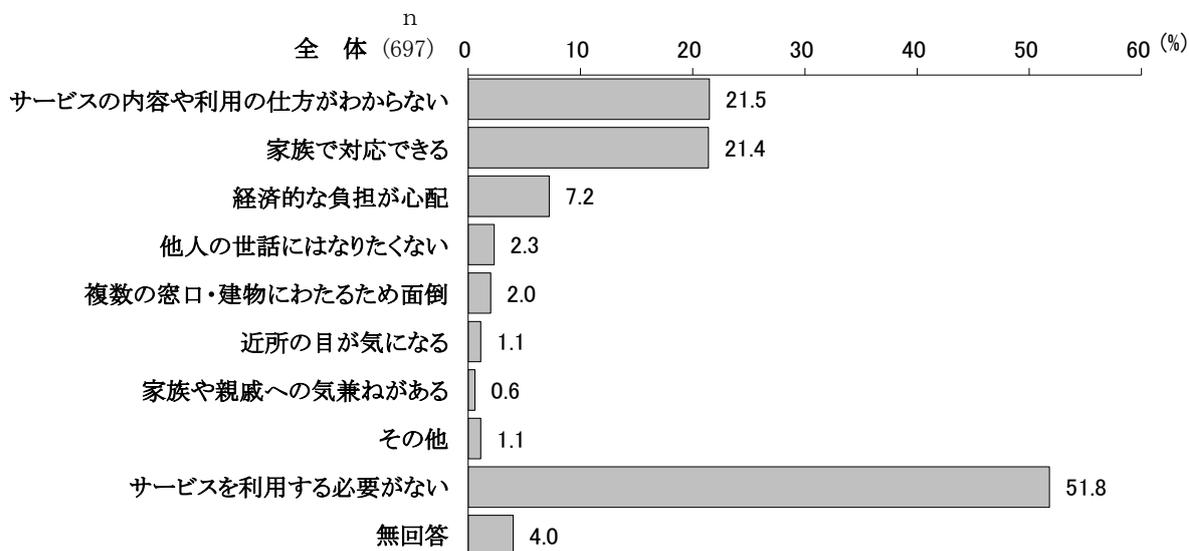
◇ 福祉サービスの利用に関する不都合や不満

福祉サービスの利用者へ、利用に関する不都合や不満を聞いたところ、「不都合や不満を感じたことはない」と「無回答」を除いた4割以上の方が困ったこととしていずれかの項目に回答しており、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」といった福祉情報に関する項目が上位となっていました。



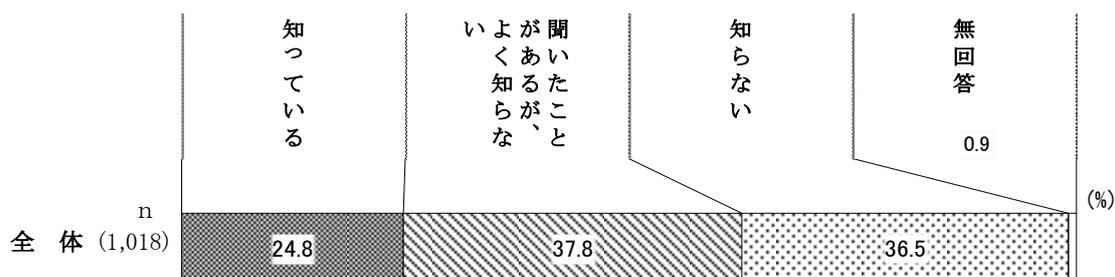
◇ 福祉サービスの利用していない理由

福祉サービスの利用者していない人に、利用していない理由を聞いたところ、2割以上の方が「サービスの内容や利用の仕方がわからない」と回答しており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。



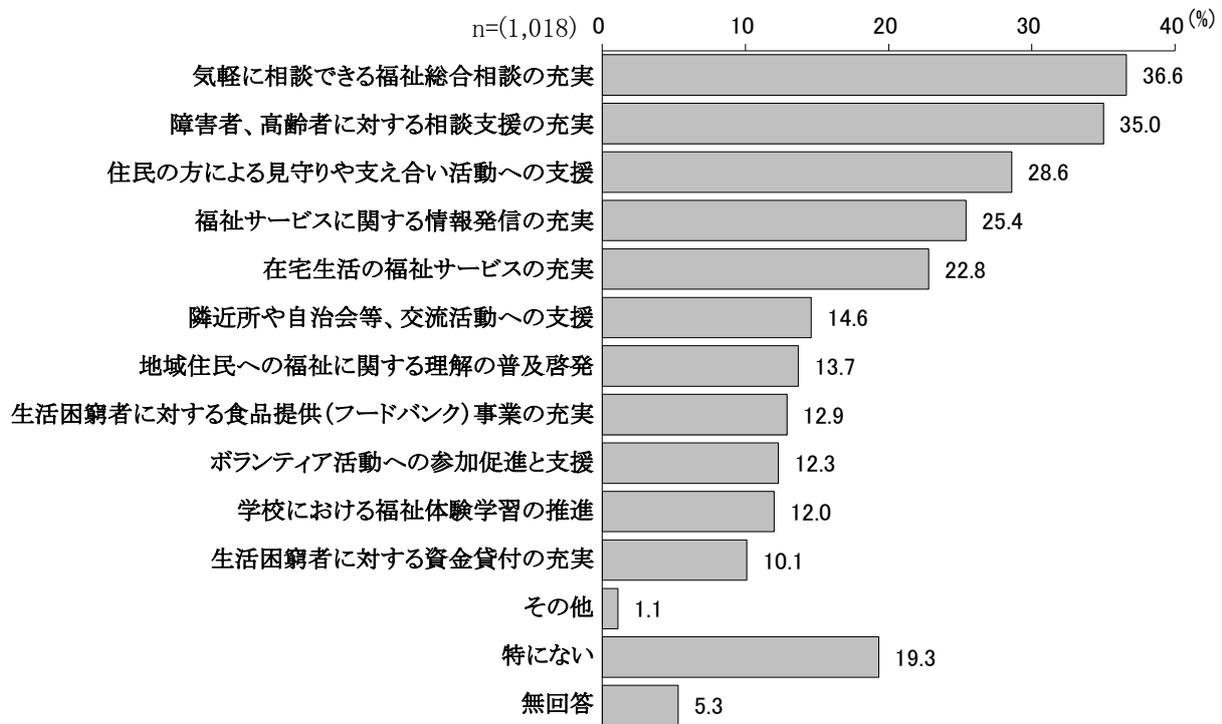
◇ 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は2割半ばとなっています。



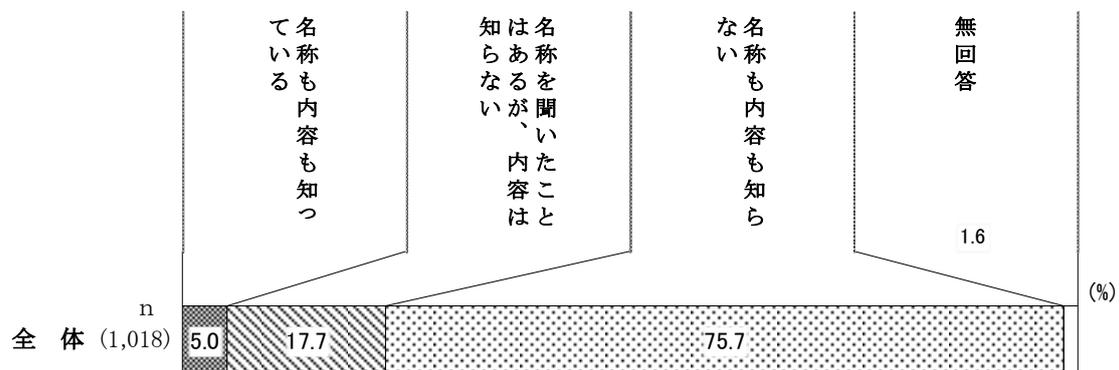
◇ 社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいもの

社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害者、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位2つを占めていました。



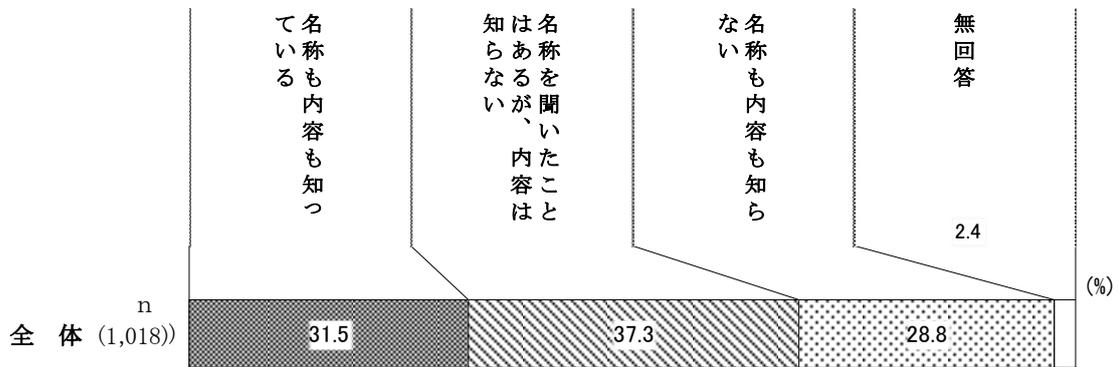
◇ 地域福祉権利擁護事業の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は1割未満でした。



◇ 成年後見制度の認知度

地域福祉権利擁護事業については、「名称も内容も知っている」は3割程度でした。



◇ 生活困窮者自立支援制度の認知度

生活困窮者自立支援制度の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は1割程度となっています。

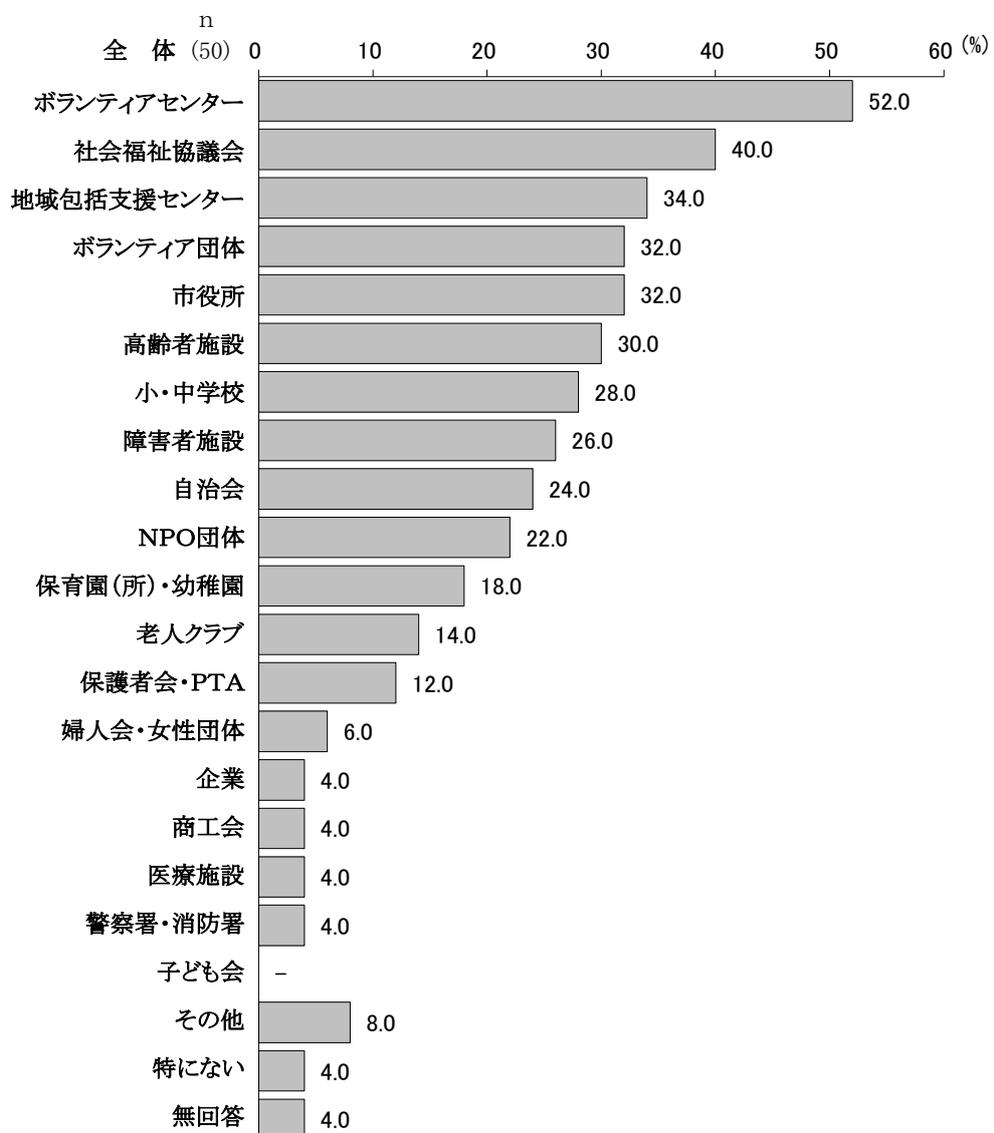


2 市民意識調査（団体向け）の結果

本計画に地域福祉に関する福祉団体関係者の意見や考え方を把握し、反映させるため、武蔵村山市ボランティア・市民活動センターに登録している107団体を対象に市民意識調査を実施したところ、63団体から回答を得ました。この市民意識調査で団体の状況や地域の活動等を調査したところ、次のような結果が見受けられました。

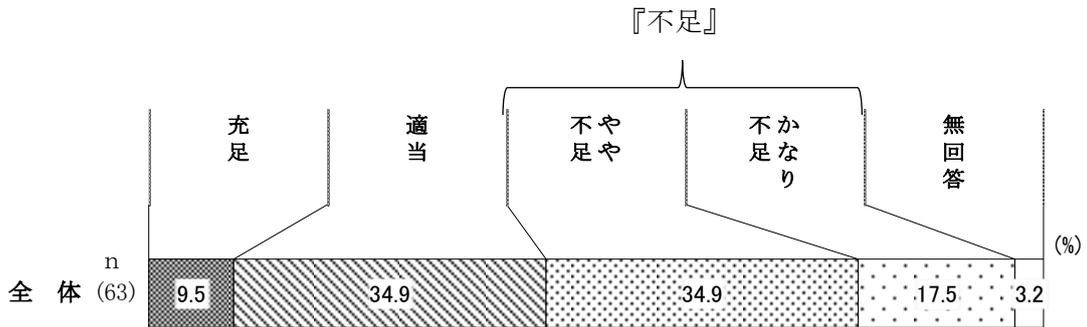
◇ 地域福祉活動において連携・協力している団体（機関）

地域福祉活動を行っている団体に対し、活動に際して連携・協力している団体（機関）について聞いたところ、「ボランティアセンター」が過半数を占めています。また、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」、「市役所」等の公的機関や、「ボランティア団体」も3割程度で高くなっています。



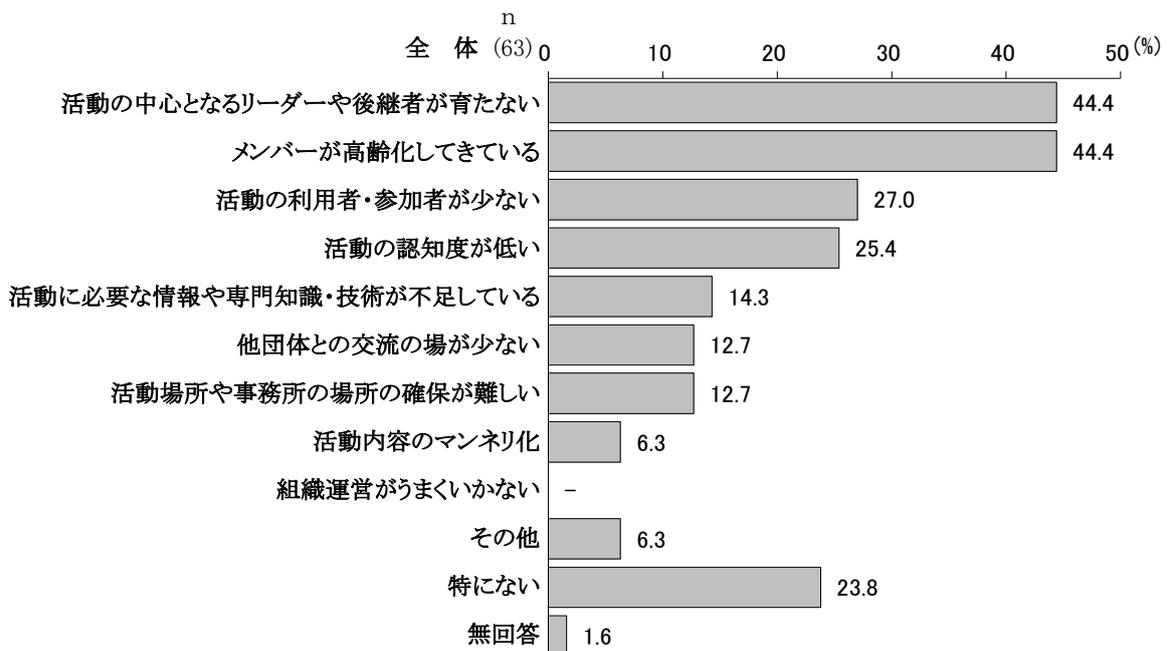
◇ 活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況

活動上での人材（メンバー・ボランティア等）の状況については、「やや不足」と「かなり不足」を合わせた『不足』が過半数を占めています。



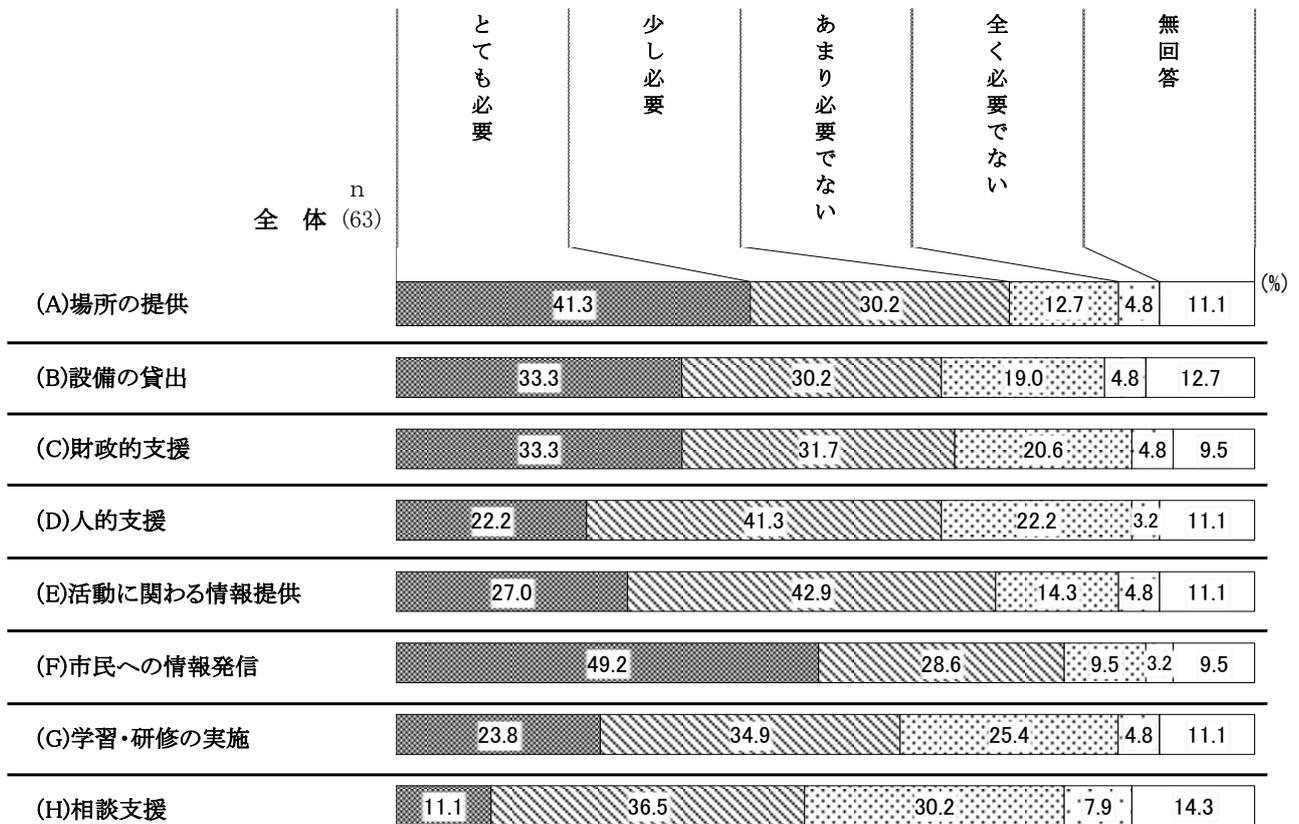
◇ 活動を行う上での課題

活動を行う上での課題については、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人材に関する項目が、特に高くなっています。



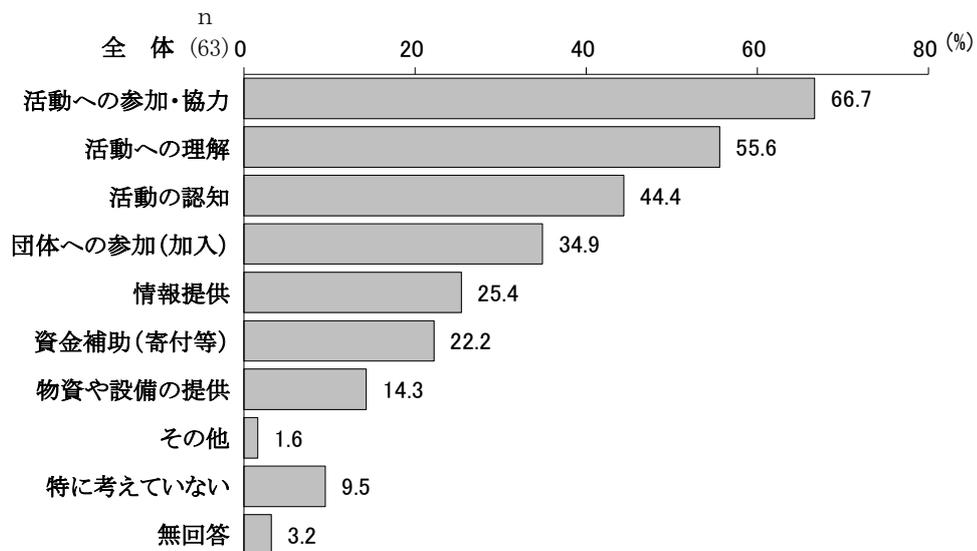
◇ 今後の活動にあたり必要だと思う行政支援

今後の活動にあたり必要だと思う行政支援について聞いたところ、「とても必要」と「少し必要」を合わせた『必要』と回答した割合が高い項目については、「(F) 市民への情報発信」や「(E) 活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「(A) 場所の提供」が特に高くなっています。



◇ 今後の活動にあたり市民に期待すること

今後の活動にあたり市民に期待することについて聞いたところ、「活動への参加・協力」が7割近くで特に高くなっています。



◇ 地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題

活動をしている中で、地域の人々からどのような日常の困りごと、福祉における課題等について聞いたところ、以下のような意見が挙げられました。

分野	内容
高齢者・介護 予防等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・話しする場、相手がいない ・高齢世帯、独居高齢者の情報不足 ・認知症高齢者を介護する家族への支援（情報提供等）
障害者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障害をお持ちの方自身の高齢化、障害をお持ちの方の御家族の高齢化 ・ろう者の社会への完全参加と、平等の実現 ・福祉サービスがわからない ・障害のある子供をどのように育てていけばよいか悩んでいる ・動ける重症心身障害児者のショートステイ先が不足 ・障害のある子もない子も一緒に遊べる場所づくりは必要
子ども・子育て 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・養育家庭への支援 ・保護者が仕事等で留守にしている時間帯（夕方から保護者が自宅に帰宅するまで等）に利用できる福祉サービスの新設 ・乳幼児とその親の居場所が少ない ・子育てに関する地域の情報の一括した提供が必要 ・乳幼児健診の時間が子どものお昼寝の時間で困る ・スポーツ以外の学校間を越えた子供の交流が少ない ・学校でのいじめ
福祉分野を横 断する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・だれでもつどえる場、情報交換が出来る場所が少ない ・自治会館の設備が不十分・老朽化
コミュニティ 活動、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係のお手伝いに伺う時、駐車場が無い ・交通の便の悪さ ・福祉サービスが24時間態勢ではないこと ・歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある（民家の樹木、不法駐輪、段差等） ・地域活動を推進するリーダーの不足

※ 表記については原則としてそのままの掲載としているが、意見の主旨を損なわないよう一部要約したのものもある。

第3節 市民意識調査からみる地域福祉に係る課題

1 地域を支える人づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、30～39歳では今後のつきあいを広げていきたいと考えている人が多いことがわかります。定住や子育ての始まり等により地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。特に、近所づきあいが密であるほど、ボランティア・NPO活動の経験率も高くなっていることから、積極的な近所付き合いの機運を醸成することが地域の力の向上のポイントと言えます。

また、多くの市民にとって助け合いのできることに、してほしいことの要望（災害時の手助けや安否確認の声かけ）は同じであり、両者の思いを地域の中でどのようにして繋いでいくかが、地域福祉を「我が事・丸ごと」を捉える関係性の構築に向けて重要な課題となります。市民の意識としては、7割の人が「市民一人ひとりが、協力できることをする方がよい」と回答しており、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、地域共生社会の実現に向けて市民の理解は得られやすいと見込まれるため、今後の関心を高めていくことが重要です。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、「活動の中心となるリーダーや後継者が育たない」と「メンバーが高齢化してきている」の人手不足が活動上の課題として挙げられており、団体が市民に望むこととしても、「活動への参加・協力」が過半数を超えています。市民が地域福祉を始めとする市民活動に積極的に関わることができるよう、地域全体における意識づくりが必要不可欠となっています。

また、団体が地域福祉活動に際して連携・協力している団体（機関）について、「特にない」と回答した団体は1割未満であり、多くの団体が互いに連携して活動を行っている状況がうかがえます。過半数が連携していると回答したボランティアセンターを中心に、団体同士のネットワーク形成の促進が期待されます。

2 市と市民が一体となった地域づくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、ボランティア・NPO活動の輪を広げていくために必要なことは「気軽に相談できる窓口を設置する」と「活動に関する情報を積極的に発信する」といった情報発信に関するものが高くなっており、市民と団体との接点が増やしていくことが、活動参加への契機、ひいては地域福祉活動の基盤強化につながると考えられます。

また、市民が自治会やボランティア団体の活動に期待することの1位が「災害が起きたときの対応」であるように、安心・安全のまちまちづくりには、地域力の向上が不可欠となります。しかし、災害時要支援者名簿登録の認知度は1割程度にとどまっており、避難の支援が必要な人へ地域がどのように対応するか等、非常時に向けた体制の整備は急務となっています。

加えて、単身世帯や、近所に特に親しい人のいない方を中心に、自殺を考えたことのある方の割合が

高くなっています。市民一人一人が、「自殺は誰にでも起こり得る身近な問題」であり、「その多くが防ぐことができる社会的な問題」でもあることを認識し、自殺を考えている人が発しているサインに気づくことができるよう、啓発に努めていくことが重要です。

再犯防止に目をむけると、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」と「保護観察官や保護司の指導を充実強化」が特に高くなっており、社会的な環境面での支援と、行政的な制度面での支援の2軸をともに推進していくことが肝要であるといえます。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りについて積極的な回答は3割程度になっているのが現状です。犯罪や非行をした人が地域で孤立せず、ふたたび自立した地域の一員として活動できるよう、理解の促進に向けた取り組みが望まれます。

市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後活動にあたり必要だと思う行政支援については、市民意識調査（市民向け）と同様に、「市民への情報発信」が高くなっていました。加えて、「場所の提供」を要望する声も高く、自由記述の地域の人々からの日常の困りごと、福祉における課題についても、活動拠点や設備の改善に関する意見が複数寄せられています。コミュニティの活性化に向けて、地域の人々の交流や地域活動の拠点となる場所づくりのニーズの高さが窺えます。

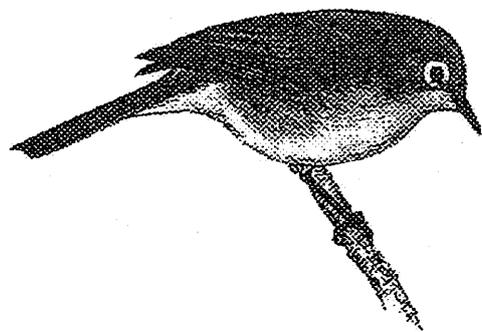
3 包括的な支援のしくみづくり

市民意識調査（市民向け）の結果をみると、福祉サービスを利用したことがあるのは、市民の2割で、そのうちの4割以上が利用に関する不都合や不満を抱いていました。特に、不都合や不満の理由としては「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」「どのサービスがよいかわからず。選びにくかった」等福祉の情報に関することが上位となっています。また、福祉サービスを利用してないひとのうち2割が、「サービスの内容や利用の仕方が良く分からない」と回答しています。支援を必要とする人の生活課題が多様化、複雑化するなかで、適切なサービスが届くよう、情報提供や相談支援の体制を強化していく必要性があります。

その一方で、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は、決して高くはありません。また、生活困窮者自立支援制度等の制度自体の認知度も低い現状にあります。支援の仕組みづくりのためには、支援のための制度それ自体と、制度につなぐための相談機関・団体の周知が重要な課題となります。

加えて、権利擁護の観点からは、権利擁護事業について「名称も内容も知っている」と回答した人は1割未満、成年後見制度について認知度事業の「名称も内容も知っている」と回答した人は3割程度でいずれも高くはなく、認知度の向上や、利用普及が課題となっています。

第3章 計画の基本的な考え方



市の鳥「メジロ」

第1節 目指すべき姿（基本理念と基本視点）

1 基本理念

本計画の基本理念を次のとおり掲げ、これからの地域福祉計画における市民・事業者・市の共通の目標とします。

A large rounded rectangular box with a double-line border. Inside, there are two rows of empty circles for writing. The top row contains 10 circles, and the bottom row contains 8 circles.

2 基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

第2節 計画の基本目標

1 計画の基本目標

第五次計画では、第四次計画の基本目標を踏まえ、その後の社会情勢や国・都の動き、アンケート結果等から見られる地域福祉の課題への対応を考慮して、下記のような3つの基本目標を掲げ、市民等との役割分担と連携・協働のものとの実現に努めていきます。

《基本目標1》 地域を支える人づくり

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人一人が地域を支える担い手であるという意識をもち、ボランティア団体・NPO法人、個人ボランティア等において、活発な活動ができる人づくりを目指します。

主な取り組みとしては、福祉教育、広報、意識啓発活動等の推進や、ボランティア・市民活動センターを中核として支援を行うとともに、コミュニティの活性化を図るために、多様な活動の主体が連携・協働するネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》 市と市民が一体となった地域づくり

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるように、市と市民が一体となった地域づくりを推進します、

主な取り組みとしては、福祉活動の基盤となる場や制度の整備や、公共の場におけるバリアフリー化等の福祉的な配慮を推進するとともに、避難行動要支援者への支援や見守り活動の充実等、地域の防災対策の拡充を推進します。また、出所者の生活基盤の整備や、孤立と自殺を防ぐ地域づくりに向けた支援と啓発を行います。

《基本目標3》 包括的な支援のしくみづくり

複合的な課題を抱える人や、地域での孤立している人を、支援の手から取りこぼさないよう、必要なサービスを必要な人が受け取ることのできる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。

主な取り組みとしては、保健や医療と連携した福祉サービスの充実や、サービスの広報システムの拡充、相談支援体制の強化等、総合的かつ包括的な支援体制を整えるとともに、生活困窮者や生活保護受給者などの個々のケースに対して、関係機関と連携しながら自立の促進を支援します。

2 施策の体系

〈基本理念〉

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

〈基本視点〉

市民と事業者と市の協働 ～同じ方向を目指して～

〈基本目標〉

1 地域を支える人づくり

〈取組の方向性〉

- 1 福祉教育の推進と担い手の育成
- 2 様々な地域福祉活動や交流の推進
- 3 活動団体間のネットワークづくりの推進

2 市と市民が一体となった地域づくり

- 1 地域福祉活動の基盤の強化
- 2 快適な生活環境の推進
- 3 安全・安心のまちづくりの推進
- 4 再犯防止の推進
 - └ 武蔵村山市再犯防止推進計画
- 5 地域における孤立と自殺の防止
 - └ 武蔵村山市自殺対策計画

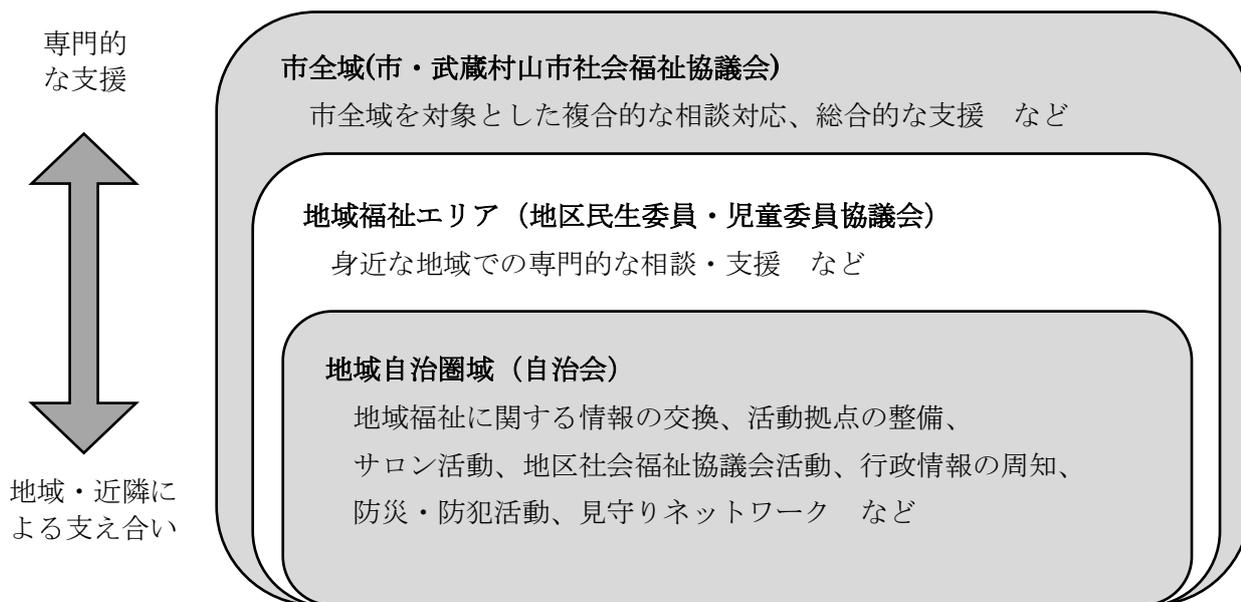
3 包括的な支援のしくみづくり

- 1 福祉サービス充実の基盤づくり
- 2 相談体制・情報提供の充実
- 3 権利擁護の推進
 - └ 武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画
- 4 保健・医療等の推進
- 5 就労促進のための支援体制づくり
- 6 生活困窮者への自立支援
- 7 生活保護受給者への自立支援
- 8 重層的な支援体制の整備に向けた検討

第3節 エリア設定の考え方

1 地域福祉エリアの設定

計画では、地域福祉を推進するため、地域福祉活動のエリアを設定します。エリア設定は、包括的な支援体制を整備していくうえで、「住民の身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境を整備するために重要です。



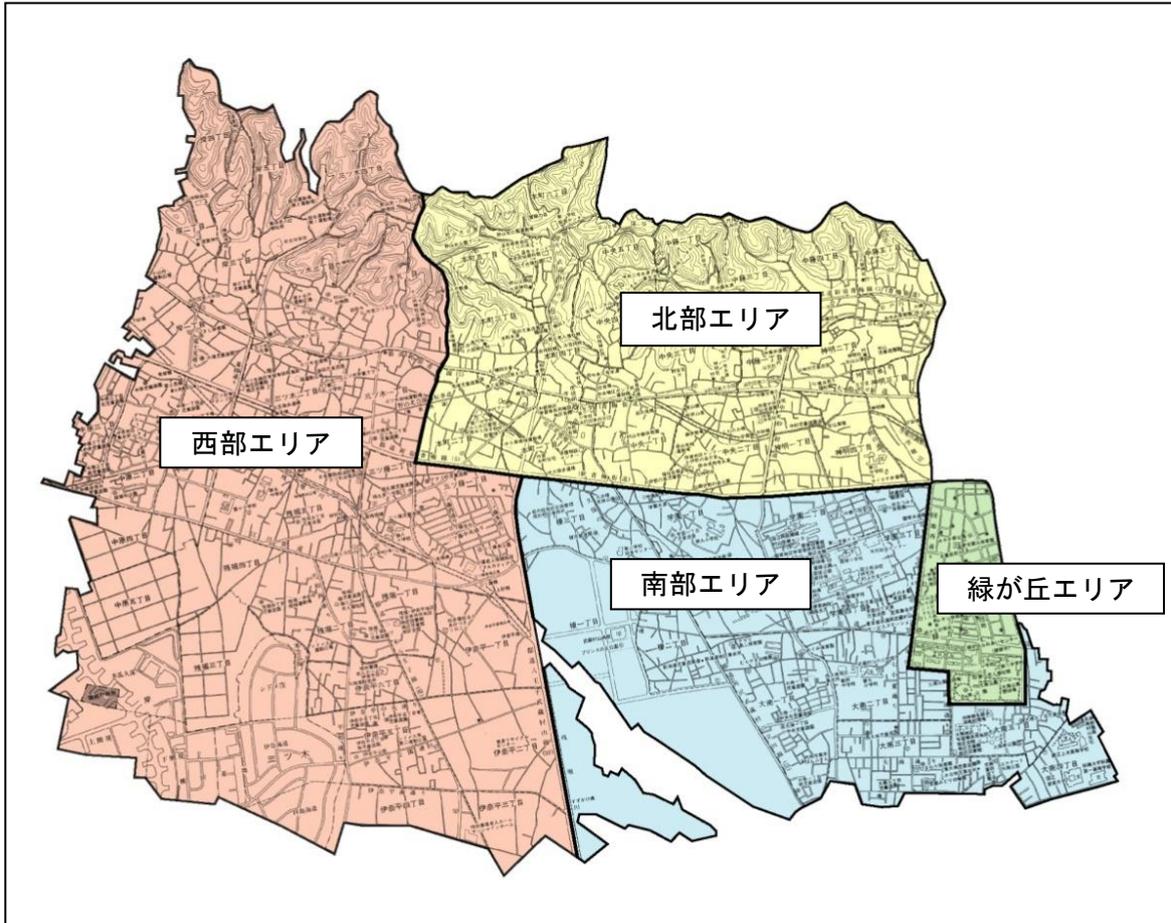
本市では、平成6年2月に策定した「武蔵村山市老人保健福祉計画」で市内を4つのエリアに分けた「地域福祉エリア」を設定し、その後、平成18年3月に策定した「武蔵村山市第二次地域福祉計画(平成18年度～平成22年度)」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、新たな「地域福祉エリア」を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供体制の整備を行ってきました。

引き続き4つのエリアを「地域福祉エリア」として設定し、分野別計画や関連施策等との調整を図ります。

【地域福祉エリアに含まれる町名】

エリア名	町名
西部エリア	伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木(横田基地内)
北部エリア	神明、中央、中藤、本町
南部エリア	榎、大南、学園
緑が丘エリア	緑が丘

【地域福祉エリアの地図】



第4章 基本計画



第1節 地域を支える人づくり

1 福祉教育の推進と担い手の育成

○ 目指す姿

福祉の担い手が育ち、きめ細かな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講座など福祉教育が充実しているまち

■ 課題と方向性

- 地域共生社会の実現に向けては、自ら生活する地域に目を向け、そこで生じている課題を我が事として捉え、主体的に取り組むことが必要です。
- 本市では、児童・生徒に向けた社会奉仕の精神の育成や、高齢者を支える新たな担い手の発掘などに努めています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、市民の助け合いでできることと、してほしいことの要望を地域の中でどのようにして繋いでいくかが、重要な課題となっています。また、市民の意識としては、公助のみよりも共助による助け合いの方が幅広く支持されていることから、今後の理解と関心を高めていくことも重要です。
- これらのことから、子どものうちから地域福祉に関心を持ち、互いに支え合うことの大切さを理解できるよう学校教育との連携を図るとともに、市民一人ひとりが互いの違いを認め合い、同じ地域の住民として交流することのできる意識を高めていきます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
広報・啓発活動等の推進	主体的にまちづくりに関わってほしいとする市民の意識を一層高めるために、市報やホームページ、SNS等を活用した広報・啓発活動を推進します。 また、音声コード※、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉等に関する情報を提供します。	健康福祉部・子ども家庭部全課 秘書広報課

※【音声コード】：印刷物に掲載された縦横約2センチのコード。専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

取組名	内容	所管課
広報・啓発活動等の推進	<p>主体的にまちづくりに関わっていかうとする市民の意識を一層高めるために、市報やホームページ、SNS等を活用した広報・啓発活動を推進します。</p> <p>また、音声コード※、活字文書読上げ装置等のメディアの活用も含めて、保健福祉等に関する情報を提供します。</p>	健康福祉部・子ども家庭部全課 秘書広報課
福祉教育・福祉学習の推進	<p>市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーション※や「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう図ります。</p> <p>また、副籍制度により都立村山特別支援学校や都立羽村特別支援学校等と市内小・中学校の児童・生徒が交流を図る中で、地域への理解と受け入れ等の交流も図り、次世代の人材育成を図れるよう支援します。</p> <p>成人に対しては、講座や啓発講演会を開催する等、生涯学習の一環として福祉学習を推進します。さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援してその充実に図り、市民の意識の向上を図ります。</p>	福祉総務課 教育指導課 文化振興課
交流教育の推進	<p>市内小・中学校の児童・生徒が、高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター（市民総合センター内）等への訪問を行い、体験活動や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある人との相互の交流を進めます。</p>	教育指導課
福祉人材の確保・養成	<p>地域におけるきめ細かな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパー等の福祉人材の確保を図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。</p>	高齢福祉課 障害福祉課

※【音声コード】：印刷物に掲載された縦横約 2 センチのコード。専用の読み取り機を用いることによって、印刷物の中の文字情報を高齢者や視覚障害者のために音声や点字などで出力することができる。音声コードは、縦横二方向の情報を持つため、大量の情報を掲載することができる。

※【ノーマライゼーション】：高齢者や障害のある人が、地域社会の中で、他の人々と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 自分のまちの福祉関連情報に、“自分にも関係のあること”として興味を持って接する。
- 年齢、性別、国籍の違いや障害の有無など、さまざまな個性を持った人を理解し、同じ地域に暮らす住民として認め合う。
- 一人ひとりが地域を支える担い手である意識を持ち、地域にある様々な生活課題・問題の解決・改善のために何ができるのかを考える。
- 団体の活動において、ボランティアの受け入れや、連携に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受け入れや、連携に努める。
- 福祉や介護の活動や仕事に関心をもってもらえるよう、その魅力ややりがいを発信する機会をつくる。

2 様々な地域福祉活動や交流の促進

○ 目指す姿

様々な地域福祉活動や交流が活発に行われているまち

■ 課題と方向性

- 全国的に、高齢化に伴って福祉活動の従来の中心的な担い手も高齢化し、また固定化する一方で、女性や高齢の方の就業者の増加に伴い、地域における担い手の確保はますます困難になっていると言われています。
- 市民意識調査（団体向け）の結果をみると、人手不足が活動上の大きな課題として挙げられています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、あまり積極的な近所付き合いを持たない人が多い一方で、定住や子育ての始まりなどにより地域に馴染み始める時期に地域と接点を広げていくことによって、今後の地域福祉意識が根付く可能性があります。また、近所づきあいが密であるほど、ボランティア・NPO活動の経験率も高くなっています。
- これらのことから、積極的な近所付き合いの機運を醸成するなど、地域の力の向上に繋げる取組や、より多くの人々が福祉活動に参加するきっかけとなるよう、市民それぞれの属性や世代などに応じた取組の展開を図ります。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
地域における交流の場・機会の確保	高齢者が地域の身近な通いの場である「お互いさまサロン」で介護予防に取り組む、障害のある人が地域住民とともにスポーツを楽しむ、「子どもカフェ」及び「子ども食堂」で親同士や子同士が情報共有や悩みの相談を行う等、世代を超えてだれもが参加できるよう地域における福祉を中心とした様々な交流の場・機会の確保を図ります。	健康福祉部・子ども家庭部全課
コミュニティ意識の醸成	緑が丘ふれあいセンターやボランティア・市民活動センターにおいて、人が交流する場所や事業を活用し、コミュニティ意識の醸成に努めます。	協働推進課

取組名	内 容	所管課
ボランティア やNPO活動 への参画の支 援	<p>ボランティア・市民活動センターをボランティア・市民活動の総合拠点と位置付け、市民自らがサービスの担い手として積極的に地域と関わっていただけるよう、ボランティア講座、ボランティアの人材育成等をボランティア・市民活動センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の関係機関が連携して実施し、福祉の担い手の確保を図ります。</p> <p>また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援等を行い、市民活動を促進する中で、地域福祉活動への参画も促進します。</p>	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育指導課 文化振興課
市民の発想を 生かす市政運 営と自治会活 動及び加入促 進の支援	<p>市民の自発的な活動に基づく提案を市政運営に生かせる機会である協働事業提案制度を実施し、市民との協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>また、自治会の自主的な活動の更なる活性化を図るため、魅力ある自治会づくりを支援します。</p>	協働推進課



市民・活動団体にできることの検討

- 社会福祉協議会主催の行事に協力・参加するなど、積極的に交流するよう努める。
- ボランティア・市民活動センターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に参加する。
- 今まで培ってきた知識や経験を生かして、プロボノ*として地域で活動する。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築く。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職場体験など、学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとのふれあいの機会をつくる。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努める。

※【プロボノ (Pro bono)】：専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動。

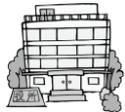
3 活動団体間のネットワークづくりの推進

○ 目指す姿

活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

■ 課題と方向性

- 社会の多様化、複雑化に伴って、地域には新たな福祉的ニーズや、個別の制度の隙間に陥りがちな複合的な課題が生じる可能性があります。そのため、地域課題の変化に対応した組織の連携、ネットワークづくりを推進していくことが求められます。
- 市民意識調査（団体向け）の結果をみると、多くの団体が「ボランティアセンター」などと連携して活動を行っている状況がうかがえます。
- このことから、ボランティア・市民活動センターを中心に据え、団体同士が相互に連携し、ネットワークをより一層強化することで、地域で支え合う力の相乗効果が発揮されるよう、地域住民に対する支援の手を充実します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
地域福祉活動団体 [※] 等への支援	活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。	健康福祉部・子ども家庭部全課
地域福祉活動団体間の連携強化の促進	ボランティアを行う団体や個人・NPO法人等が交流を図る機会となるイベントを実施することに加え、情報誌の充実を図り、ボランティアを行う団体や個人・NPO法人等が、他の団体等の活動状況を知ることによって、ボランティアや市民活動が、より活発・効果的に行われるよう努めます。	協働推進課

※【地域福祉活動団体】：営利を目的としないという前提のもと、地域の福祉向上のために、自主的に活動を行う市民団体。

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努める。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まで全ての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努める。
- ボランティア・市民活動センターに登録して、積極的なボランティア活動に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- CSR活動の一環として、地域で活動を行う団体への支援や、団体が開催するイベントに協賛することを検討する。

第2節 市と市民が一体となった地域づくり

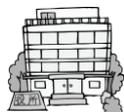
1 活動団体間のネットワークづくりの推進

○ 目指す姿

活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

■ 課題と方向性

- 日頃から、気軽に集まれる機会や場所があることは、生活するうえでの生きがいや、困ったときの相談のきっかけ、世代間の交流促進につながります。また、支援を必要する人と、支援者や支援活動団体を適切につなぐためには、地域における資源（人・場所・情報）を整理し、マネジメントすることでできる機関や人材の存在が不可欠です。
- 市民意識調査（団体向け）の結果をみると、今後の活動にあたり必要だと思える行政支援については、「市民への情報発信」や「活動に関わる情報提供」といった情報提供と、「場所の提供」が特に高くなっています。
- これらのことから、集いの場づくりや活動に関する情報の提供への支援を継続的に行うとともに、さらなる地域資源の発掘と、それらをつなぐコーディネーターの育成に取り組みます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
福祉活動の場の提供	コミュニティ施設について、高齢者や障害のある人、子どもたち等全ての地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。 また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、適切な管理運営体制の確保に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども青少年課 子ども子育て支援課
福祉活動推進のための情報の提供	ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者等、様々な主体が地域福祉活動を行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。	協働推進課 健康福祉部・子ども家庭部全課

取組名	内 容	所管課
コーディネーター機能の充実	<p>地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼等サービスのコーディネートを今後も継続するとともに、地域福祉コーディネーターの機能の充実化を図ります。</p> <p>また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるような仕組みを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活を共に支えていきます。</p>	健康福祉部及び子ども家庭部全課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 各種のボランティア活動に積極的に参加する。
- 定年退職を迎えた人や高齢者の持つ能力、技術及び経験を地域で生かす。
- 地域の文化・芸術などを育みながら活動を活発化させるとともに、地域福祉の基盤強化への連携に生かす。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ボランティアの受入れ、連携に努める。
- 施設の空きスペースや未使用時の部屋などを、地域福祉活動団体に貸し出すなど、活動の場の提供に努める。

2 快適な生活環境の推進

○ 目指す姿

バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、だれもが安心・快適に外出することができるまち

■ 課題と方向性

- 地域福祉においては、サービスや制度のみならずインフラの整備も重要な課題となります。年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人にとって暮らしやすい環境は、自立した生活の基盤として不可欠です。
- 市民意識調査（団体向け）では、福祉における課題について、「歩道に高齢者や障害者の歩行の妨げになる障害物がある」、「交通の便の悪い」といった意見が挙げられていました。
- これらのことから、公共施設等におけるバリアフリー化を一層推進するとともに、誰もが活動しやすい移動手段の確保を目指し、市内の住環境の整備に努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成	「東京都福祉のまちづくり条例」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」に基づいて、公共的建築物や道路・公園等の公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障害の有無や年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。	都市計画課 道路下水道課 施設課
公共交通機関の整備	市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸について、更なる促進に向けて引き続き東京都に要請します。	交通企画・モノレール推進課
外出を支援する仕組みの充実	高齢者や障害のある人等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティア*の育成や組織づくりへの支援等に努めます。	協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課

※【外出支援ボランティア】：一般の交通機関を利用して移動することが困難な高齢者や障害のある人に対し、外出の際など車の運転などにより、送迎や付き添いを協力するボランティア。

取組名	内容	所管課
放置自転車対策等の推進	放置自転車クリーンキャンペーンや違反広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や立て看板等をなくし、だれもが通行しやすくなるよう努めます。	道路下水道課
都営村山団地の整備の促進	都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請します。	都市計画課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をする。
- 外出支援ボランティア活動に参加する。また、周りの人にも参加を呼びかける。
- 障害のある人が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所に置く。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等を置くのをやめる。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努める。
- スロープを設置するなど、高齢者や障害のある人が利用しやすい店舗づくりに努める。

3 安全・安心のまちづくりの推進

○ 目指す姿

災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられるよう、平時からの備えに万全を期し、安心して生活することができるまち

■ 課題と方向性

- 自然災害はいつどこで起こるかわかりません。特に近年は、気候変動の影響で、風水害が局所化・激甚化の傾向にあり、平時からの備えが今まで以上に重要になっています。
- 市民意識調査（市民向け）をみると、災害時要支援者名簿登録の認知度は低く、非常時に避難の支援が必要な人に対し、地域でどのように対応するかという議論に向けても、名簿登録の認知度向上は重要な課題だといえます。
- 防犯面では、日本における刑法犯の認知件数は、近年減少を続ける一方で、ストーカーに関する事案など子供や女性が被害者となる犯罪は後を絶たず、高齢者を狙った特殊詐欺の被害も深刻化しています。このような隣近所での異変に気付き、地域社会の安全安心を守るためには、日頃からの見守りや周囲への声掛けが欠かせません。
- これらのことから、避難行動要支援者名簿の利活用や個別計画の策定、防災組織・防犯組織などを通じた地域の力の更なる強化など、日頃から緊急時に備え、いざという時に助け合える仕組みづくり・組織づくりを強化します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
情報提供サービスの推進	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）の増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。	秘書広報課 防災安全課

取組名	内容	所管課
参加・体験型交通安全教育の実施	電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、登録者数（犯罪情報、災害情報、市政情報）の増加促進及び即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。	秘書広報課 防災安全課
自主防犯組織の育成支援	安全・安心のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成する等、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。	防災安全課
自主防災組織の育成支援	「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助意識の醸成や災害時における市民・事業者・市が一体となった地域ぐるみでの防災行動力を向上させるため、災害対策用資器材等の助成を強化する等、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。	防災安全課
避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者避難行動支援プラン（全体計画）に基づき、引き続き個別計画の策定に努め、災害時等の安全・迅速な支援を推進します。 また、制度の内容について広く認知されるよう、引き続き広報活動に努めます。	防災安全課 福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
地域の見守り活動の推進	自治会圏域等の身近な地域で、一人暮らしや認知症の高齢者等の見守りが必要な市民に、定期的な声かけや見守り等の“地域の見守り活動”を市民や民生委員・児童委員、ボランティア等と連携・協働のもと推進します。今後さらに、身近な地域で活動をしている組織・団体等がネットワーク化を図り、実情に即した活動となるよう支援します。	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課 教育総務課
市民に対する犯罪被害の防止対策の推進	市民、特に高齢者や障害のある人、若者等を詐欺・窃盗、消費者トラブル等の被害から守るため、引き続き情報提供・啓発活動に努めます。 また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談の充実を図ります。	防災安全課 協働推進課 高齢福祉課 障害福祉課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 道路や歩道への自転車等の放置をやめる。また、高齢者や障害のある人などの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努める。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安全・安心のまちづくりの意識を高める。
- 自主防災組織などが行う防災訓練に参加する。
- 総合防災訓練等に参加した若い世代が、習得した知識などを地域の防災活動に生かし、防災意識を高めることで災害時に備える。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、様々な地域活動に積極的に参加する。
- 自治会を中心に一人暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行う。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行う。
- 一人暮らしの高齢者などに対し、積極的に挨拶・声かけを励行する。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、地域パトロール活動を行うよう心がける。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市などの行政機関と災害時の連携・協力を努める。
- 不審者に関する情報等の提供に努める。
- 緊急時には、市などの行政機関と連携し、高齢者や障害のある人、乳幼児や子ども、妊産婦等の支援に協力する。

4 再犯防止の推進

○ 目指す姿

人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び地域の一員として活躍することのできるよう、立ち直りを支えるまち

■ 課題と方向性

- 犯罪をした人の中には、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染める人が少なくありません。
- 法務省によると、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職でした。また、仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労状況が再犯リスクに大きく影響しています。
- 市民意識調査（市民向け）では、犯罪や非行をした人たちの立ち直りへの協力意向について消極的な回答が過半数を占めています。犯罪や非行をした人たちの社会復帰のためには、地域の住民の理解と協力を得て、社会の中で孤立することのないよう支援することが重要であることから、理解促進に向けたより一層の広報・啓発活動の推進が重要であるといえます。
- また、再犯防止のために必要なことについては、「居宅と仕事を確保し生活基盤を築かせる」といった経済的・環境的な取り組みと、「保護観察官や保護司の指導を充実強化」といった制度的な取り組みの2軸が特に高くなっています。
- これらのことから、「武蔵村山市再犯防止推進計画」を策定し、人生において失敗や過ちを犯してしまったとしても、再び自身の能力を発揮できる経済的・環境的な場づくりと、犯罪をした人々の再犯を防止するために、社会復帰をするための支援、社会が受け入れる体制・意識づくりが求められています。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
保護司等民間ボランティアの確保		
再犯防止に関する広報・啓発活動		

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 出所者に対する差別や偏見を持たず、再び地域の一員として自立した生活ができるよう見守る。
- 青少年が悩みや心配ごとを抱え、非行に走ることがないように地域全体で見守る。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 出所者に対する差別や偏見を持たず、保護観察所等との連携を取りながら、雇用するよう努める。

◆ 武蔵村山市再犯防止推進計画 ◆

我が国では、平成16年度以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

そのため国では、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることを鑑み、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

本市の属する東大和警察管内においても、再犯率は●●●であり、●●●です。これらのことから、再犯防止推進法の趣旨及び第2条の規定を受けとめ、新たに再犯防止施策を総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけ、「武蔵村山市再犯防止推進計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を策定します。

この再犯防止推進計画に基づき、就労、住居、医療・保健、福祉、その他の関連施策等との有機的な連携を図り、総合的な再犯防止を推進します。

◇ 取組の方向性

1 就労・住居の確保の推進

生活のために犯罪に再び手を染めることのないよう、出所者の経済的な安定と自立を目的として、関係機関と連携し、収入の基盤となる仕事と生活の基盤となる住宅の確保を支援します。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

保健医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした高齢者や障害者等に対して、十分な支援が行き届かず再犯につながることもあることから、地域での生活が可能となるよう、適切に保健医療・福祉サービスにつなげることを目指します。また、薬物等への依存に陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援を行います。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援の実施

悩みや心配ごとについて相談を受けるとともに、必要に応じて他の専門機関と連携して支援を行い、地域全体で青少年を見守り、健やかな成長を支えます。

4 民間協力者の活動促進や広報・啓発活動の推進

犯罪をした人の社会復帰に向けた支援等の更生保護活動や広報・啓発活動を推進することで、立ち直ろうとする人を支え、犯罪や非行をする人を生み出さない地域社会を築いていきます。

5 地域における孤立と自殺の防止

○ 目指す姿

だれもが地域で孤立することなく、生きやすいまち

■ 課題と方向性

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。
- 市民意識調査（市民向け）でも、世帯構成が単身世帯や、近所に特に親しい人はいない人の割合が特に高くなっています。自殺が個人的なことにとどまらず、人とのつながり・ソーシャルキャピタルの観点から、地域の中で解決すべき問題でもあるという意識が広がっていくように啓発に取り組んでいくことが重要です。
- これらのことから、「武蔵村山市自殺対策計画」を策定し、ひとりで課題を抱えている人は発しているサインを地域全体で気づき、対処することができるよう、ネットワークの構築や、自殺に関する意識啓発、教育の推進、相談機能の充実、自殺対策を支える人材の育成に向けた取組の強化、生きることの促進要因への支援に努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
市民を対象とするゲートキーパー養成		
自殺防止啓発活動の推進		



市民・活動団体にできることの検討

- 生活の中で悩み事や心配ごとを一人で抱え込まず、周囲の人に相談する。
- 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」として、地域の中で、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職員にゲートキーパー養成講座を受講させるなど、地域全体で異変に気付く仕組みづくりを支える。

◆ 武蔵村山市自殺対策計画 ◆

我が国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以降、高い水準で推移していました。そのため、平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、国をあげて総合的な自殺対策の取組を推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として多くの方が自殺により尊い命を亡くされています。

このことを受け、平成28年4月には「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

また、画一的な取組から地域における実践的な取組へと、転換を図っていくことが必要という考え方に基づき、平成29年に新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

本市においても、年間15人前後の人が自殺によって命を落とされています。このことから、自殺対策基本法の趣旨及び第13条の規定を受けとめ、これまで「武蔵村山市健康増進計画・食育推進計画」における「こころの健康」分野として行ってきた自殺対策を、新たに総合的かつ効果的に推進するべく、この項目を市町村における「自殺対策についての計画」として位置づけ、「武蔵村山市自殺対策計画」（以下「自殺対策計画」という。）を策定します。

この自殺対策計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として、総合的な自殺対策を推進します。

◇ 取組の方向性

1 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、行政、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築を目指します。

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策には、さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図り、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」として、社会全体の共通認識となるよう、積極的な普及・啓発活動を行います。また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促進することを通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていく機運を地域全体で醸成します。また、学校の教育活動の場において、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を行います。

4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行う必要があります。誰もが安心して地域生活を送れるよう、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援等に関する対策を推進します。

◇ 計画の目標

自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、対策計画が最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」です。そのため、最終的な目標として「自殺者ゼロ」を目指します。

また、大綱における当面の目標では、「先進諸国の現在の水準まで自殺死亡率を減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させること」としています。これを受け、本市の自殺対策計画においても、計画期間における当面の数値目標として、「令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させること」を掲げます。なお、計画期間途中で数値目標を達成した場合は、その時点でより高い数値目標の再設定を検討します。

第3節 包括的な支援のしくみづくり

1 福祉サービス充実の基盤づくり

○ 目指す姿

介護保険サービスや各種福祉サービス等を必要とする人が、質の良い効果的なサービスを利用して、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活することができるまち

■ 課題と方向性

- 近年、利用者の声を反映し、質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、さまざまな福祉サービスに対し、公正中立第三者機関が専門的・客観的な立場から評価をする第三者評価[※]の仕組みづくりの重要性が認識され始めました。
- また、福祉や介護などに関する法律や制度、サービスの内容は複雑化しており、支援を必要としている人に必要なサービスや支援が利用できるよう、きめ細やかな情報提供や相談支援が求められています。
- 市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスを「利用している（したことがある）」のうち、4割以上の方が「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」や「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」などの理由で不都合や不満を感じていました。また、「利用していない」理由として「サービスの内容や利用の仕方がわからない」などの声も挙げられており、情報がそれを必要とする人のもとに届く仕組みの強化が必要とされています。
- これらのことから、住民ニーズに合わせた継続的な基盤整備や質の確保、サービスの情報提供の拡充を推進します。

※【福祉サービス第三者評価制度】：福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶことを支援することを目的とした制度であり、事業者の提供する福祉サービスの質を当事者以外の中立的な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価を行う制度。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
サービス提供 基盤の整備	<p>福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。</p> <p>障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備や保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。</p>	高齢福祉課 障害福祉課 子ども青少年課
福祉サービスの提供	<p>介護保険制度に基づくサービス等、高齢者や障害のある人のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。</p>	高齢福祉課 障害福祉課
地域包括ケアシステムの体制整備	<p>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、市、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所、民生委員・児童委員、自治会、地域住民、NPO法人等の連携強化を図ります。</p> <p>また、生活支援体制の整備に当たっては、地域包括支援センターに配置する生活支援コーディネーターが市と連携の上、地域ニーズの把握や既存資源を活用しながらサービス開発を行い、地域包括ケアシステムの体制整備を図ります。</p>	協働推進課 福祉総務課 高齢福祉課
サービス情報提供の推進	<p>市報やホームページ等を活用し、福祉サービスの内容等の情報を積極的に提供します。</p>	秘書広報課 健康福祉部及び子ども家庭部全課



市民・活動団体にできることの検討

- ボランティア団体やNPO法人に参加するなど、福祉サービスの充実に協力する。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 職員にゲートキーパー養成講座を受講させるなど、地域全体で異変に気付く仕組みづくりを支える。

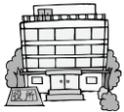
2 相談体制・情報提供の充実

○ 目指す姿

福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整い、情報提供が充実しているまち

■ 課題と方向性

- 全国的に、少子高齢化や世帯構成の変化等を背景として、障害者の高齢化、障害者や高齢者の生活困窮等のような複合的な課題が増加しています。他方で、介護する家族に注目すると、障害者の家族の高齢化、ダブルケア、ヤングケアラー等の問題が顕在化しています。このような介護される側、介護する側の両方の課題が組み合わさるケースも少なくなく、支援が必要な人の生活課題の多様化、複雑化が進んでいます。従来の相談支援は、対象者別の福祉制度に沿った専門的な相談支援が中心でしたが、このようなことから、従来の相談支援だけで対応することが困難なケースが増加していると言われています。
- 市民意識調査（市民向け）では、福祉サービスと住民の架け橋であり、相談支援の主要な担い手でもある社会福祉協議会の認知度は決して高くはありません。また、社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものについて聞いたところ、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」と「障害者、高齢者に対する相談支援の充実」の相談支援に関することが上位を占めていました。
- これらのことから、支援を必要とする人に適切な支援・サービスを提供していくため、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、相談窓口の周知を図るほか、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制、身近なところで制度の枠を越えて相談できる体制の整備を通じて相談支援の質を高め、市民にとってより利用しやすく、より納得が得られる相談支援体制を構築していきます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
相談窓口の充実	日常生活における悩みごとは、各課に係る複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるもの等があります。こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するため「市民なやみごと相談窓口」において、相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	福祉総務課

取組名	内容	所管課
相談窓口の充実	日常生活における悩みごとは、各課に係る複合的なもの、制度の狭間にあるもの、対応する部署が不明確であるもの等があります。こうした市民の多様な相談に積極的かつ総合的に対応するため「市民なやみごと相談窓口」において、相談者の課題の解決に向けた支援を実施します。	福祉総務課
利用相談・苦情相談窓口の充実	福祉サービスの利用方法や手続の方法に関する専門的な相談や、利用している福祉サービスについての疑問や苦情の受付とその解決に向けた支援を行う「福祉総合相談窓口（社会福祉協議会内）」の利用の促進を図ります。	福祉総務課
情報提供の充実	地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター※、障害者就労支援センター、精神障害者地域活動支援センター、子ども家庭支援センター等専門性を生かした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者等の相談活動との連携を強化し、相談体制のネットワークの確立に努めます。	健康福祉部及び子ども家庭部全課
相談員の資質向上のための支援	市職員及び民生・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施する等、その資質の向上を支援します。 また、障害者差別解消法の施行に伴い職員対応要領を制定し、適切な対応を図れるよう努めます。	健康福祉部及び子ども家庭部全課
わかりやすい情報提供の推進	声の広報の発行、また、音声コード、活字文書読上げ装置等のメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレット等多様な媒体によって、利用者の立場に立った福祉に関する分かりやすい情報提供に努めます。	秘書広報課 健康福祉部及び子ども家庭部全課

※【障害者地域自立生活センター】：地域における障害のある人の自立生活を支援するため、身近な地域において在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報の提供等総合的なサービス提供を行う。

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- ボランティア、ピアカウンセラー*として、様々な相談活動に参加する。
- 地域の中で民生委員・児童委員などの相談員との連携に努める。
- 自治会の活動などを通じ、お互いの顔が見えるような情報提供を心がける。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある人などへの情報提供を手助けする。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 各職員の相談スキルの向上に努める。
- 相談体制のネットワーク化への協力に努める。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者を配置するなど、利用者からの苦情への積極的な対応に努める。

※【ピアカウンセラー】: 同じ悩みや障害のある人の相談に乗り、仲間として親しく話し合いながら情報提供やその活用法をアドバイスする人であり、悩みや障害をその人自身が克服できるように援助を行う。

3 権利擁護の推進

○ 目指す姿

すべてのひとの権利と利益が守られ、住み慣れた地域の中で、安心・快適に暮らしていけるまち

■ 課題と方向性

- 人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている、固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできないものです。しかし、立場の異なる人への人権の侵害や、差別、暴力、虐待は依然として社会問題であり続けています。
- また、認知症、知的障害、精神障害等により財産の管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支えるための成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、平成28年に成年後見制度利用促進法が施行され、成年後見制度の利用促進が進められています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、権利擁護事業や成年後見制度の「内容をよく知っている」人は決して多くない状況でした。現在対象となる人に限らず、広く市民全体に周知を図っていく必要があります。
- これらのことから、すべての人が自身の持つ基本的な権利の行使を何にも妨げられることなく、地域の中で幸福な生活を営むために、人権・権利意識の普及啓発や、虐待防止施策の推進、意思決定などの支援に取り組むとともに、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、関係機関による連携体制の構築などの体制強化について検討を図ります。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
権利擁護事業の充実	判断能力の不十分な人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の充実を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見の実施について、社会福祉協議会と連携し推進します。	福祉総務課

第4章 基本計画

取組名	内容	所管課
成年後見制度の周知	成年後見促進計画に基づきながら、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の財産管理や身上監護を行う成年後見制度の周知を行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
市長申立て制度の運用	判断能力が十分でない方で、成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立てを行うことは難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
成年後見制度利用の費用助成	成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課
虐待防止ネットワークの充実	子どもへの虐待増加に対応するため、子ども家庭支援センターが主体となる要保護児童対策地域協議会※等の虐待防止ネットワーク事業の推進・充実や相談体制の強化に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。 また、高齢者や障害のある人に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行う等、虐待の早期発見・防止に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 子ども子育て支援課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			

※【要保護児童対策地域協議会】：虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場であり、各市町村が設置している。



市民・活動団体にできることの検討

- 一人一人が人権についての理解を深め、お互いを認め合う。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がける。
- あらゆる虐待を認識したときや疑いのある場合は対応機関に通報し、その義務についても周知する。

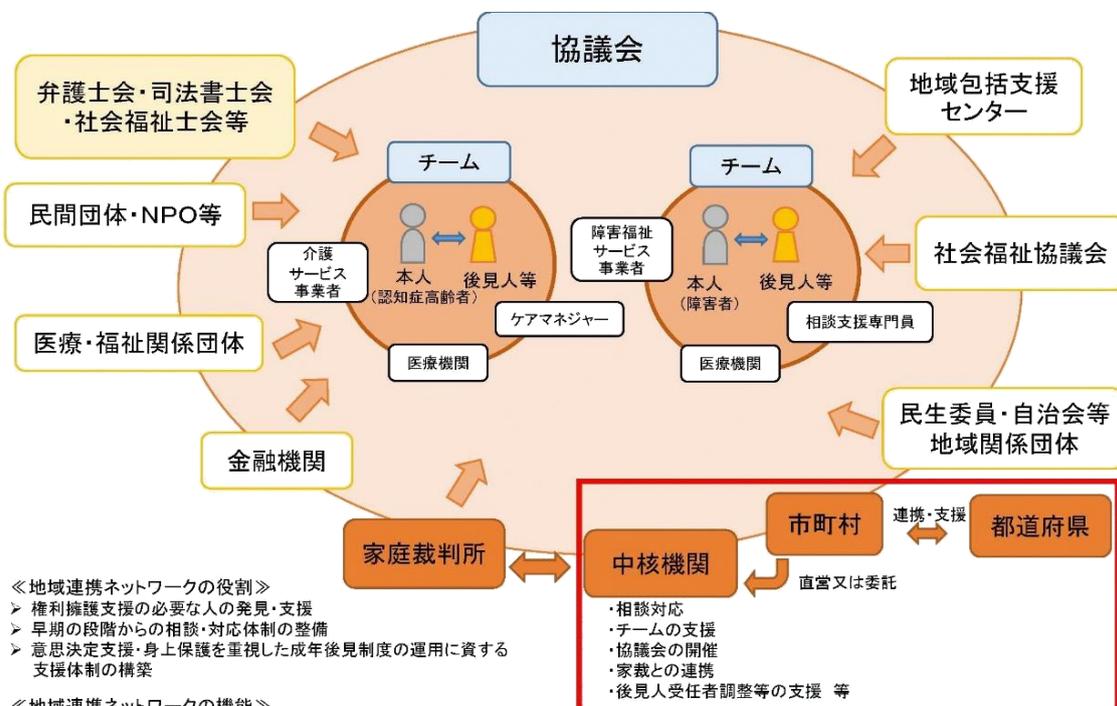


市内の事業者(所)にできることの検討

- 市や関係機関と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努める。
- 積極的に施設見学会を実施する等、オープンな施設とするとともに、地域との交流を推進し、虐待等の抑制となる環境づくりを図る。

【コラム】 地域支援ネットワーク3つの役割

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



出典：厚生労働省

◆ 武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画 ◆

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等により、日常生活に必要な判断能力が不十分となった人を社会全体で支えるための制度です。しかし、成年後見制度はこれまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は今後一層高まることから、国では成年後見制度の利用の促進を図るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本市においても認知症高齢者や精神障害者等の増加、家族のあり方の変化等を背景として、今後、成年後見制度の利用が増加すると見込まれることから、法の趣旨及び第14条の規定を受けとめ、この項目を市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけ、「武蔵村山市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「成年後見促進計画」という。）を策定します。この成年後見促進計画に基づき、地域連携ネットワークの構築や中核期間を設置し、関係機関による連携体制を構築する等、成年後見制度の利用促進に向けた体制強化について検討を図ります。

◇ 取組の方向性

1 地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置

地域連携ネットワークとは、必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

【地域連携ネットワークの3つの役割】

- ① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ② 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

ネットワークの構築にあたっては、被後見人のサポートのためのチームの整備や専門職による専門的助言等の支援のための協議会の設置等、地域における連携の仕組みづくりを目指すためのコーディネートを担う、中核機関の設置に向けて取り組みます。

2 成年後見制度の理解と普及・啓発活動の充実

成年後見制度は制度の難しさや利用するときの複雑さ等により、市民にとって身近な制度とは言えません。また、行政、司法、医療及び地域等の関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であると認識する必要があります。支援が必要な方が適切に利用できるよう、ホームページ等の活用や相談窓口の設置運営の取組を通じて利用者への啓発を行うとともに、支援が必要な方へのアウトリーチを図り、制度理解と成年後見制度の定着を図ります。

4 保健・医療等の推進

○ 目指す姿

保健・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち

■ 課題と方向性

- 高齢化の進展により疾病構造が変化し、「病院完結型」から地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換が求められています。具体的には、「医療から介護へ」「病院・施設から地域・在宅へ」の観点から、医療と介護の連携と地域包括ケアシステム（まちぐるみの支え合いの仕組みづくり）によるネットワークの構築が必要です。
- 本市では、武蔵村山市医師会・歯科医師会・薬剤師会等と連携・協力し、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性の周知や病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。
- また、地域で年齢に関係なく、いきいきと暮らし続けるためには、住民の健康を支える仕組みが不可欠です。しかし、本市の健康寿命については、介護保険の要介護2以上の認定を受けるまでの年齢をみると、東京都の平均を下回っています。
- 本市では、疾病等の早期発見や介護の予防、生活習慣に関する意識向上のため、特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を行うとともに、健康管理や身体活動、運動に関する取組の支援や、啓発活動に努めています。
- これらのことから、保健・医療・福祉が一体的に、地域包括ケアシステムの構築を行い、地域全体での健康課題の把握や施策を展開するとともに、住民一人一人が自身の健康に対する関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた活動を行えるような環境の整備と、意識の啓発を推進します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
成人保健事業の推進	市民が生活習慣病等を予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診や特定健康診査等の保健事業について推進します。	健康推進課
母子保健事業の推進	母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、母子を対象とした様々な健康診査や健康相談等の保健事業について充実を図ります。	健康推進課

第4章 基本計画

取組名	内容	所管課
予防衛生事業の推進	市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診等の予防衛生事業について充実を図ります。 予防接種情報システム「子ども・子育て応援ナビ」の利用を促進し、安全確実な接種に努めます。	健康推進課
休日・休日準夜における急患診療の推進	日曜日、祝日等の休日や休日準夜（午後9時まで）における急病患者の診療について、引き続き実施します。	健康推進課
特定健康診査等の推進	40歳以上の国民健康保険及び75歳以上の後期高齢者医療制度加入者等を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善等を目的とする特定健康診査等について推進します。	保険年金課 健康推進課
特定保健指導の推進	特定健康診査の受診結果に基づきメタボリックシンドローム及び予備軍の該当者に対しては、保健師や管理栄養士による食事や運動等についての指導・助言を行います。	保険年金課 健康推進課
調整機能の充実	高齢者、障害のある人、子育て家庭等からの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できる仕組みを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置する等、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。	高齢福祉課 障害福祉課 健康推進課 子ども青少年課 子ども子育て支援課
市民健康づくり推進協議会	健康づくりに関する様々な施策を検討する場として、市民健康づくり推進協議会を開催し、協議します。	健康推進課
健康づくり思想の普及・啓発	全ての市民に健康づくりの意識を定着させるため、健康教室を開催するほか、健康に関するイベントを実施して、健康づくり思想の普及・啓発を行います。	健康推進課
食育の取組	家庭、学校、地域等と協力し、食育の取組を推進します。 また、市と市民が一体となった食育活動を推進するため、食育推進ネットワークの充実を図ります。	健康推進課 学校給食課 子ども子育て支援課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、国の健康寿命延伸プランのとおり令和6年度までに事業を開始し、疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化を図ります。 実施体制の整備に向けては、医師会・歯科医師会・薬剤師会の医療機関や地域の関係機関と積極的な連携を図りながら、庁内の保険・医療・介護部門職員が連携し、地域の健康課題の把握及び事業プログラムの検討を行います。	保険年金課 高齢福祉課 健康推進課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分でチェックする。
- 市が公募する委員会等に積極的に参加する。
- 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な限り延ばす。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 市などの行政機関と情報交換、連携に努める。
- 市などの行政機関と連携し、市民の健康づくりに協力する。

5 就労促進のための支援体制づくり

○ 目指す姿

様々な年齢や立場の人全てが、身近な地域で就労することができるまち

■ 課題と方向性

- 経済的に自立した生活を送るためには、就労を希望するすべての人が、自分自身の力を活かして、働くことのできる地域づくりが重要です。しかし、障害者、高齢者、ひとり親、ひきこもり、在住外国人、出所者など、さまざまな背景により、働きたくても職を見つけることができない場合があります。
- これらのことから、課題別・対象別に就労を阻害する要因の解消方法を検討するとともに、多様な雇用の場を確保に向けて関係機関や企業などと連携することで、誰もが自立した就労をすることのできる環境づくりを推進します。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
就労の場の確保	市の窓口や、市内関係機関できめ細かな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、東京しごと財団、障害者就労支援センター等と緊密に連携し就労の場の確保に努めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 産業観光課
働くことができる環境づくり	高齢者、障害のある人、ひとり親家庭の母親等、地域のだれもが働くことができる環境づくりを進めます。	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども青少年課 子ども子育て支援課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 自分の住んでいる地域や身近に働くことができず困っている人がいたら、相談窓口や就労の場等、情報収集を図るとともにそれぞれが可能な範囲で本人や周囲の関係者に情報提供する。
- 積極的に対応する機関に相談する等、自立促進を支援することで、だれもが住みやすい環境の実現に努める。



市内の事業者(所)にできることの検討

- 高齢者や障害のある人、ひとり親家庭の母親などを積極的に雇用するよう努める。

6 生活困窮者への自立支援

○ 目指す姿

関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立が促進されるまち

■ 課題と方向性

- 近年、安定した雇用の揺らぎや所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加しました。同時に、少子高齢化の進行や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など世帯構造の変化、職場、地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。こうした状況のなか、最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化が求められています。
- 市民意識調査（市民向け）の結果をみると、生活困窮者自立支援制度の認知度について聞いたところ、「知っている」と回答した人は決して高くはありません。
- これらのことから、生活困窮者自立支援制度のより一層の周知を図るとともに、生活全般にわたり困りごとや不安を抱えている人に対して、問題が深刻化する前に、早期の支援が行えるよう努めます。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
自立に向けた相談支援	生活困窮者の様々な相談に一元的に対応し、的確な評価・分析に基づいた自立支援計画を策定する等して、関係機関との調整等を行い生活困窮者の自立を支援します。	福祉総務課
自立に向けた就労等支援	就労支援員による就労意欲の喚起、キャリアコンサルティング業務、履歴書の作成指導等、就労に向けた支援を実施します。 また、就労後も適宜面談等を実施し、定着に努めます。	福祉総務課
一般就労に向けた就労準備支援	就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を事業者へ委託して実施します。 また、就労準備支援事業利用以降も就労することが困難な場合は、支援を実施する事業者をあっせんすることにより、引き続き就労を支援します。	福祉総務課

取組名	内容	所管課
進学支援	中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行う受験生チャレンジ支援貸付事業を継続的に実施し、生活困窮の家庭を支援します。	福祉総務課
子どもの貧困対策の推進	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代をこえて連鎖することのないよう、子どもの未来応援プランに基づき取組を実施します。 また、受験生チャレンジ支援貸付事業の利用者等が学習できる場の提供について検討します。	福祉総務課 子ども青少年課 子ども子育て支援課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 身近な地域に、生活困窮者又はその条件に近い存在に気づいた時、その世帯への制度の周知や関係機関への情報提供により、地域の連携を深め助け合う。



市内の事業者(所)にできることの検討

- ハローワークなどから情報を収集し、国などの制度を理解して積極的に雇用するよう努める。

7 生活保護受給者への自立支援

○ 目指す姿

生活保護制度の適正な運用に基づき、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービス等をより安心して受けることができるまち

■ 課題と方向性

- 生活保護制度は、様々な事情から生活が立ち行かなくなったとき、困っている方の状況や程度に応じて、日本国憲法第25条の理念に基づく健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その方の自立に向けて生活が向上するよう援助する制度です。厚生労働省によれば、日本全体の生活保護世帯数では、高齢者世帯の受給増加により、世帯全体は増加していますが、高齢者世帯以外の世帯については減少傾向が続いています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行による社会的な影響などにより、多くの年代で生活に困窮する人の数は増加する可能性があります。
- 誰もが地域社会の一員として、健康で文化的な生活が送れるよう、自立のための相談や就労の支援等を通じて、自立の助長を行います。



市が行う主な取組

【主な取組】

取組名	内容	所管課
生活保護制度の適正な運用	地区担当員（ケースワーカー）の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、生活扶助費等の適正化に努めます。	生活福祉課
医療扶助費の抑制	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進、社会的入院者の退院促進等とともに、被保護者健康管理支援事業等を通して、生活保護費に占める医療扶助費の抑制を図ります。	生活福祉課
生活の相談・指導の実施	生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。	生活福祉課
就労の促進	被保護者の就労支援により、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。 就労することが困難な生活保護受給者に対して、就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業を実施します。	生活福祉課

【主な事業目標】

区分	事業名	令和元年度 現在	令和8年度 目標	所管課
	(内容)			



市民・活動団体にできることの検討

- 生活保護世帯が地域で安定した自立生活ができるよう見守る。



市内の事業者(所)にできることの検討

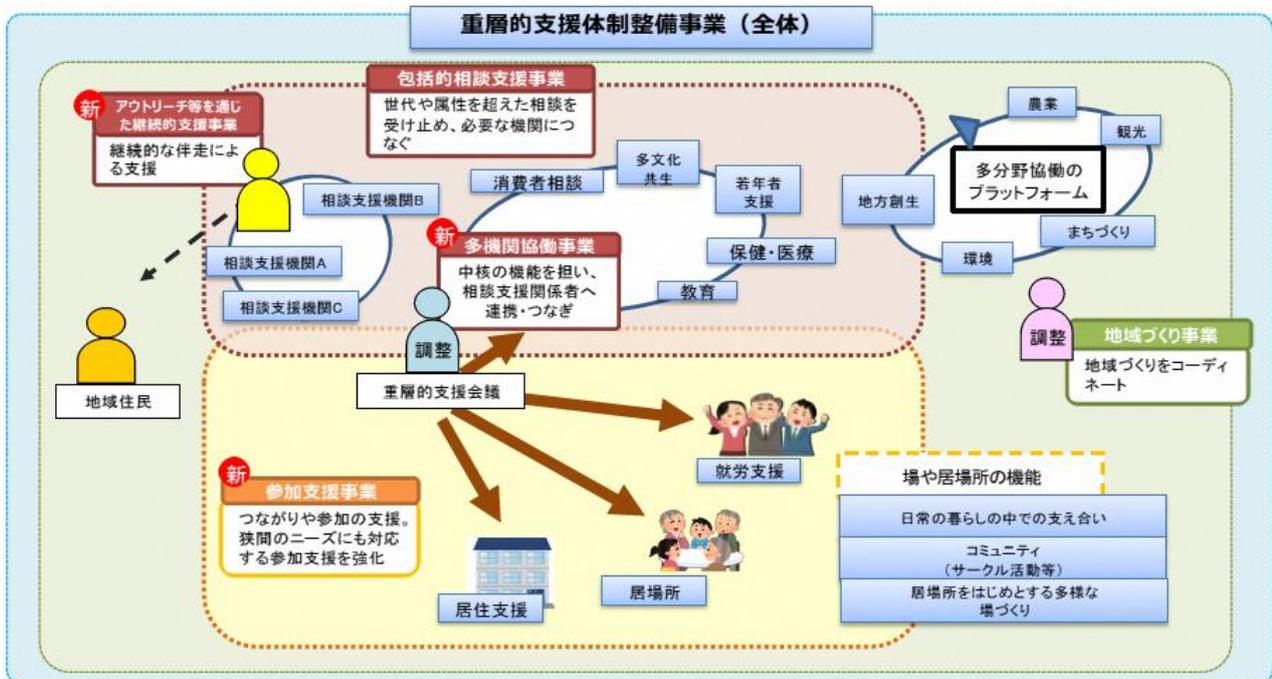
- 生活保護受給者に対する就労支援・生活支援等について、行政機関等との情報連携に努める。

8 重層的な支援体制の整備に向けた検討

■課題と方向性

- 福祉における総合的な流れとして、国は障害福祉、高齢者介護、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会として、「地域共生社会」をコンセプトに掲げ、その具体化に向けた改革を進めています。地域共生社会の実現に向けては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和2年5月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法に基づく事業と、従来の対象者別支援の根拠となっている介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一体のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。
- この「重層的支援体制整備事業」は、①相談支援、②参加支援事業、③地域づくり事業の3つを一体的に行うものとして提案されています。
- 本市においても、本計画の期間内において、「重層的支援体制整備事業」の創設に伴うメリット・デメリット等を整理し、事業の実施について検討します。

《重層的支援体制整備事業のイメージ図》



出典：厚生労働省

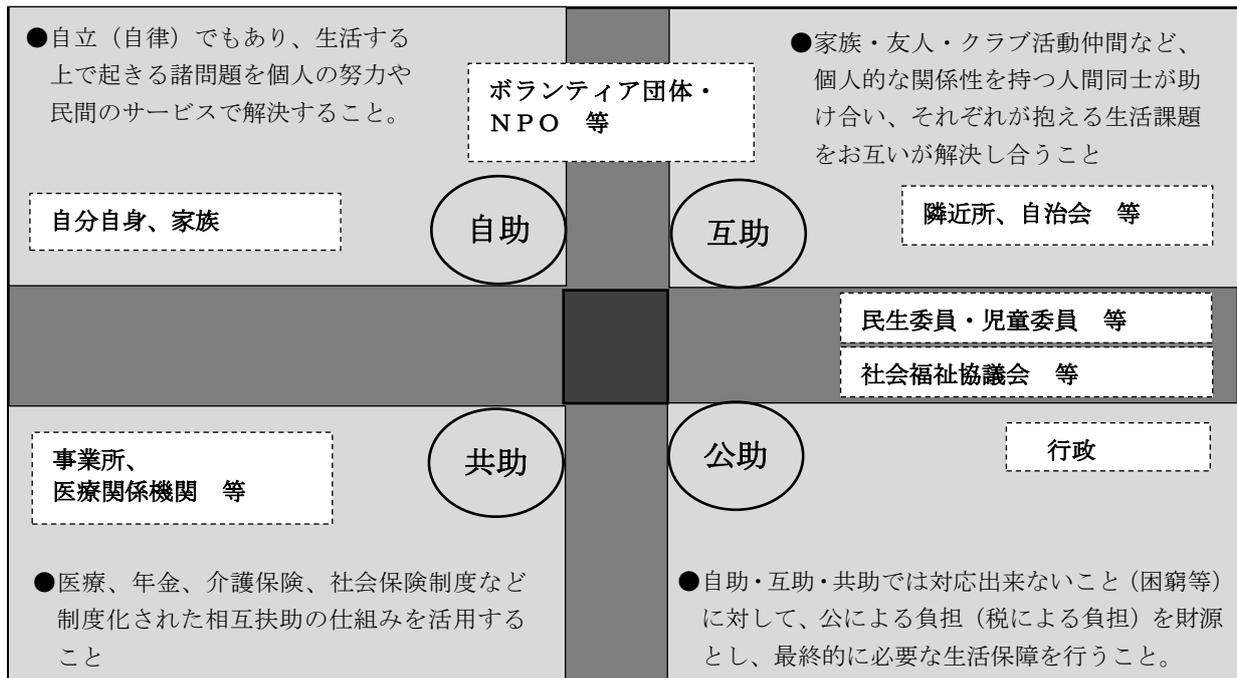


市が行う検討

【重層的支援体制整備事業の枠組】

枠組名	検討内容	想定所管課
① 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める包括的相談支援事業の実施。 ○ 複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業の実施。 ○ 必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施。 	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課
② 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズ（※1）に対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持ったり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援（※2）の実施。 <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりである 等</p> <p>（※2）就労支援、見守り、居住支援 等</p>	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課
③ 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援の実施。 ○ 事業の実施に当たって、以下の場及び機能の確保。 <ul style="list-style-type: none"> ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所 ②地域福祉コーディネーター機能の充実など、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能。 	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 子ども家庭部全課

《自助・互助・共助・公助の関係性》



第5章 計画の推進と進行管理



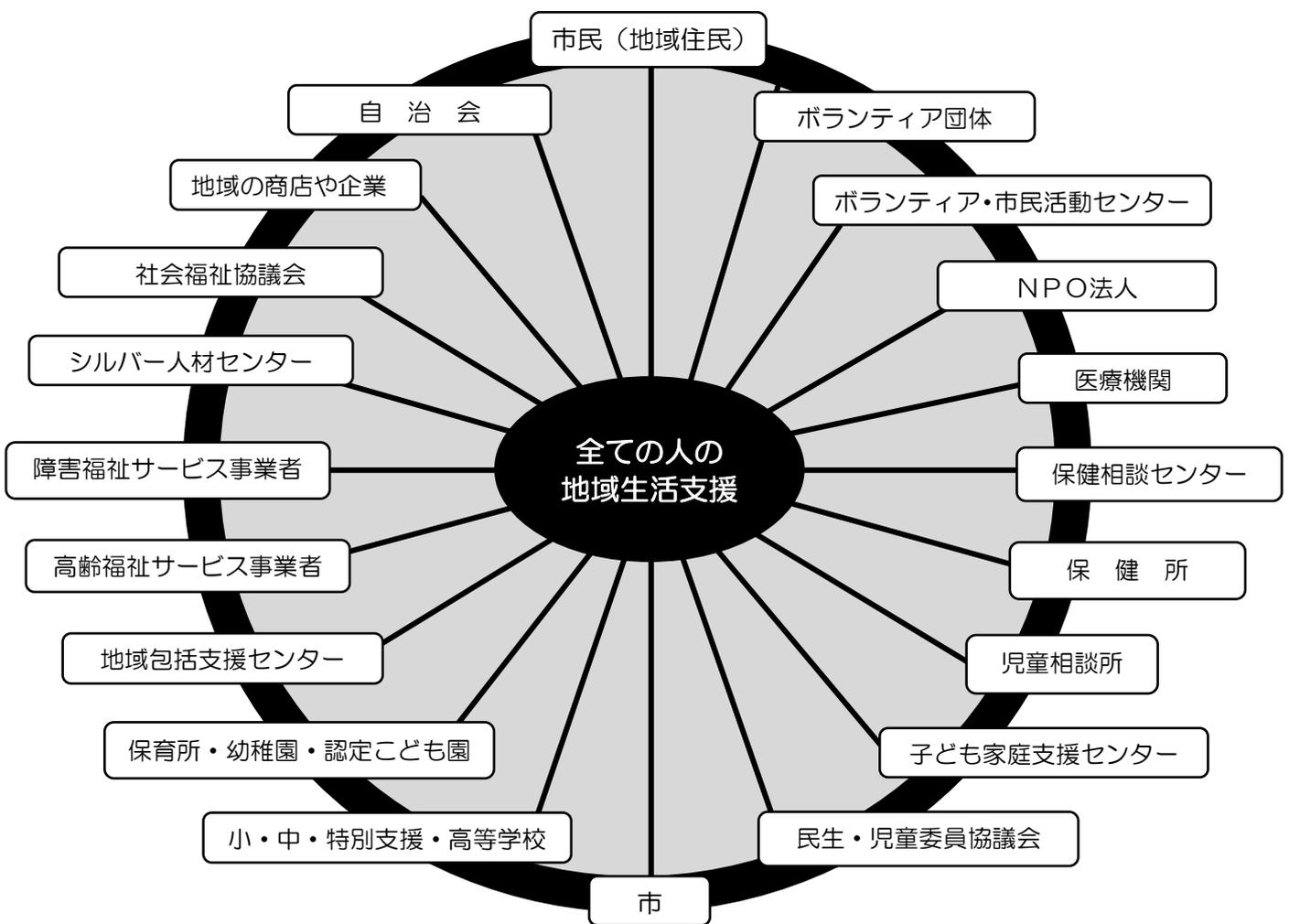
第1節 計画推進の体制

1 推進体制の考え方 — 適切な役割分担による計画の推進 —

本計画を推進するに当たっては、市民・事業者・市の連携・協働が不可欠です。

そこで、「市民活動団体との協働に関する指針」に基づき、地域においてそれぞれが主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体が共に連携・協働の視点で取組を行っていくことが求められます。

[連携・協働のイメージ図]



2 期待される役割 — 具体的な推進内容 —

(1) 市民・活動団体の役割

市民（地域住民）一人一人が地域福祉についての理解を深めるとともに、地域を構成する一員であることを認識することが大切です。身近な場所で自分にできることは何かを考え、個人として、ボランティア団体やNPO法人等のメンバーとして、自主的・積極的な地域福祉活動を実践し、助け合いながら、地域福祉を実現していくことが期待されます。

(2) 事業者（所）の役割

福祉サービスの提供者として、市民（地域住民）の多様なニーズに応えるとともに、サービスの質の向上に努め、地域のネットワークなどを通じて他のサービスと連携し総合的なサービス提供の実現を図っていくことが求められます。

また、地域の商店や企業などが、地域福祉についての理解を深め、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

(3) 市の役割

市は、本計画に定める施策・事業を実行し、地域福祉の推進に努めます。

市民（地域住民）、事業者（所）の地域福祉に関する活動について、自発性・自主性を尊重するとともに、自主的・積極的に地域福祉活動に参加できるよう、参加しやすい機会や分かりやすい情報の提供など必要な支援を実施します。また、地域で発見される生活課題について、情報の共有と問題解決のためのコーディネーターの配置、活動の場や機会などの環境整備に努めます。

そのほか、公的な福祉サービスでの対応が必要な場合には、早急に福祉サービスを提供するとともに、担当組織が連携し、横断的な解決を図ります。

※ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図る中心的な団体」として位置付けられており、地域住民主体の活動を支援していくという重要な役割を担っています。

また、地域福祉を推進するため、社会福祉協議会がコーディネート役となって、地域の人と人、関係団体、関係機関などを結び、地域での「共に支え合う」活動の実践につなげ、互いがそれぞれの多様性を認め合う豊かな福祉コミュニティへと発展させていくことなどの役割も担っています。

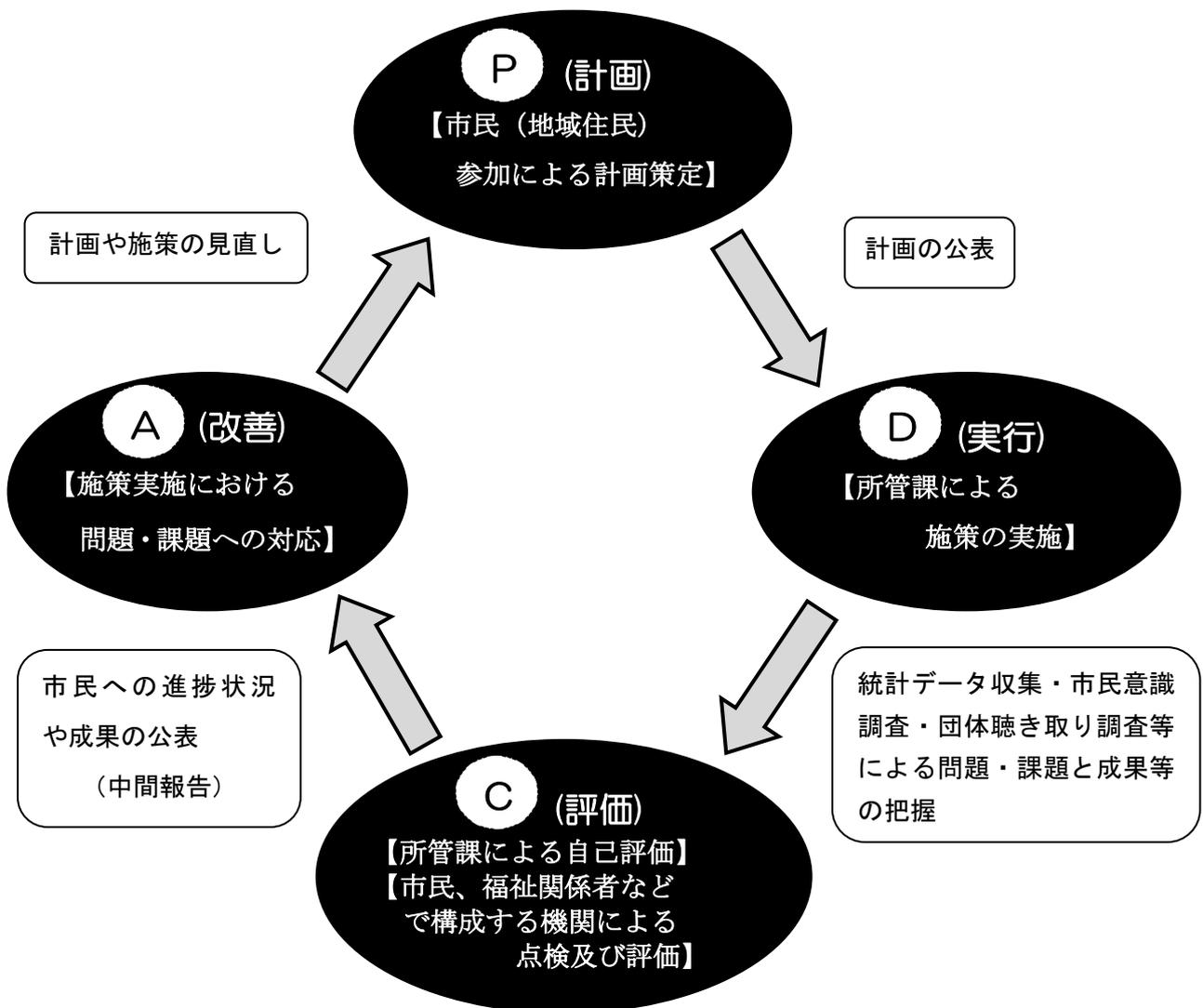
第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理と評価

本計画を実効性あるものとして推進するため、所管課による施策・事業の自己評価の後、市民、福祉関係者などで構成する機関において点検及び評価を行うとともに、取りまとめた中間評価の状況を市報、ホームページを通じて広く市民に公表します。

また、新たな問題・課題への対応を図るため、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

【進行管理のイメージ】



(1) 所管課による自己評価

本計画の各施策・事業について、所管課が自己評価・フォローを行いながら、計画に基づく事業の実施に努めます。

(2) 市民、福祉関係者などで構成する機関による点検及び評価

市民、福祉関係者などで構成する機関において、施策・事業の進捗状況を点検・評価し、必要に応じて新たな課題への対応や今後の取組の方針について協議します。

(3) 市民への公表

取りまとめた点検・評価の状況を市報・ホームページを通じて市民へ公表していきます。

第 5 回地域福祉計画策定懇談会の日程について

令和 2 年 1 1 月 ・ 1 2 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	12/1	2	3	4	5
6	7 調整会議	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
		パブリックコメント				

候補日 月 日 午前・午後 時から

第3回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会及び 第4回武蔵村山市地域福祉計画策定委員会における指摘・修正点

頁は今回資料2のものとなっている。

懇：第3回策定懇談会指摘事項

委：第4回策定委員会指摘事項

項目	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)	参照ページ
第1章 5 地域福祉をとりまく 動向 ◇地域福祉の提供団体の 多様化	懇	3行目、「公益性の認定を受けた一般法人」と書いてあるが、これは後ろに一般財団法人があるので、前は社団法人と記載した方がよい。	「一般法人・一般財団法人等」となっているため、「一般社団法人・一般財団法人」に修正を行う。	13
第1章 第3節 計画の期間	委	「食育推進計画」と「健康増進計画」の期間が1年ずれているため修正をお願いする。	計画年度を合わせて修正。	17
第2章 2 地域福祉の現状 ◇自治会の組織状況	委	市内自治会数は56のため修正をお願いする。 また、自治会区域図について余計な文言が入っているため、所管課から提供を受け、きれいな図に差し替えをお願いする。	自治会数を56に修正し、図を差替え。	22
第2章 2 地域福祉の現状 グラフ	委	グラフ中、実線と点線が逆のため修正をお願いする。	グラフを修正し差替える。	23
第2章 2 地域福祉の現状 (1)②地域資源に関する 主な取組	懇	地域包括支援システム等を位置付ける中で、重要な役割に地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターが置かれている。ボランティアの活動に関する主な取組だけでなく、地域福祉コーディネーターの取扱いを記載してほしい。	24頁「(2) 社会福祉協議会について」を新設。 地域福祉コーディネーターの活動等について記載している。	23

項目	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)	参照ページ
第2章 2 地域福祉の現状 (2)社会福祉協議会について	委	受託事業に「ファミリーサポートセンター」が、指定管理者事業に「高齢者在宅サービスセンター」が記載されているため、削除をお願いする。	「ファミリーサポートセンター」については直営に、「高齢者在宅サービスセンター」については廃止となっているため削除。	24
第2章 2 地域福祉の現状 (3)用語説明	委	避難行動要支援者について、本市で乳幼児等を対象としているのか。市で対象としていないのであれば記載について再考をお願いする。	乳幼児を対象としていないため記載を削除する。	25
第2章 2 地域福祉の現状 (4)下段グラフ	委	説明について、増加傾向とは言えないため説明文言の再考をお願いする。	説明について記載を修正する。	26
第4章 第1節 1 下部 用語説明	委	ノーマライゼーションの説明として「高齢者や障害のある人」とあるが、高齢者は含まないと思うので、意味の確認をお願いする。	高齢者を「体の不自由な人」という意味で使用していると思われるが、「障害のある人がない人と同様の生活を送る」という考え方のため、削除する。	76
第4章 第1節 市内の事業者にできる事の検討	懇	社内ボランティアサークルの記載があるが、ボラセンへの登録はなく、事業者に求めるものとして適切か疑問である。 例えば、その事業者のスキルを活かした、プロボノみたいなかたちで社会貢献ができるよう、記載できないか。	社内ボランティアに関する記載を削除し、企業のCSR活動としてを記載している。	81
第4章 第2節 1 ■課題と方向性	懇	地域福祉コーディネーターの記載について、社会福祉協議会が単独で事業、活動を行っているような表現に止まってしまっている。市として地域福祉コーディネーターを配置していくという方向性を盛り込んでいただけたらありがたいと思っている。	24 頁「社会福祉協議会について」を新設し、地域福祉コーディネーターの記載を移設。 コーディネーターの配置についての記載は検討。	82

項目	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)	参照ページ
第4章 第2節 3 市が行う主な取組 地域の見守り活動の推 進 市民に対する犯罪被害 の防止対策の推進	委	所管課について、防災安全課でも、HP 等で情報提供を行ったり、防犯パトロールや見守り番を行っているため、追加をお願いします。	防災安全課について記載をする。	86
第4章 第2節 1 市が行う主な取組 福祉活動推進のための 情報の提供	委	ボランティア、NPO、NPO 法人などの表記は、協働推進の計画に合わせて整合を図るようお願いする。	協働推進の計画を確認し整合を図る。	87
第4章 第2節 4 ■課題と方向性	懇	「課題と方向性」について、一番下「～体制・意識づくりに努めます。」は、現状と課題なので、「体制・意識づくりが必要である。」や「体制・意識づくりが求められている。」の方がよい。	「体制・意識づくりが求められています。」に修正したが、頁の都合により、現状を第2章に統一したことから、「現状と課題」から「課題と方向性」としたため、そのままの記載でも良いのではないかと。	89
第4章 第2節 4 再犯防止推進計画	懇	計画の内容は確かに記載の内容であると思うが、記載内容の言葉が出てくる背景の裏にある個々のものを、市としてどういうふうにしていくのだというのを、全体的にまとめていただきたい。	計画では市としての取組の方向性を示す形での記載で検討。	91
第4章 第2節 5 市民・活動団体にでき ることの検討	委	「悩み事や心配ごと」とあるが、「悩みごとや心配ごと」ではないか。漢字と平仮名の使い分けについて統一をお願いします。	本市の係でも「市民なやみごと相談係」は平仮名のため、平仮名に修正する。	93
第4章 第2節 5 自殺対策計画	委	本市では高齢者と生活困窮者の自殺が多いため、そこに焦点を当てた取組を盛り込みたい。	健康推進課と調整を行う。	94

項目	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)	参照ページ
第4章 第3節 1 市が行う主な取組 地域包括ケアシステム の体制整備	委	所管課について、主の所管課（高齢福祉課）を一番上部に持ってくるように変更をお願いします。見た人が、わかりやすく所管を把握できるように、他のすべての取組についても同様に願う。	所管の記載順について、関係の深い所管課の順に並べ替えを行う。	97
第4章 第3節 3 市が行う主な取組 市長申立て制度の運用 成年後見制度利用の費用助成	委	所管課について、高齢福祉課及び障害福祉課が記載されているが、手続きの所管は福祉総務課のため、記載をお願いします。	福祉総務課を追加。	102
第4章 第3節 4 市が行う主な取組 母子保健事業の推進	委	所管課について、今年度から母子保健事業を「子ども子育て支援課」に所管変えたため、記載の変更をお願いします。	「健康推進課」を「子ども子育て支援課」に修正する。	105
第4章 第3節 4 市が行う主な取組 保健・福祉総合システムの整備と活用	委	既にシステムの整備については完了しているため、記載の必要はあるか。記載するのであれば内容を再考願う。	現時点では記載を削除。 保健・福祉総合システム等各種システムの今後の動きについて確認し、記載を残すか検討を行う。	106
第4章 第3節 4 市が行う主な取組 食育の取組	委	所管課について、食育は健康推進課にて行うため、健康推進課の追加をお願いします。	健康推進課を追加。	106
第4章 第3節 5 市が行う主な取組 就労の場の確保	委	所管課について、出張ハローワークを産業観光課で行っていたと思うため、確認して追加をお願いします。	産業観光課を追加。	108
全体	委	年と年度の統一と和暦と西暦の並列なのか、統一するかの検討をお願いします。	最終的にすべて確認し統一する。	-

項目	会	意見等の概要	素案への反映等(反映予定)	参照ページ
全体	委	印刷は白黒であると思うため、図など白黒の濃淡で記載しているものについては、印刷時に見えづらくなならないよう調整をお願いします。	印刷前に見え方について確認する。	-
全体	委	第4章の取組については、事業の規模やつながりにより掲載順番の並べ替えをお願いします。	確認し並べ替えを行う。	-

1 基本理念

第3回懇談会提示案

- ① だれもが身近な地域や家庭で 安心して暮らせる福祉のまち (第四次と同様)
- ② 地域でつながり 共に支え合う 福祉のまち
- ③ 地域で支え合い 誰もがいきいきと 幸せにくらせる福祉のまち
- ④ 誰もが住み慣れた場所で 互いに助け合い 安心して暮らせる福祉のまち
- ⑤ 多様性が尊重され 地域のきずなを活かしながら ともに支え合う福祉のまち
- ⑥ お互いを尊重し 支え合いながら いきいきと幸せにくらせる福祉のまち

懇談会の意見

- ・「福祉のまち」のニュアンスに違和感がある。
- ・地域のつながりが薄い ⇒ つながりを強調するワードを入れる。
- ・ただ「暮らせる」ような消極的な内容ではなく、能動的・積極的な地域を「つくる」イメージの内容とする。
- ・「誰もが」よりは「みんなが」の方がよい。

「つながり」「支え合い」「QOL (その人らしさ・自分らしさ)」の3つを入れ込む

懇談会意見を踏まえた提示案

- ① 地域でつながり 互いに助け合いながら 自分らしく活躍できるまち
- ② 地域の絆を生かしながら ともに支え合い みんながいきいきと暮らせるまち
- ③ お互いに自分らしさを認め合い 支え合いながら 地域の絆をはぐくむまち
- ④ みんなが自分らしく 身近な場所で行き交い助け合えるまち
- ⑤ みんながつながり 支え合い 地域の主役となって活躍できるまち

2 基本視点

各論が「市の取組」「市民の取組」「事業者の取組」という構成をとっていると思われるため、同様の「市民と事業者と市の協働 ～同じ視点を目指して～」と同様にする。